

(資料1)

令和7年7月3日

新宿区情報公開・個人情報保護審議会資料

総合政策部区政情報課

令和6年度及び令和7年度新宿区個人情報保護管理運営会議 における審議案件について

新宿区個人情報保護管理運営会議で令和7年2月から令和7年6月に審議した案件について、下記のとおり報告する。

記

1 個人情報保護管理運営会議における審議案件及び結果

No.	審議案件	担当課	区分	付議日	審議結果
1	データ共有・交換システムの利用に係る外部結合について	行政管理課、情報システム課	外部結合	2月13日	承認
2	新宿区外転出者の現地調査に係る業務の委託について	税務課、医療保険年金課	業務委託	2月13日	承認
3	財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について	税務課、医療保険年金課	外部結合	2月13日	承認
4	情報紙訪問配布事業及び熱中症予防啓発事業に係る宛名等の印字委託について（委託内容の追加）	高齢者支援課	業務委託	2月13日	承認
5	配偶者暴力相談支援センターDV相談ダイヤル業務に係る外部結合等について	男女共同参画課	外部結合、業務委託	2月13日	承認
6	学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」におけるお弁当配送サービス業務の委託について	子ども家庭支援課	業務委託	2月13日	承認
7	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二に基づく助言・指導等にかかる業務委託について	住宅課	業務委託	2月13日	承認
8	口座振替支払事務に係る外部結合等について（受渡方法の変更）	会計室	外部結合、業務委託	2月13日	承認
9	会議録検索システムへの外部結合等について	議会事務局	外部結合、業務委託	2月13日	承認
10	LOGOフォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）	区政情報課、情報システム課、健康づくり課	外部結合	3月27日	承認
11	eLTAXシステムに係る外部結合等について（手続の追加）	税務課	外部結合、業務委託	3月27日	承認
12	戸籍への氏名の振り仮名登録に関する電算処理等について	戸籍住民課	電算処理、外部結合、業務委託	3月27日	承認
13	経営サポート事業に係る業務システムの開発等について	産業振興課	電算処理、外部結合、業務委託	3月27日	承認

14	児童相談業務用タブレット端末の導入に係るシステムの開発等について	子ども家庭支援課	電算処理、外部結合、業務委託	3月27日	承認
15	妊婦のための支援給付事業に係るシステムの構築等について	健康づくり課	電算処理、外部結合、業務委託	3月27日	承認
16	健康診査・がん検診等の印字等業務に係る外部結合等について（一部変更）	健康づくり課	外部結合、業務委託	3月27日	承認
17	特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導等業務に係る外部結合等について（受渡方法の追加）	健康づくり課	外部結合、業務委託	3月27日	承認
18	「新宿の森」自然体験ツアーに係る外部結合等について	環境対策課	外部結合、業務委託	3月27日	承認
19	省エネルギー及び創エネルギー機器等補助金受付事務等委託について	環境対策課	業務委託	3月27日	承認
20	新宿区木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における事業効果の分析・評価に係る業務委託について	防災都市づくり課	業務委託	3月27日	承認
21	木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における道路用地補償業務委託について	防災都市づくり課	業務委託	3月27日	承認
22	木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における土地分筆登記等業務委託について	防災都市づくり課	業務委託	3月27日	承認
23	L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）	区政情報課、情報戦略課、人材育成等担当課	外部結合	4月18日	承認
24	新宿区職員エンゲージメント向上等支援に係る業務の委託について	人材育成等担当課	業務委託	4月18日	承認
25	新宿区職員ストレスチェックに係る業務の委託について（委託内容の変更）	人材育成等担当課	業務委託	4月18日	承認
26	令和7年度新宿区防犯機器等購入緊急補助事業に係るシステムの開発等について	危機管理課	電算処理、外部結合、業務委託	4月18日	承認
27	児童手当制度事業に係る支払通知書等への印字及び封入封緘業務の委託について	子ども家庭課	業務委託	4月18日	承認
28	建築確認台帳の基礎データ整備に係る業務の委託について	建築指導課	業務委託	4月18日	承認
29	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について	教育指導課	外部提供	4月18日	承認
30	L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）	区政情報課、情報戦略課、総務課、学校運営課、選挙管理委員会事務局	外部結合	5月22日	承認
31	新宿区定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）	総務課	電算処理、外部結合、業務委託	5月22日	承認
32	銀行スマホ決済（モバイルレジ等）を活用した特別区民税・都民税・森林環境税等のインターネットバンキング納付の導入に伴う収納サービス提供事業者との外部結合等について（納付方法の追加）	税務課	外部結合、業務委託	5月22日	承認

33	銀行スマホ決済（モバイルレジ等）を活用した介護保険料のインターネットバンキング納付の導入に伴う収納サービス提供事業者との外部結合等について（納付方法の追加）	介護保険課	外部結合、業務委託	5月22日	承認
34	銀行スマホ決済（モバイルレジ等）を活用した国民健康保険料のインターネットバンキング納付の導入に伴う収納サービス提供事業者との外部結合等について（納付方法の追加）	医療保険年金課	外部結合、業務委託	5月22日	承認
35	後期高齢者医療保険料の納付における銀行スマホ決済（モバイルレジ等）、モバイルレジクレジット決済及び電子マネー決済の導入等について	高齢者医療担当課	外部結合、業務委託	5月22日	承認
36	新宿区アセットマネジメント支援システムデータの改修について	建築調整課	電算処理、業務委託	5月22日	承認
37	L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）	区政情報課、情報戦略課、学校運営課	外部結合	6月27日	承認
38	e L T A X システムに係る外部結合等について（手続の追加）	税務課	外部結合、業務委託	6月27日	承認
39	マイナポータル申請管理システムとの外部結合等について（特定個人情報保護評価の報告）	税務課	電算処理、外部結合	6月27日	承認
40	住民税未申告者に送付する特別区民税・都民税申告書等の印字及び封入封緘に係る業務の委託について	税務課	業務委託	6月27日	承認
41	環境活動人材ネットワーク事業に係る業務の委託について	環境対策課	業務委託	6月27日	承認

※各事業に係る事項の詳細については、別紙のとおり。

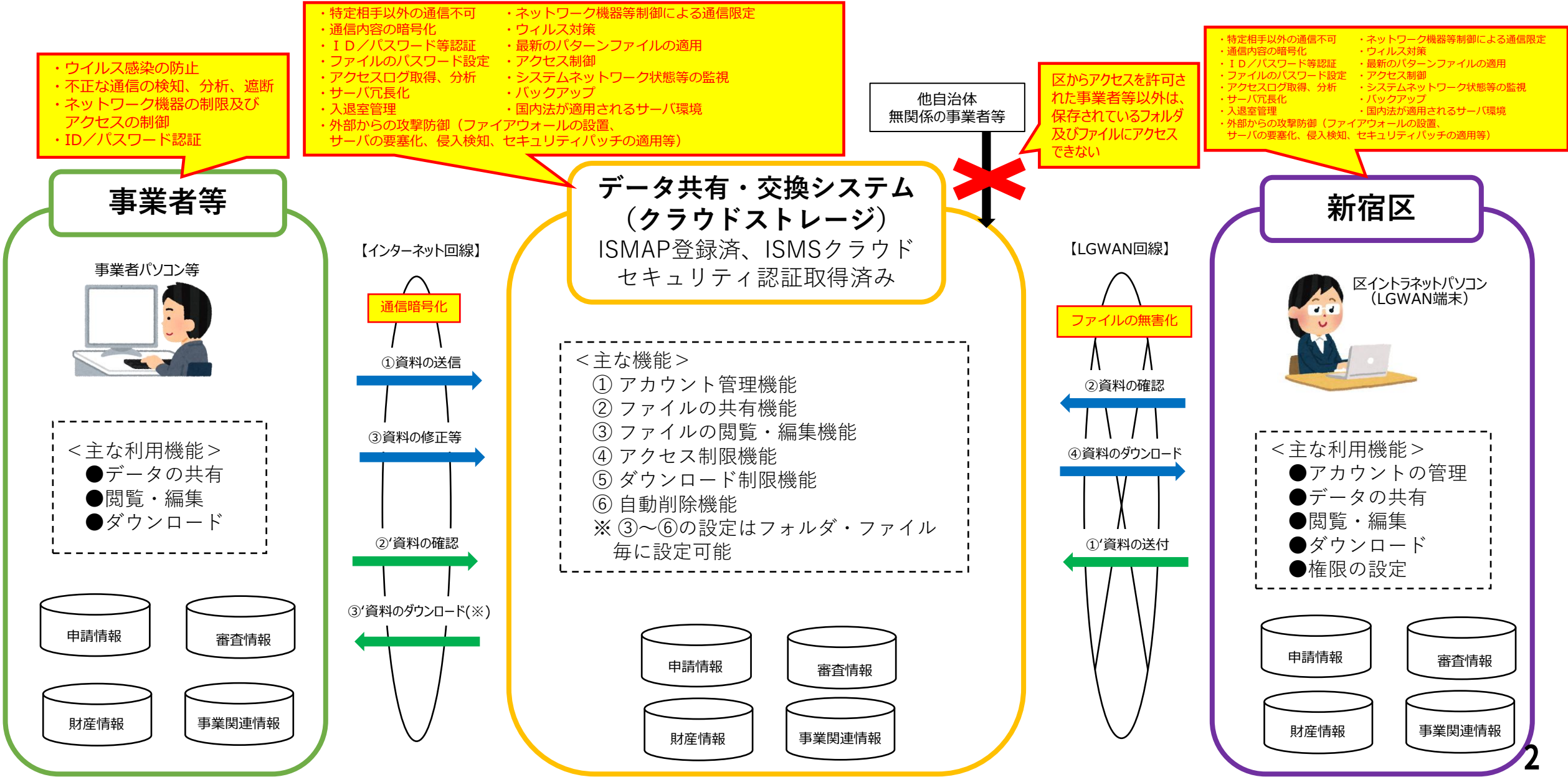
2 その他

個人情報保護管理運営会議にて審議した案件については、区ホームページで公開する。

データ共有・交換システムの利用に係る外部結合について（No.1）

事業名	効果的・効率的な業務の推進
担当課	行政管理課、情報システム課
区 分	外部結合
目 的	データ共有・交換システムを導入することで、紙やU S Bメモリ等の外部記録媒体の紛失による個人情報の流出事故の防止やデータ共有・交換における事務の効率化を図る。
対象者	データ共有・交換システムでデータを交換することとなる業務の関係者
事業内容	1 概要 現在、区では、庁外の関係者とデータ共有・交換を行う際には、紙媒体の郵送のほか、メールやどこでもキャビネット、パスワード付の外部記録媒体（USBメモリ、CD-R等）等を利用している。しかし、個人情報を含むデータや5MB以上の大容量のデータの交換方法は限られており、迅速なデータ共有・交換が出来ない状態である。また、外部記録媒体（USBメモリ、CD-R等）等については、パスワード付としているが、依然として紛失による個人情報の流出事故リスクが残っている。 このため、紛失による流出事故の防止やデータ共有・交換における事務の効率化に向けたデータ共有・交換ツール（BOX）を活用する。 2 外部結合の付議内容 データファイルの共有や閲覧のため、データ共有・交換システムと外部結合を行うことで、事業者等との間における受渡しの安全性を確保する。
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

データ共有・管理システムに係る個人情報の流れ

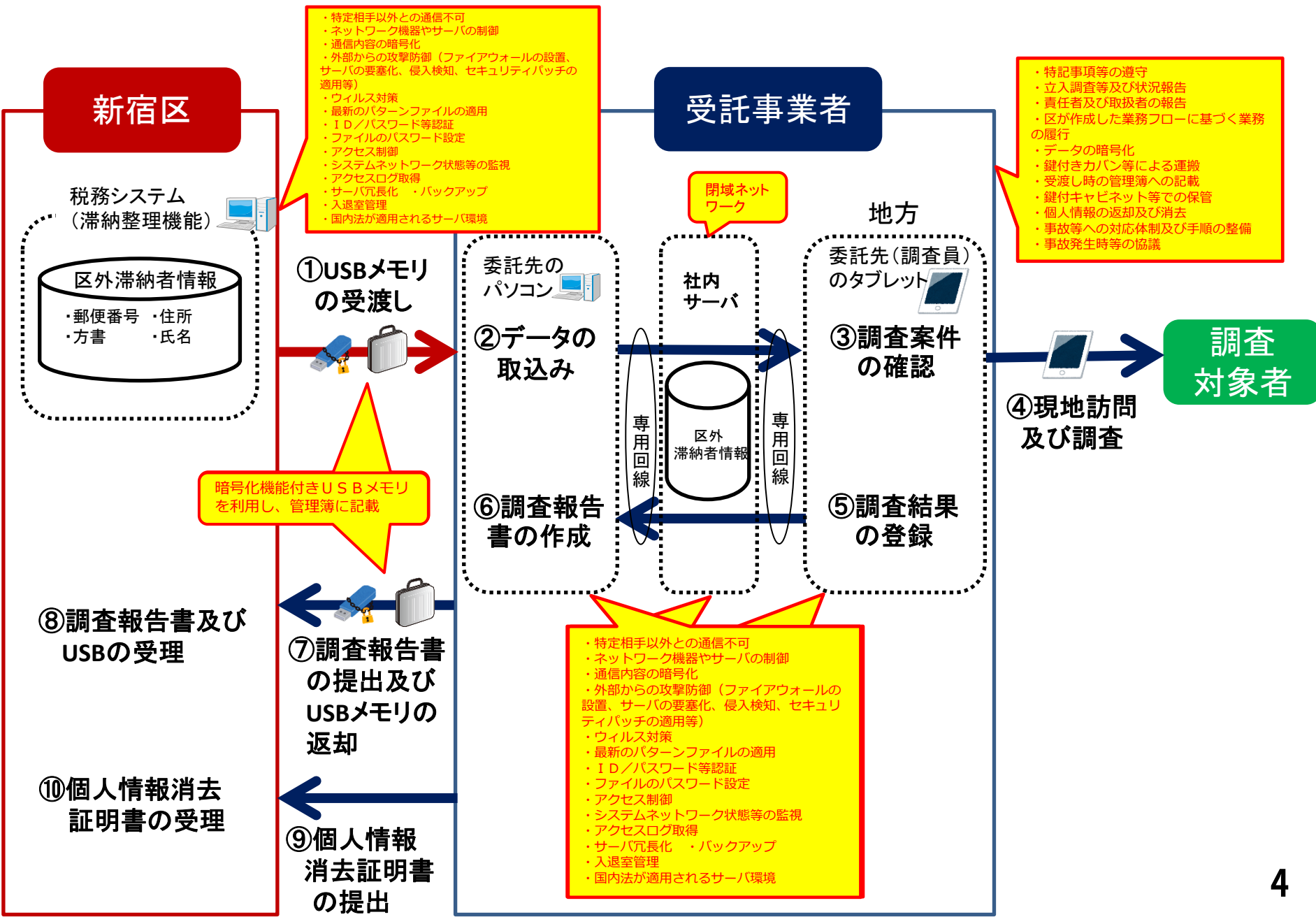


※区がアップロードしたファイルの編集権限、ダウンロード制限はファイル毎に可能

新宿区外転出者の現地調査に係る業務の委託について（No.2）

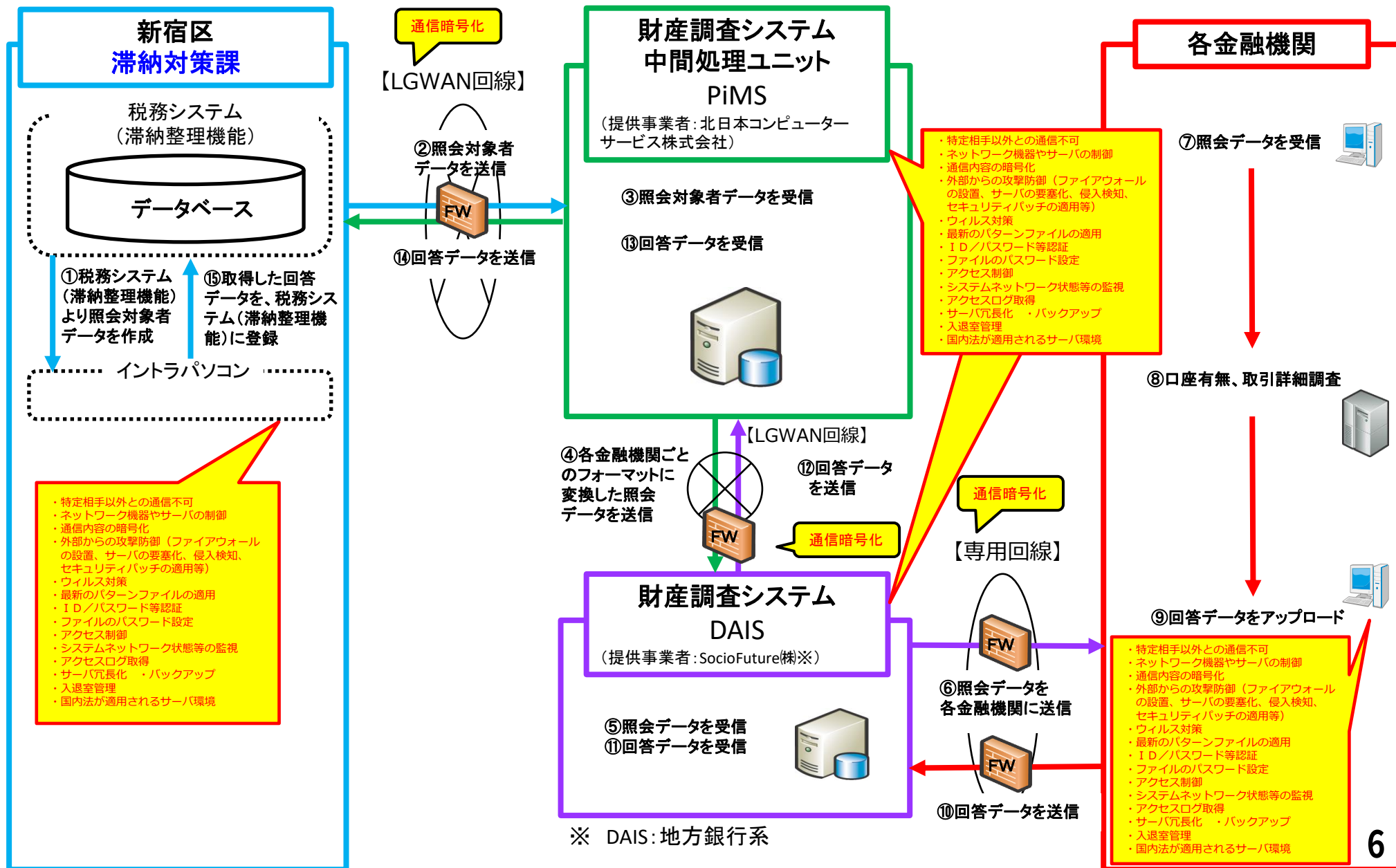
事業名	新宿区外転出者の現地調査業務の委託
担当課	税務課、医療保険年金課
区 分	業務委託
目 的	区外に転出した滞納者の居住実態を把握し、効率的な滞納整理を実施する。
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯主のうち、新宿区外に転出した者
事業内容	1 概要 令和7年1月より、特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料の滞納情報を一元的に管理するシステムを導入しており、令和7年4月からは、当該債権に係る滞納整理業務を一元的に担当する滞納対策課を設置している。 それに伴い、令和2年度より税務課で実施している新宿区外転出者の現地調査業務の委託範囲を拡大し（令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）、国民健康保険部門においても、区外滞納者の居住実態調査を委託することで、調査結果を基にした効率的な滞納整理に取り組むことが可能となる。 2 業務委託の付議内容 区外に居住する滞納者の居住地への訪問調査を実施し、居住実態の確認及び連絡票の手渡し等を行う。 3 対象者 最大800件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

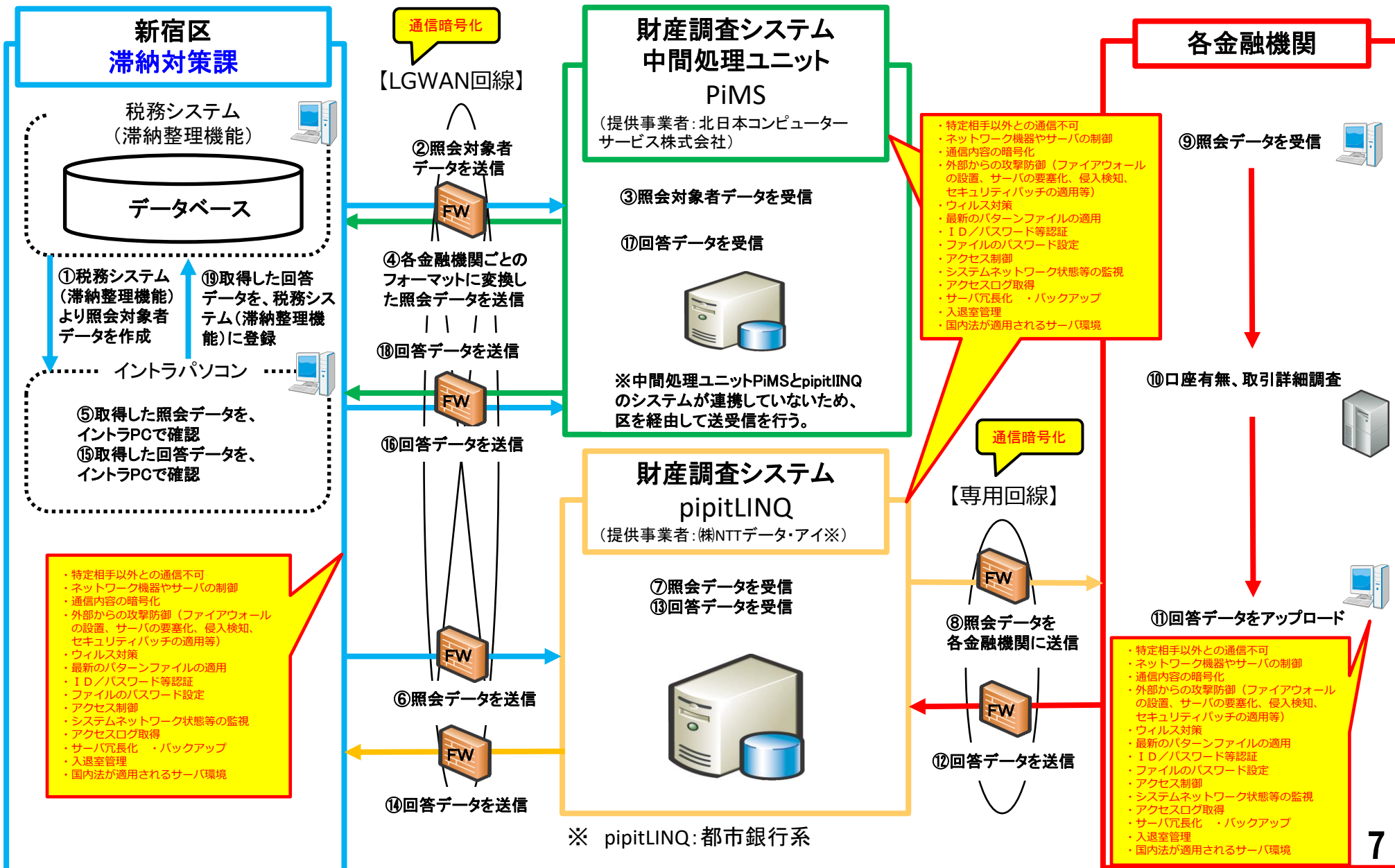
新宿区外転出者の現地調査業務の個人情報の流れ
※令和2年度より税務課で実施している業務に、国民健康保険部門を追加する。



財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について
(No. 3)

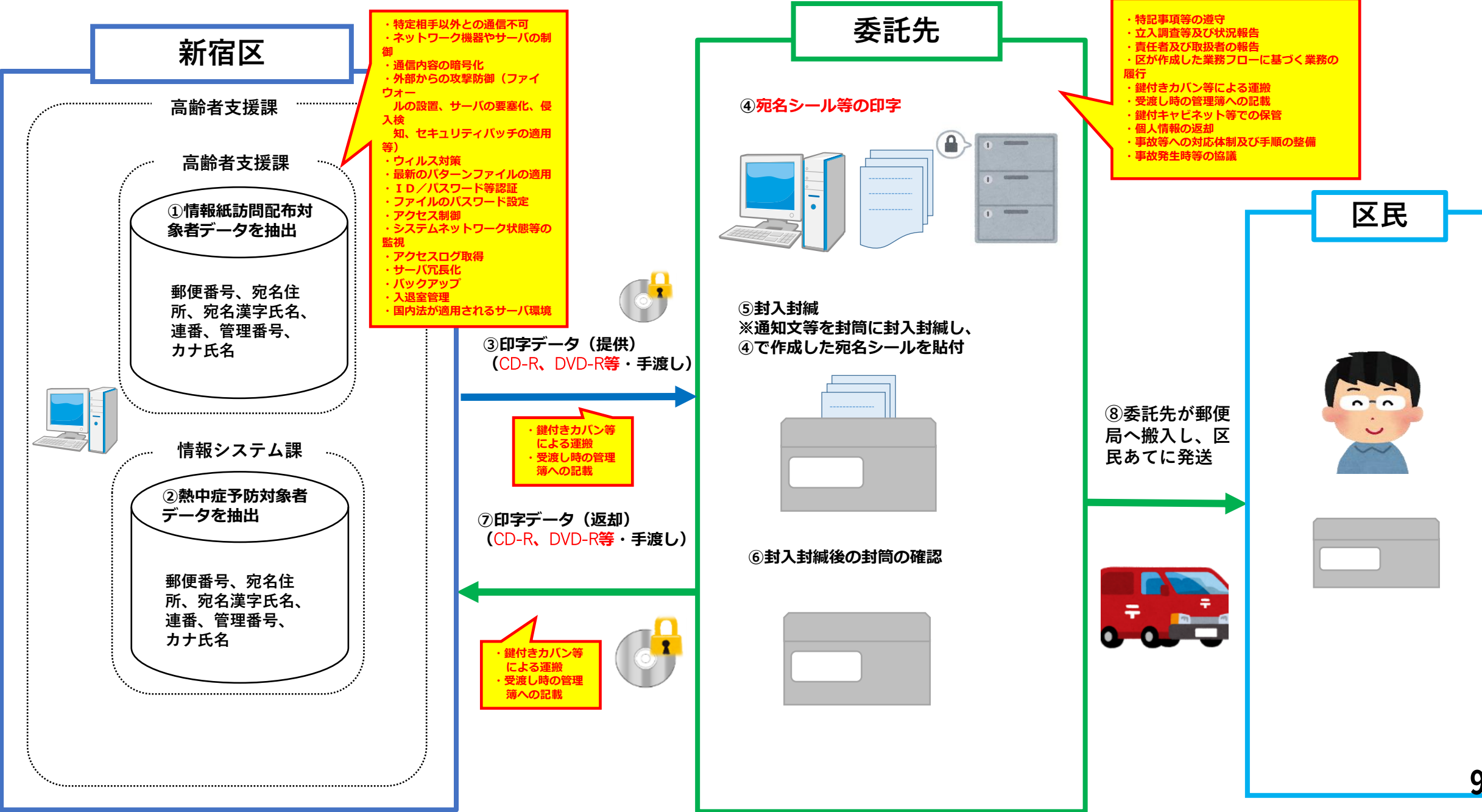
事業名	財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について						
担当課	税務課、医療保険年金課						
区 分	外部結合						
目 的	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯主について、大量かつ効率的な財産調査を行うことで、調査件数を増加させ、公正・厳格な滞納整理業務の推進及び業務の効率化を図る。						
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯主						
事業内容	1 概要 令和7年1月より、特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料の滞納情報を一元的に管理するシステムを導入しており、令和7年4月からは、当該債権に係る滞納整理業務を一元的に担当する滞納対策課を設置している。 それに伴い、令和4年度より医療保険年金課で導入している財産調査システムの利用範囲を拡大し（令和3年度第9回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）、住民税部門においても同システムを活用するとともに、処理速度を上昇させる中間処理ユニットを導入することで、対象者の調査件数を増加させ、公正・厳格な滞納整理業務の推進及び業務の効率化を図る。 2 外部結合の付議内容 財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットと外部結合を行う。 3 対象者 <table border="0"> <tr> <td>特別区民税・都民税・森林環境税</td><td>約15,000人</td></tr> <tr> <td>軽自動車税（種別割）</td><td>約1,500人</td></tr> <tr> <td>国民健康保険料</td><td>約29,000世帯</td></tr> </table>	特別区民税・都民税・森林環境税	約15,000人	軽自動車税（種別割）	約1,500人	国民健康保険料	約29,000世帯
特別区民税・都民税・森林環境税	約15,000人						
軽自動車税（種別割）	約1,500人						
国民健康保険料	約29,000世帯						
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり						





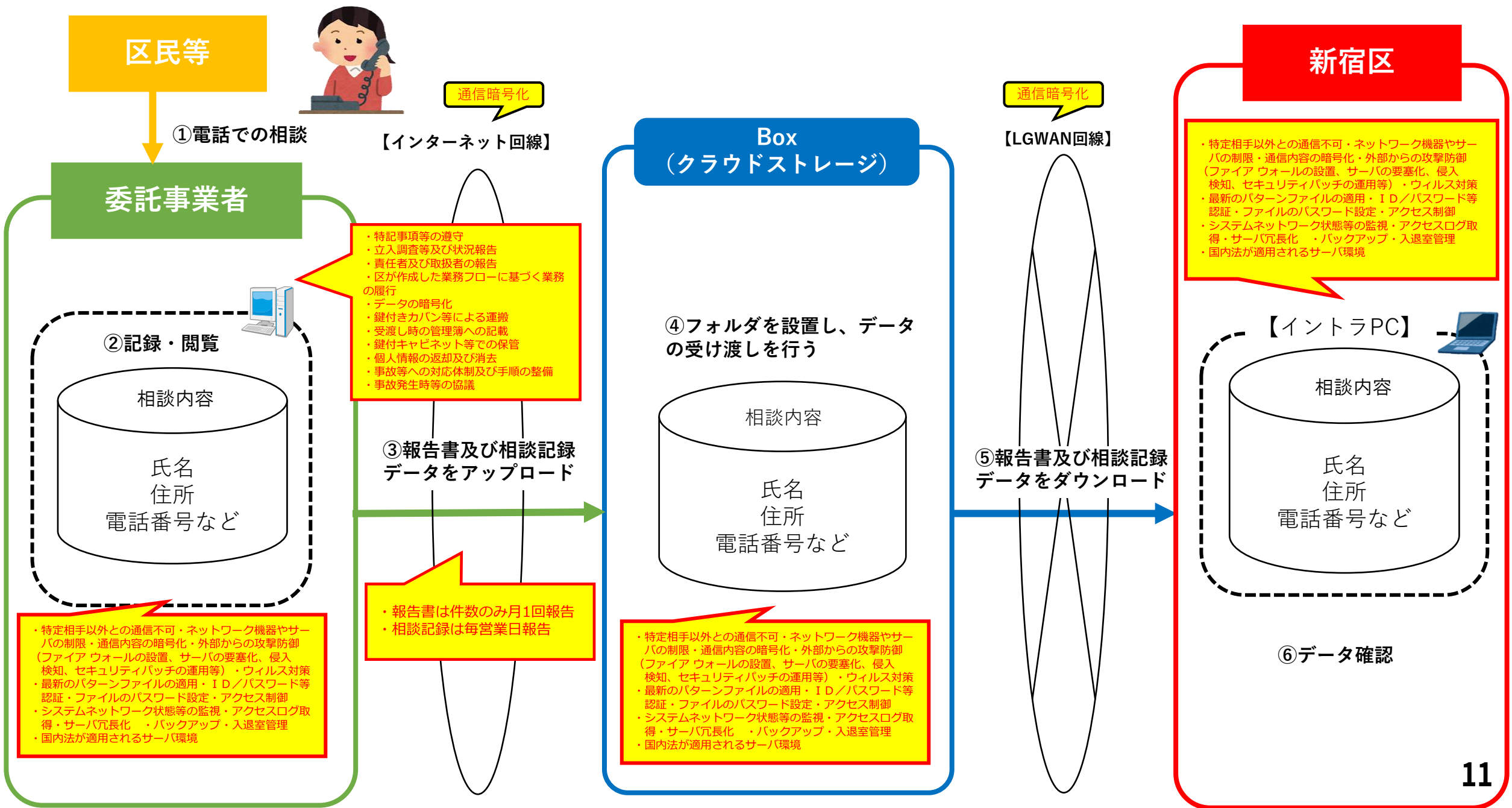
情報紙訪問配布事業及び熱中症予防啓発事業に係る宛名等の印字委託について（委託内容の追加）（No.4）

事業名	情報紙訪問配布事業及び熱中症予防啓発事業に係る宛名等の印字委託について
担当課	高齢者支援課
区 分	業務委託
目 的	宛名の印字及び封入封緘業務を委託することで業務の継続及び効率化を図る。
対象者	75歳以上の独居世帯及び75歳以上のみの世帯の者
事業内容	1 概要 区では、これまで情報紙訪問配布事業について、情報システム課が高速プリンタで対象者リストの印刷及び宛名の印字を行い、委託事業者に封入封緘業務を委託している（平成18年度第6回新宿区個人情報保護審議会了承済）。熱中症予防啓発事業についても、情報システム課が印字した宛名のシールを委託事業者において貼付していた。 この度、基幹業務システムの再整備に伴い、ホストシステムが廃止されることから、情報紙訪問配布事業については、高齢者支援課の情報紙訪問配布システムにより管理運用を行う。また、熱中症予防啓発事業については、情報システム課により対象者の抽出を行う。それに伴い、高齢者支援課及び情報システム課が抽出した対象者データを委託事業者へ送付し、委託事業者が印字を行ったうえで封入封緘する業務へ変更する。 2 業務委託の付議内容 区が宛名シールの印字及び帳票を印刷していたが、委託先業者で印字を行う。 3 対象者 情報紙：6,893件 熱中症：5,302件（令和6年度実績）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり



配偶者暴力相談支援センターDV 相談ダイヤル業務に係る外部結合等について（No. 5）

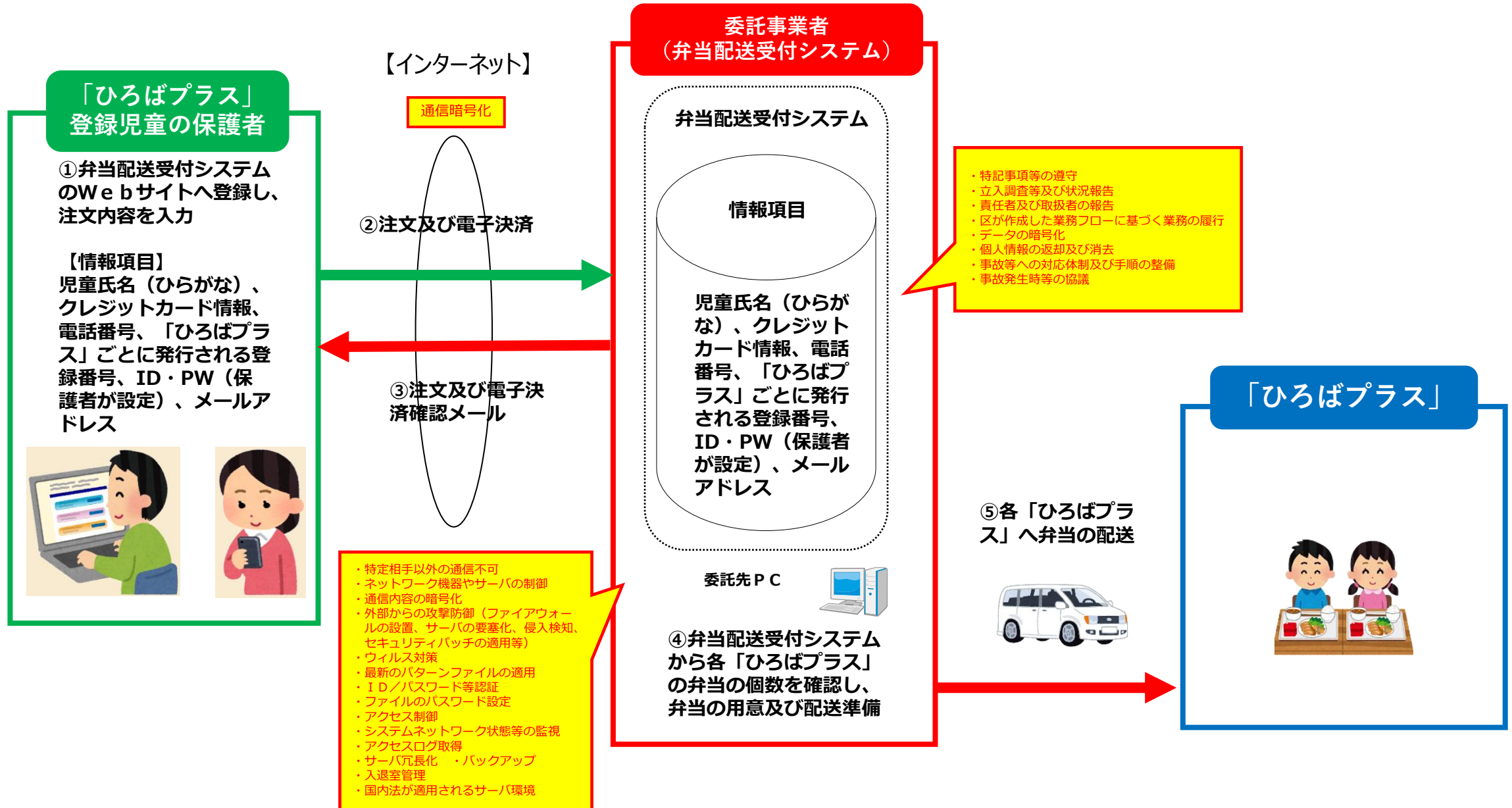
事業名	配偶者暴力相談支援センターDV 相談ダイヤル業務
担当課	男女共同参画課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	配偶者暴力相談支援センターDV 相談ダイヤルへの区民等からの問い合わせに対し、適切かつ円滑な応答を行う。
対象者	配偶者暴力相談支援センターDV 相談ダイヤルが受けた電話の発信者
事業内容	1 概要 区では、平成 29 年 10 月に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、DV 相談ダイヤルを開設した。本事業開始から 6 年が経過し、相談者への支援をより一層充実させるために、これまでの DV 相談ダイヤルの実績や、相談対応の状況を踏まえ、民間事業者に DV 相談ダイヤル業務を委託する。今後は、より専門知識と経験を有し、電話相談に関する技術訓練を行う、民間事業者に業務委託を行うことで、相談体制の拡充を図る。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 LGWAN 回線を介して区のイントラ PC とクラウドストレージを結合し、報告書及び相談記録のデータを取得する。 （2）業務委託 DV 相談ダイヤル業務を委託する。 3 対象者 485 件（令和 5 年度 DV 相談ダイヤル着信件数）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり



学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」におけるお弁当配送サービス業務の委託について（No.6）

事業名	学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」におけるお弁当配送サービス
担当課	子ども家庭支援課
区 分	業務委託
目 的	学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」において、夏休み等の学校長期休業期間中に、「ひろばプラス」を利用する児童の保護者の弁当作りの負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進するため。
対象者	学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」登録児童の保護者
事業内容	1 概要 学校長期休業期間中の学童クラブにおけるお弁当配送サービス事業については、区学童クラブ全30か所に登録する児童を対象とし、令和6年度の夏季休業期間から事業を開始した（令和5年度第12回管理運営会議承認済み）。 学童クラブにおける事業開始後、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」に登録する児童も対象としてほしいといった区民からの意見を踏まえ、令和7年度の春季休業期間から、「ひろばプラス」においてもお弁当配送サービス事業を実施することとした。 なお、学童クラブにおけるお弁当配送サービス事業と同様に、保護者が弁当配送業者から購入した弁当を1個から注文できるよう、配送委託料及び手数料については、区が負担する。 2 業務委託の付議内容 学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」登録児童の保護者が、お弁当の配送を希望する場合、区が契約した弁当配送業者が準備した専用サイトから注文し、希望した利用日に弁当が「ひろばプラス」へ配送されるよう委託する。 3 対象者 学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」28箇所（登録児童数 約2,200名）（令和6年4月1日時点）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」におけるお弁当配送サービス

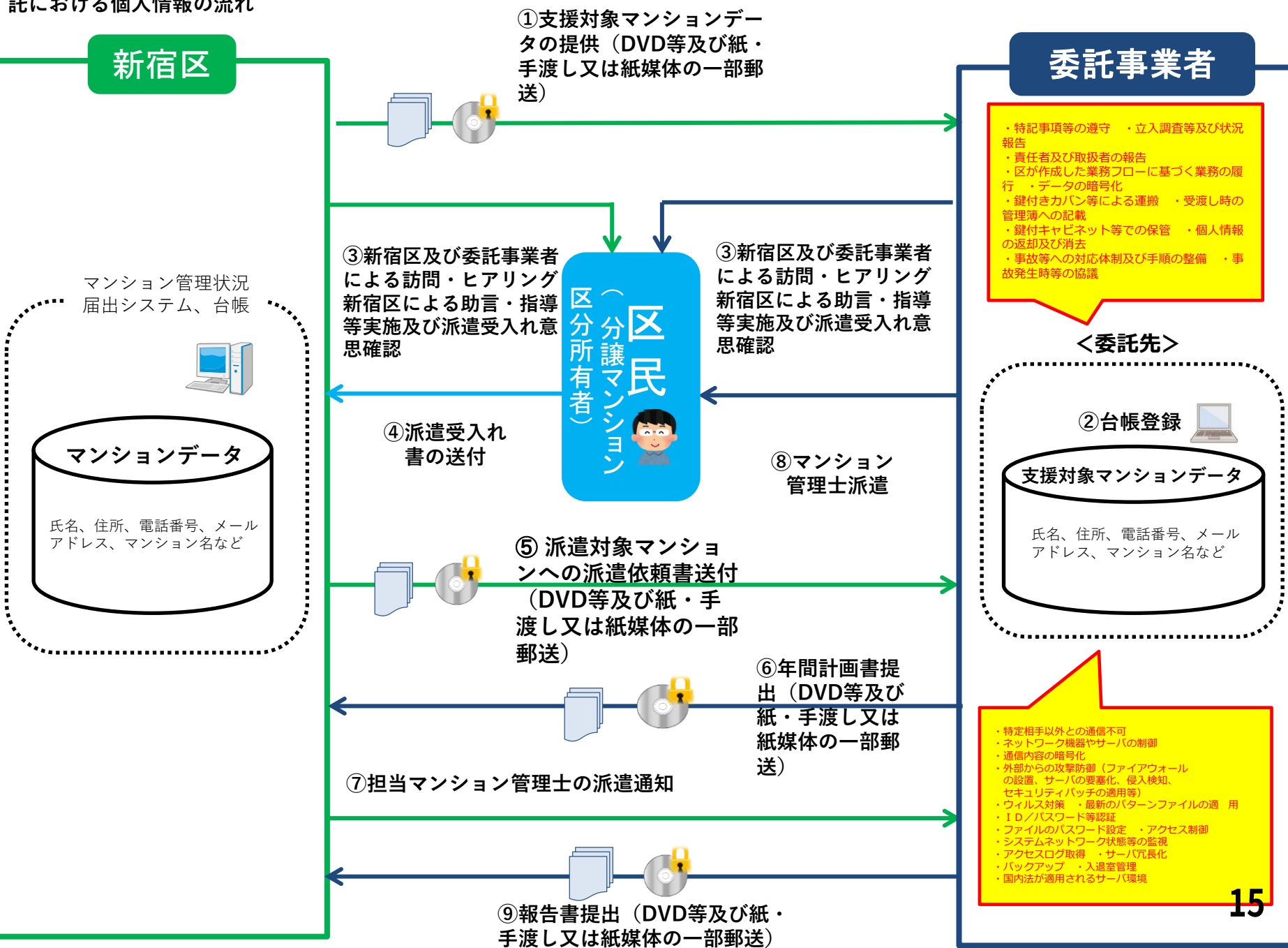


マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二に基づく助言・指導等にかかる業務委託について（No.7）

事業名	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二に基づく助言・指導等にかかる業務委託について
担当課	住宅課
区 分	業務委託
目 的	管理不全が懸念されるマンションを再生し、住環境の保全・向上を図る
対象者	東京都マンション管理状況届出制度により受理した管理不全マンション
事業内容	1 概要 新宿区マンション管理適正化推進計画の策定に伴い、令和6年2月から管理計画認定制度を開始した。これは、管理が適切なマンションの管理計画を認定するものである。 一方で管理不全にあるマンションに対しては、マンション管理相談等の相談事業を実施しているが、相手方からの申請がなければ区は対応できないため、不全状況を改善するための支援策については限定的である。 この度、管理不全マンションに対して区が助言・指導等を行うとともに、積極的にマンションの再生に向けた具体的な支援を提供し、管理不全からの脱却をサポートしていく。 2 業務委託の付議内容 管理不全にあるマンションへのヒアリング同行及び助言・指導等の補助業務を委託し、マンション管理の適正化に向けた支援としてマンション管理士の派遣を行う。 3 対象者 22件（令和6年12月23日時点実績）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

新宿区

委託事業者

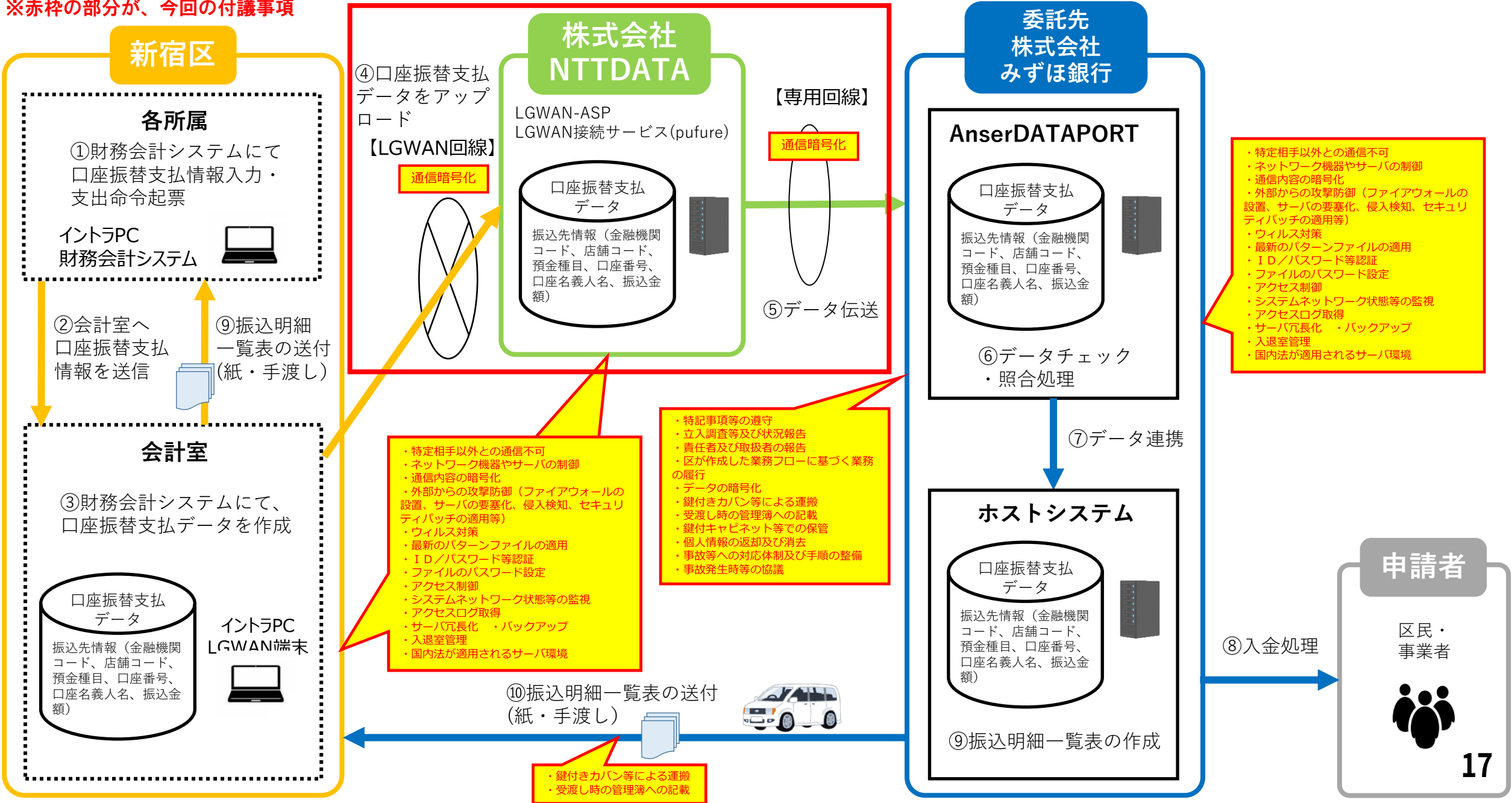


口座振替支払事務に係る外部結合等について（受渡方法の変更）（No.8）

事業名	口座振替支払事務
担当課	会計室
区 分	外部結合、業務委託
目 的	区民や事業者等への口座振替による支払いを可能とするため
対象者	口座振替支払の請求者
事業内容	1 概要 区では、債権者である区民や事業者等からの請求を受け、口座振替による支払を実施している。この口座振替による支払は、指定金融機関であるみずほ銀行に事務を委託しており、口座振替支払データを区が作成し、みずほ銀行へDVD等によりデータを送付している（昭和60年度第4回東京都新宿区個人情報保護審議会了承済）。 今後は、口座振替支払データをLGWAN回線で送信することで、セキュリティの向上や事務処理の効率化を図る。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 口座振替支払データについて、LGWAN-ASPサービス提供事業者を介したLGWAN回線でデータの授受を行う。 （2）業務委託 口座振替支払データをもとに、債権者である区民や事業者等に口座振替による支払事務を行う。 3 対象者 63,000人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

口座振替支払事務に係る個人情報の流れ

※赤枠の部分が、今回の付議事項



会議録検索システムへの外部結合等について（No.9）

事業名	本会議録・委員会会議概要記録の作製について
担当課	議会事務局
区 分	外部結合、業務委託
目 的	本会議録・委員会会議概要記録（会議録検索システム用データ）を作製する。
対象者	人事案件議案の候補者、訴えの提起議案の訴訟当事者、請願書・陳情書の提出者
事業内容	1 概要 現在、本会議及び委員会の会議録は、速記及びテープ反訳により記録したデータを基に委託事業者が会議録検索システム用データを作成しており、インターネットで公開している閲覧用（区民・区職員等）については、会議録検索システム（クラウドシステム）へ直接インストールし、区のスタンドアロンPCで運用している議会事務局職員用については、委託事業者が区へ来庁し、スタンドアロンPCへデータを保存している。 この度、令和7年3月に議会事務局職員用のスタンドアロンPCを廃止し、区イントラパソコンからLGWAN回線経由で当該システムと結合することになったため、委託事業者が保有している会議録のバックアップデータを当該システムにインストールする。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 区イントラパソコンと会議録検索システムをLGWAN回線で結合する。 （2）業務委託 委託事業者が保有している会議録のバックアップデータを会議録検索システムにインストールする。
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

会議録検索システムのインストールに係る個人情報の流れ

委託事業者

【株式会社会議録研究所】

- ・会議録検索システム用データ作成
- ・会議録検索システムの賃貸借

委託先PC



会議録

氏名

- ・特定相手以外の通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

【インターネット回線】

通信暗号化

①委託事業者が
保有している
バックアップデー
タをインストール

会議録検索 システム (クラウドシステム)

・議会事務局職員用

会議録

氏名

・閲覧用(区民・区職員等)には、バックアップデータをインストールしない。

【LGWAN回線】

通信暗号化

②会議録の
検索・閲覧

新宿区 (議会事務局)

スタンドアロンPC
(令和7年3月末で廃止)



イントラPC

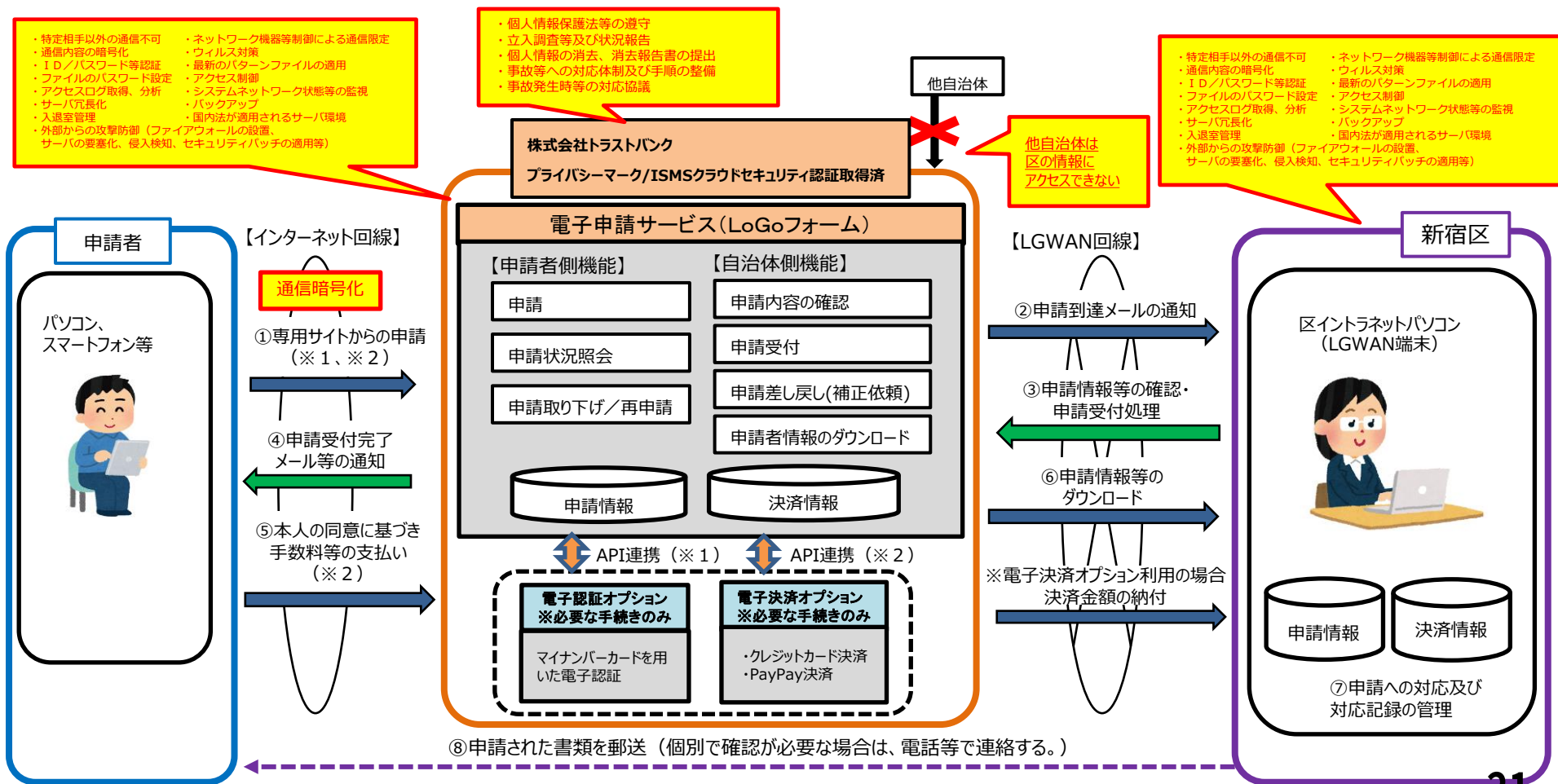


- ・特定相手以外の通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）（No.1 0）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	区政情報課、情報システム課、健康づくり課
区 分	外部結合
目 的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図る。
対象者	手続の申請者
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。 今後、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止され、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。（令和6年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済） については、区の電子申請による行政手続の導入促進等の観点から、下記3点にかかる電子申請のみ付議することとする。 ①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合 ②オンライン決済機能を活用する場合 ③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合 2 外部結合の付議内容 新たな手続をL o G o フォームに追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとするため、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。 なお、当該手続は、上記①単年度手続者が1,000人を超えることが想定されるため付議を行う。
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子申請サービスに係る個人情報の流れ(住民等から区への申請)



※1 「電子認証オプション」を活用した電子認証は、申請と併せ①の段階で行う。

※2 「電子決済オプション」を活用したオンライン決済は、④申請受付完了メール等の通知で決済金額を請求し、⑤の段階で行うほか、申請と併せ①の段階で行うこともできる。

【追加手続及び情報項目】

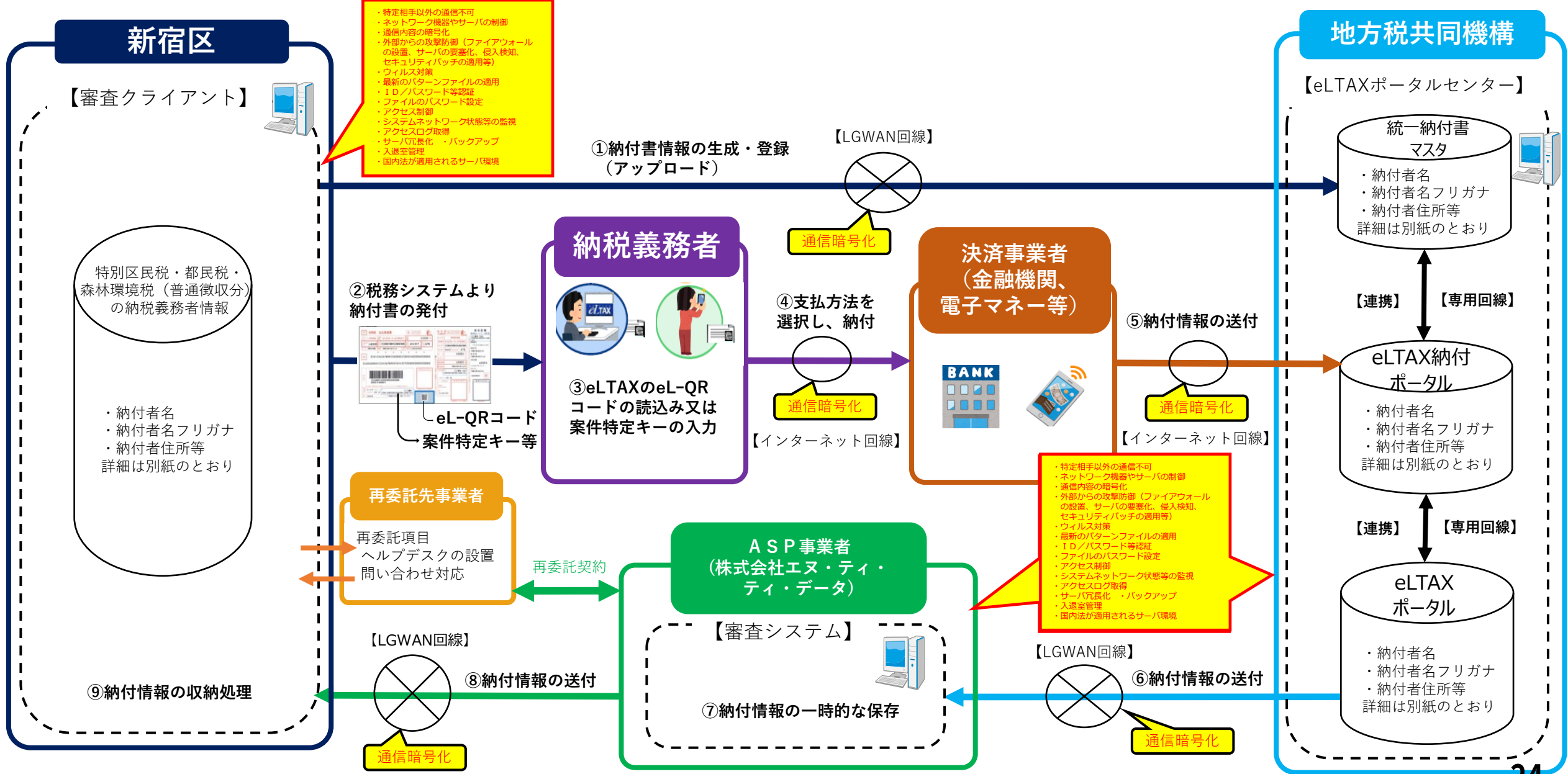
No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	年間申請件数 (概算)
1	健康づくり課	妊婦支援給付金の申請 (妊娠時)	郵便番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、職業、個人番号、給付管理番号、母子健康手帳交付日、母子健康手帳交付自治体、給付希望の有無、給付内容、他自治体の支給有無、医師による胎児心拍の有無、医師の氏名、医療機関情報、電子ギフト送付先郵便番号、電子ギフト送付先住所、振込口座情報	約 2,000 件
2	健康づくり課	妊婦支援給付金の申請 (出産時)	郵便番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、個人番号、給付管理番号、母子健康手帳交付日、母子健康手帳交付自治体、給付希望の有無、給付内容、他自治体の支給有無、医療機関情報、出産日、妊娠していた子どもの数、一年以内の転出入の有無、一年以内に転出した前自治体、電子ギフト送付先郵便番号、電子ギフト送付先住所、支給金額、振込口座情報	約 2,000 件

e L T A Xシステムに係る外部結合等について（手続の追加）（No.1 1）

事業名	地方税の手続きにおける電子納付対象の追加
担当課	税務課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	地方税の手続きにおいて、「e L T A Xシステム」により電子納付できる対象に特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）を追加することで、納税義務者の負担を軽減させるため。
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）の納税義務者
事業内容	1 概要 地方税共同機構が提供するe L T A Xシステムとの外部結合は、平成21年度第2回、同第6回、平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済である。また、外部結合の税目追加について、特別区民税・都民税（特別徴収分）は平成30年度第7回情報公開・個人情報保護審議会、軽自動車税（種別割）は令和3年度第6回情報公開・個人情報保護審議会、特別区たばこ税・入湯税は令和5年度第4回個人情報保護管理運営会議にて了承済である。 このたび、国よりe L T A Xを活用した「地方税統一QRコード（e L - Q R）」による納付について、令和5年度からサービスを開始している軽自動車税に加え、令和7年度からは特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）についても、原則として納付書にe L - Q Rを印刷し、e L - Q Rによる納付ができるよう要請があったため追加する。 については、e L T A Xシステムに連携することで、納付方法や納付利用上限額が増えるなど、納税義務者の負担軽減に繋がることから、e L T A Xシステムを利用した手続きを行う。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 区の審査クライアントと地方税共同機構が運営するe L T A XポータルセンターをL G W A N回線で結合し、データの送受信を行う。特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）については、軽自動車税（種別割）同様、e L T A Xポータルセンター内の統一納付書マスタに納付書情報をアップロードする。 （2）業務委託 審査システム運用、保守サポート業務及び情報の一時的な保存業務において、取扱う情報項目に特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）の情報を追加する。 3 対象者 77,808人 普通徴収納税義務者（令和5年度実績）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）の納付に係る個人情報の流れ（eLTAXシステムにより電子納付を行う場合）

※これまで、軽自動車税（種別割）で行っていたeLTAXによる納付方法に、特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）を追加する。



結合される情報項目・委託に伴い事業者処理させる情報項目

特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）の共通納税システムに係る項目

【ファイル名：納付書情報登録ファイル（※1）】

登録区分、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、管理番号、公開開始日、賦課年度、課税年度、期別、納期限、指定期限、支払期限（公開終了日）、拡張領域（延滞金自動計算フラグ）、拡張領域（延滞金計算開始年月日）、拡張領域（延滞金免除等区分 1）、拡張領域（延滞金免除等期間 1（自））、拡張領域（延滞金免除等期間 1（至））、拡張領域（延滞金免除等区分 2）、拡張領域（延滞金免除等期間 2（自））、拡張領域（延滞金免除等期間 2（至））、未納額、延滞金、過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額、各種手数料額、納付額、納税者 ID、拡張領域（関連 ID 区分）、拡張領域（関連 ID）、利用者向け確認用表示情報、還付済データ等への補記情報、納付可否区分、口座振替区分、拡張領域（金融機関コード）、拡張領域（店舗コード）、拡張領域（口座種別コード）、拡張領域（口座番号）、拡張領域（記号）、拡張領域（番号）、納付書情報登録依頼連番、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由、拡張予備領域 01、拡張予備領域 02

【ファイル名：納付書情報登録依頼ファイル（※1）】

受付番号、納付書情報登録依頼連番、共通納税機関コード、税務事務所コード、所属コード、依頼区分、案件特定キー、確認番号、税目・料金番号、納税者 ID、利用者 ID、拡張領域（関連 ID 区分）、拡張領域（関連 ID）、納付者名フリガナ、納付者名、納付者住所、納付者メールアドレス、納付書情報登録依頼受信日時、拡張予備領域 01、拡張予備領域 02、登録状況、納付書情報登録不可事由区分、納付書情報登録不可事由

【ファイル名：納付情報管理ファイル（※2）】

地方公共団体コード、納税者 ID、発行依頼受信日時、税務事務所コード、所属コード、手続 ID（電子納税）、申告区分（eLTAX）、税目区分（電子納税）、見込みなし納付区分、期別（自）、期別（至）、申告受付番号、申告受付日、申告受付日時、利用者 ID、納付者名フリガナ、納付者名、納付者住所、本税等合計額、延滞金合計額、収納団体名、支払内容、収納団体番号、納付番号、納付区分、確認番号、支払可能期限、納付情報管理登録日時、納付情報作成日時、MPN 登録日時、内訳情報個数、法人番号、特定キー1、特定キー2、特定キー予備、総括納付情報納付区分、総括納付情報確認番号、納付情報件数、備考、納付額コード、納付額区分、納付額名、金額

【ファイル名：納付情報ファイル（納付日／入金日）（※2）】

（ヘッダ部）データ区分、ファイル種別、収納団体コード、システム利用領域 01、ファイル作成年月日、ファイル作成時刻、データ件数、エラーデータ件数、ワーニングデータ件数、決済単位年月日、システム利用領域 02、合計金額、システム予備

（データ部）データ区分、システム利用領域 03、制御情報、納付番号、収納団体コード、税目・料金番号、申告区分・課税期間、確認番号、履歴番号、パスワード、システム利用領域 04、システム利用領域 05、システム利用領域 06、システム利用領域 07、システム利用領域 08、システム利用領域 09、システム利用領域 10、システム利用領域 11、レスポンスコード、システム利用領域 12、システム利用領域 13、納付・請求情報、納付金区分、氏名カナ、氏名漢字、今回請求金額合計、請求本体金額、請求固定延滞金額、延滞金随時計算フラグ、納付情報変更年月日、納期限、延滞金計算開始年月日、延滞金表示区分、請求消費税、消費税表示区分、納付内容カナ、納付内容漢字、手数料負担区分、地公体任意情報、納付方式、拡張予備領域 01、機構指定納付受託者、仮消込情報、システム利用領域 14、今回支払金額合計累積、今回支払金額合計、支払納付額、支払延滞金額、支払消費税、領収区分、支払方法、チャネル区分、入力区分、印紙税額、他店券金額、システム利用領域 15、入金年月日、納付年月日、MPN 処理年月日、MPN 処理時刻、MPN 処理通番、仕向センタコード、金融機関コード、店舗コード、仕向処理年月日、仕向処理時刻、仕向処理通番、消込結果区分、決済年月日、MPN 通信サーバ登録年月日、拡張予備領域 02、チャネル区分 2、システム予備

（エンド部）データ区分、システム予備

※1【納付書情報登録ファイル】については、すでに軽自動車税（種別割）で使用している。

※2【納付情報管理ファイル】及び【納付情報ファイル（納付日／入金日）】については、すでに特別区民税・都民税・森林環境税（特別徴収分）及び軽自動車税（種別割）で使用している。

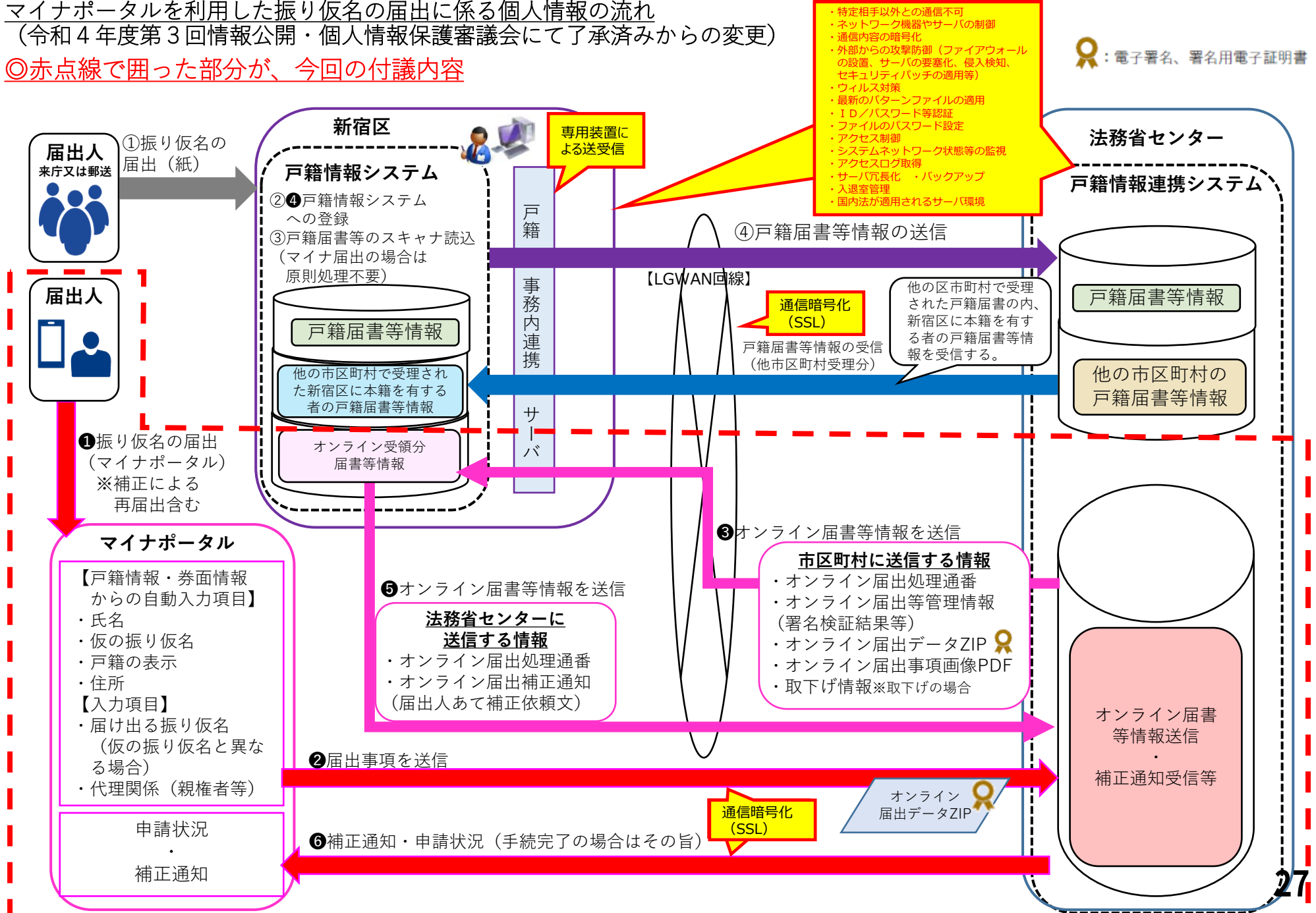
戸籍への氏名の振り仮名登録に関する電算処理等について（No.12）

事業名	戸籍、戸籍の附票
担当課	戸籍住民課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	令和5年6月9日に戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）」が公布され、令和7年5月26日に施行されることから、戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されることとなった。
対象者	新宿区に本籍を有する者及び戸籍の附票を有する者 新宿区に戸籍の届出をした者
事業内容	1 概要 区では、平成25年9月より法令に基づき戸籍副本データ管理センターとの外部結合を行っている（平成25年度第3回情報公開・個人情報保護審議会了承済）。 また、令和6年3月1日から戸籍情報連携システムによる送受信データとして新たに戸籍届書等の情報が追加されている（令和4年度第3回情報公開・個人情報保護審議会了承済）。 今般の改正法の施行に伴い、マイナポータルを使用した振り仮名の届出が可能となる。また、振り仮名を戸籍に記載するにあたり、本籍人あて仮の振り仮名を通知する等の業務が新たに発生することから、円滑に業務を遂行するため業務委託による対応を行う。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 新たにマイナポータルを利用した氏名の振り仮名の届出を開始する。 （2）外部結合 結合先及び送受信する情報項目を追加する。 （3）業務委託 以下業務につきプロポーザルにより選定した事業者による業務委託を行う。 ①戸籍に記載される予定の振り仮名の通知書の作成・発送（再委託） ②通知に関する質問等に対応するためのコールセンターの設置運営 ③氏名の振り仮名の届出に基づき戸籍情報システムへの入力処理 3 対象者 新宿区に本籍を有する者 383,395人（令和6年3月31日現在） 新宿区に戸籍の届出をした者及び新宿区に本籍を有する者で他の市区町村に届出をした者（件数） 21,141件（令和5年度実績）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

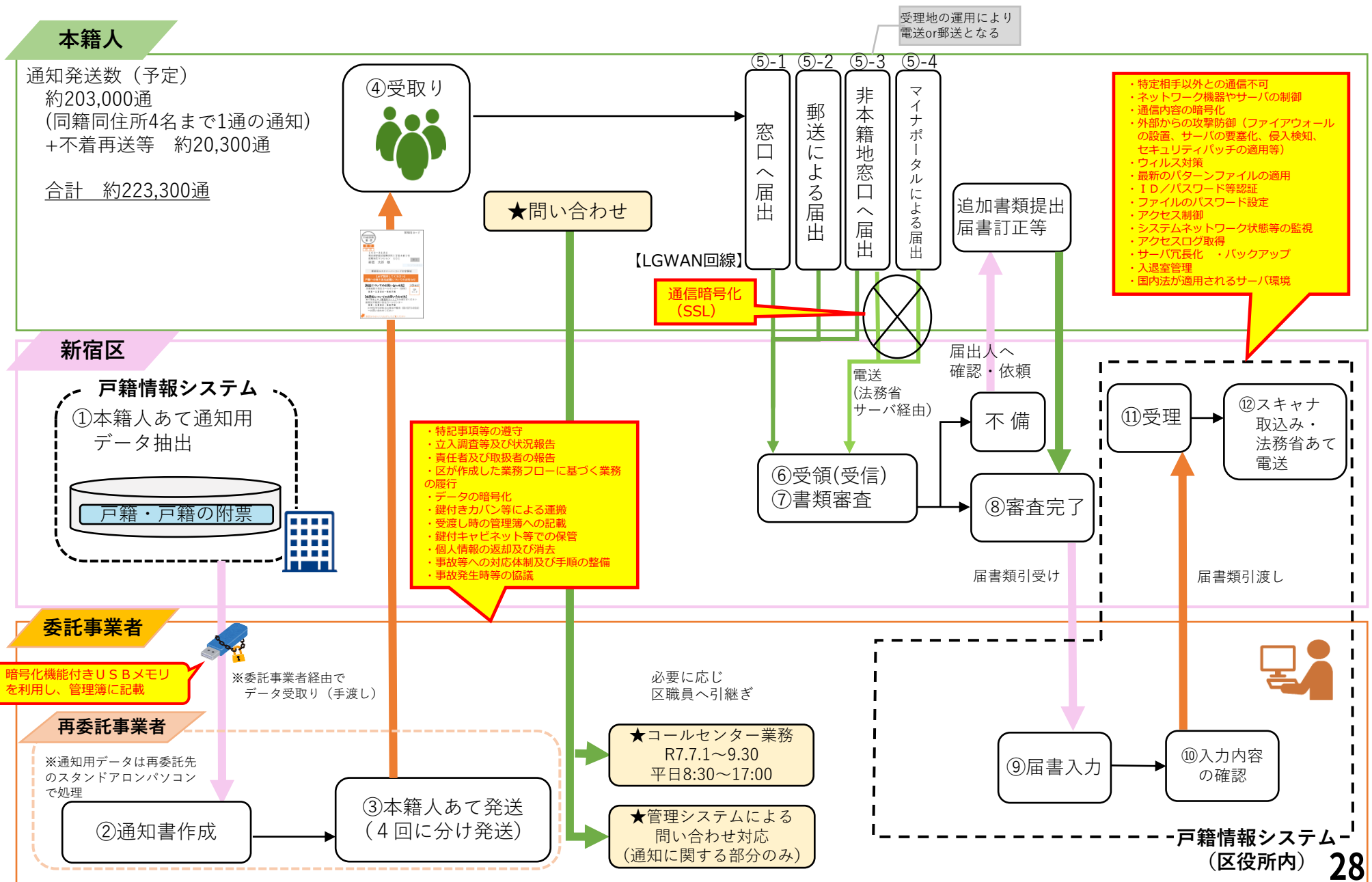
マイナポータルを利用した振り仮名の届出に係る個人情報の流れ
(令和4年度第3回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済みからの変更)

◎赤点線で囲った部分が、今回の付議内容

🏷️: 電子署名、署名用電子証明書



振り仮名法制化対応の業務委託に係る個人情報の流れ



経営サポート事業に係る業務システムの開発等について（No.13）

事業名	経営サポート事業
担当課	産業振興課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	区内事業者の経営課題の把握から改善までの一体的な支援を行う。
対象者	区内中小企業・個人事業主
事業内容	1 概要 これまで区内中小企業・個人事業主向けに実施してきた「商工相談」と「ビジネスアシスト新宿」の機能を統合し、経営相談と専門家派遣との連携により、経営課題の把握から改善までを一体的に支援する「経営サポート事業」を開始する。専用ホームページによる情報発信や、経営力強化につながる講座・セミナーの開催など、中小企業支援を総合的に展開する。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 クラウド基盤上に、相談記録システムの区使用環境（区データベース等）を構築する。 （2）外部結合 区職員がイントラ PC から予約システム及び相談記録システムにアクセスし、予約者情報や相談内容等の入力を行う。 （3）業務委託 支援が必要な区内事業者に対して、アドバイザー派遣やセミナーの開催を委託し、中小企業支援を総合的に展開する。 3 対象者 200 社
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【経営サポート相談業務に伴う個人情報の流れ】

区内事業者

①経営相談申し込み (Web)

新宿区

①'経営相談申し込み (電話・窓口等)

④コーディネーター による相談の実施 (対面・オンライン)

③相談予約者情報の確認

【イントラPC】

⑩相談内容及び実績報告の確認

委託先

【委託先PC】

⑦派遣依頼確認及び日程調整

【インターネット回線】

通信暗号化

②経営相談申込者 情報の入力（電話、 窓口等での申し込み 者のみ）

⑤コーディネーター 相談内容記録

⑥コーディネーター 相談内容確認

⑨アドバイザー 相談内容記録 及び実績報告

クラウド

（委託事業者） 【外部結合】

インターネット 接続を
利用して、クラウドとの
情報連携

予約システム

事業所名
代表者氏名
電話番号
メールアドレス

（委託事業者） 【保守委託】

システムの運用保守
および障害対応

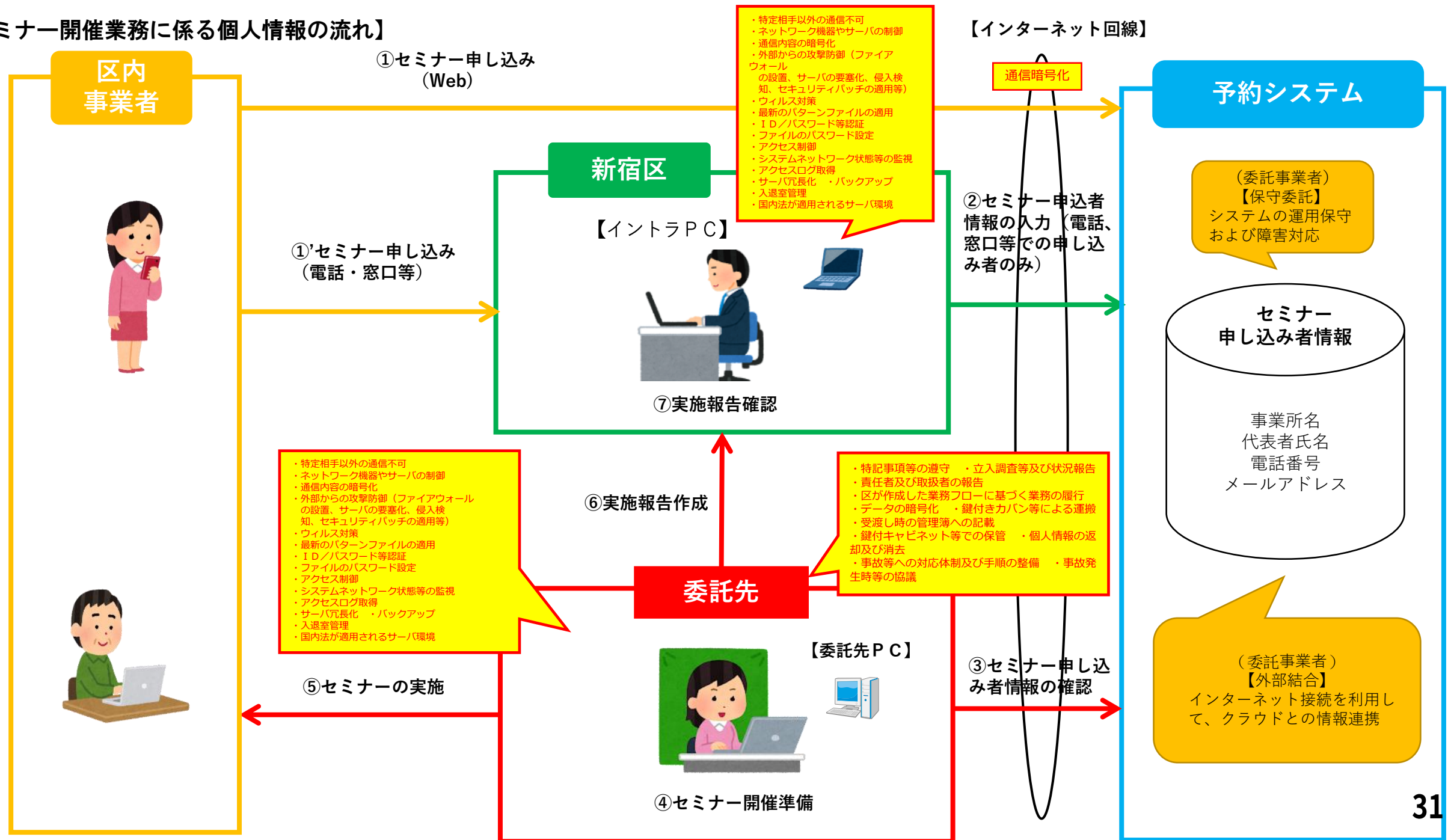
相談記録システム

電話番号
メールアドレス
融資斡旋内容相談内容記録

（委託事業者）

【電算処理】及び【外部結合】
インターネット接続を利用して、
クラウドとの情報連携

【セミナー開催業務に係る個人情報の流れ】



児童相談業務用タブレット端末の導入に係るシステムの開発等について（No.14）

事業名	児童相談業務用タブレット端末の導入
担当課	子ども家庭支援課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	子ども及びその家庭に関する総合相談及び支援業務について、緊急を要するケースへの対応の迅速化及び業務の効率化を図るとともに、個人情報管理を強化するため。
対象者	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者等又は特定妊婦
事業内容	1 概要 現在、区では、子ども及びその家庭への訪問面接等の際、区職員が専用ノートにメモを取り、帰庁後に課で管理している子ども家庭相談管理システムに相談記録を入力している。 この度、子ども総合センター・子ども家庭支援センター・子ども総合センター分室に、事業者が構築したクラウド型の伴走型児童相談支援システム（以下「支援システム」という。）と接続する児童相談業務用タブレット端末を設置することで、訪問面接等の際に、区職員が携行し、相談記録の作成、端末間のチャットによる対応方針の協議、子どもの傷やあざの写真撮影などを行う。 また、タブレット端末導入後は、USB メモリを介すことで、支援システムに入力した内容を子ども家庭相談管理システムにデータ移行ができるようになるほか、タブレット端末紛失時は遠隔で閉域ネットワークからの除外が可能のため、個人情報の管理体制を強化できる。 ※入力データは、タブレット端末と閉域ネットワークで結ばれたクラウド上に保存され、タブレット端末には保存されない。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 国内のクラウド（Google Cloud）基盤上に、支援システムの区使用環境（区データベース等）を構築する。また、支援システムとタブレット端末を結ぶ閉域ネットワークを構築する。 （2）外部結合 区職員がタブレット端末から支援システムにアクセスし相談記録の入力等を行う。 （3）業務委託 支援システムの区使用環境と閉域ネットワークの構築及び支援システムのサービス提供・運用保守に係る業務を委託する。 3 対象者 2, 948件（令和6年度の12月まで） 4, 202件（令和5年度）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

伴走型児童相談支援システムに係る個人情報の流れ

新宿区 (子ども家庭支援課)

タブレット
端末



区イントラネットパソコン
(AVD)



子ども家庭相談
管理システム

対象者情報

相談者、児童、親族及び特定妊婦の氏名・性別・続柄・生年月日、住所、年齢、所属（学校・保育園名等）、学年、勤務先、健康状態、通院先、世帯の状況、国籍、在留資格、相談日、相談種別、相談内容、経過記録

①区職員が対象者の
自宅へ訪問

③区職員が支援システムで
相談記録を確認し、チャット
機能で対応方針を協議

対象者

②面接を行い、
相談記録を作成



タブレット
端末



※タブレットには
情報が
保存されない

【専用回線】

通信暗号化

④相談記録の登録・修正

伴走型児童相談 支援システム (Google Cloud)

対象者情報

相談者、児童、親族及び特定妊婦の氏名・性別・続柄・生年月日、住所、年齢、所属（学校・保育園名等）、学年、勤務先、健康状態、通院先、世帯の状況、国籍、在留資格、相談日、相談種別、相談内容、経過記録

※新宿区のデータベースを構築する。
データベースにはシステムの他使用者
(他自治体)はアクセスできない

⑤タブレット端末から専用端末
を介して相談記録を区イントラ
パソコンへ移行 (USBメモリ)



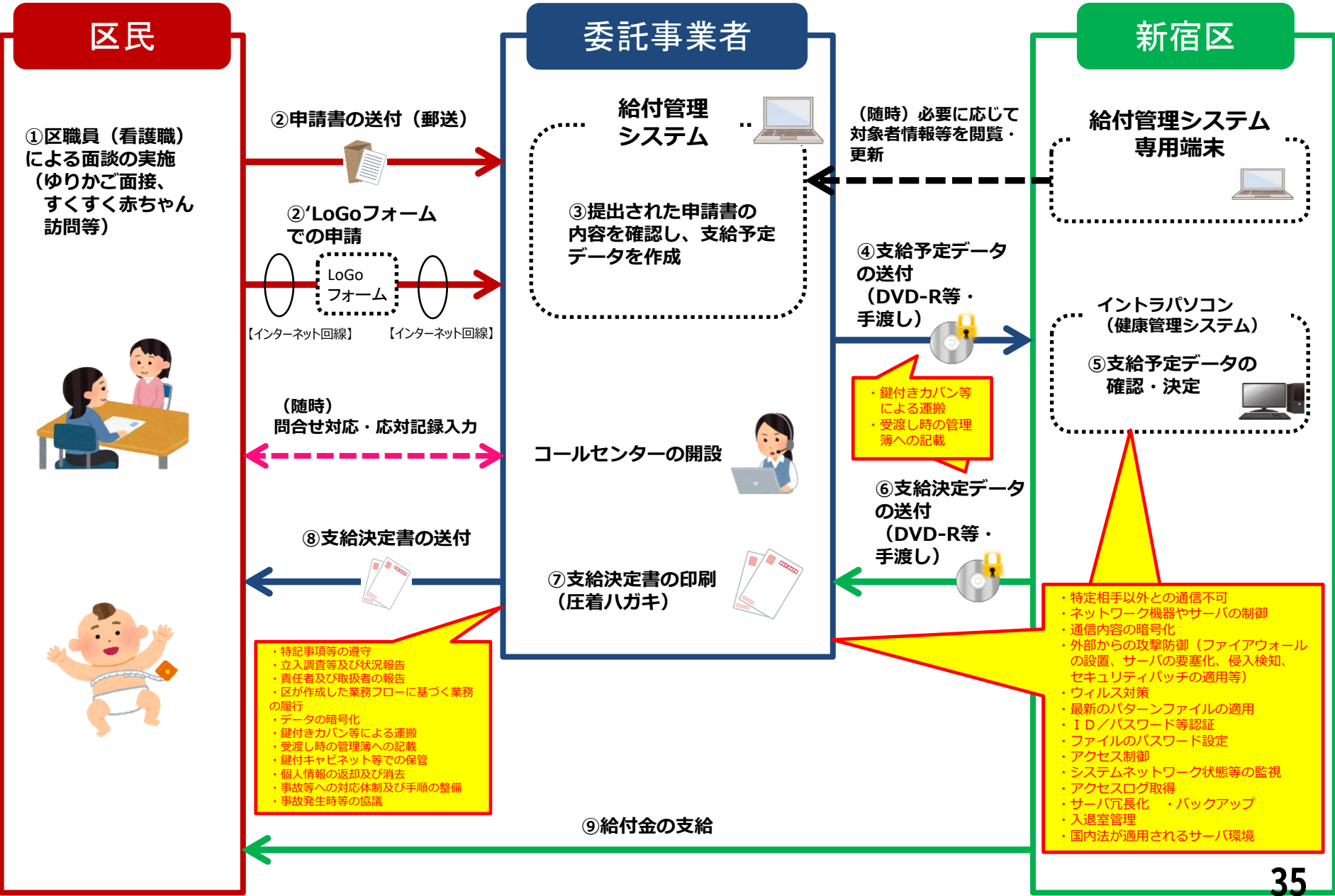
- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

妊婦のための支援給付事業に係るシステムの構築等について（No.15）

事業名	妊婦のための支援給付事業
担当課	健康づくり課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施することを目的とする。
対象者	① 医師から胎児心拍の確認を受け、令和7年4月1日以降に妊娠の届出をし、区職員（看護職）との面談を受けた妊婦 ② 令和7年4月1日以降に出産し、すくすく赤ちゃん訪問を受けた産婦
事業内容	1 概要 区では、国の補助金を活用し、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する「出産・子育て応援ギフトの支給事業」を令和4年度より実施してきた。 令和6年度に子ども・子育て支援法が改正され、法定事業となることから、電子ギフトのみであった対象者への経済的支援を以下のように変更する。 ① 区職員（看護職）の面談を受けた後、申請書を渡し、郵送または電子申請のあった対象者に対して50,000円相当の現金または電子ギフトを給付する。 ② すくすく赤ちゃん訪問を受けた後、申請書を渡し、郵送または電子申請のあった対象者に対して妊娠していた子どもの数×50,000円相当の現金または電子ギフトを給付する。 また、給付を迅速かつ安全に行うため、システムの構築、給付金の案内、確認書等の印刷、封入封緘、発送、口座情報の入力・作成及びコールセンターによる案内等の業務について、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 給付対象者を正確かつ迅速に把握し、円滑な支給事務に資するとともに、受給者からの問い合わせに対応するため、給付状況を一元的に管理するための給付管理システムを構築する。 （2）外部結合 委託事業者の構築する給付管理システムへの入力処理（外部結合）を行う。 （3）業務委託 システムの構築等、給付金の案内・申請書等の印刷、口座情報の入力及び作成、コールセンターによる案内等の業務等（LoGo フォームへの電子申請内容の確認を含む）について、迅速かつ安全に行う必要があるため、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。 3 対象者 5,600人（妊娠時2,800人、出産時2,800人）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【妊婦のための支援給付事業の個人情報の流れ】

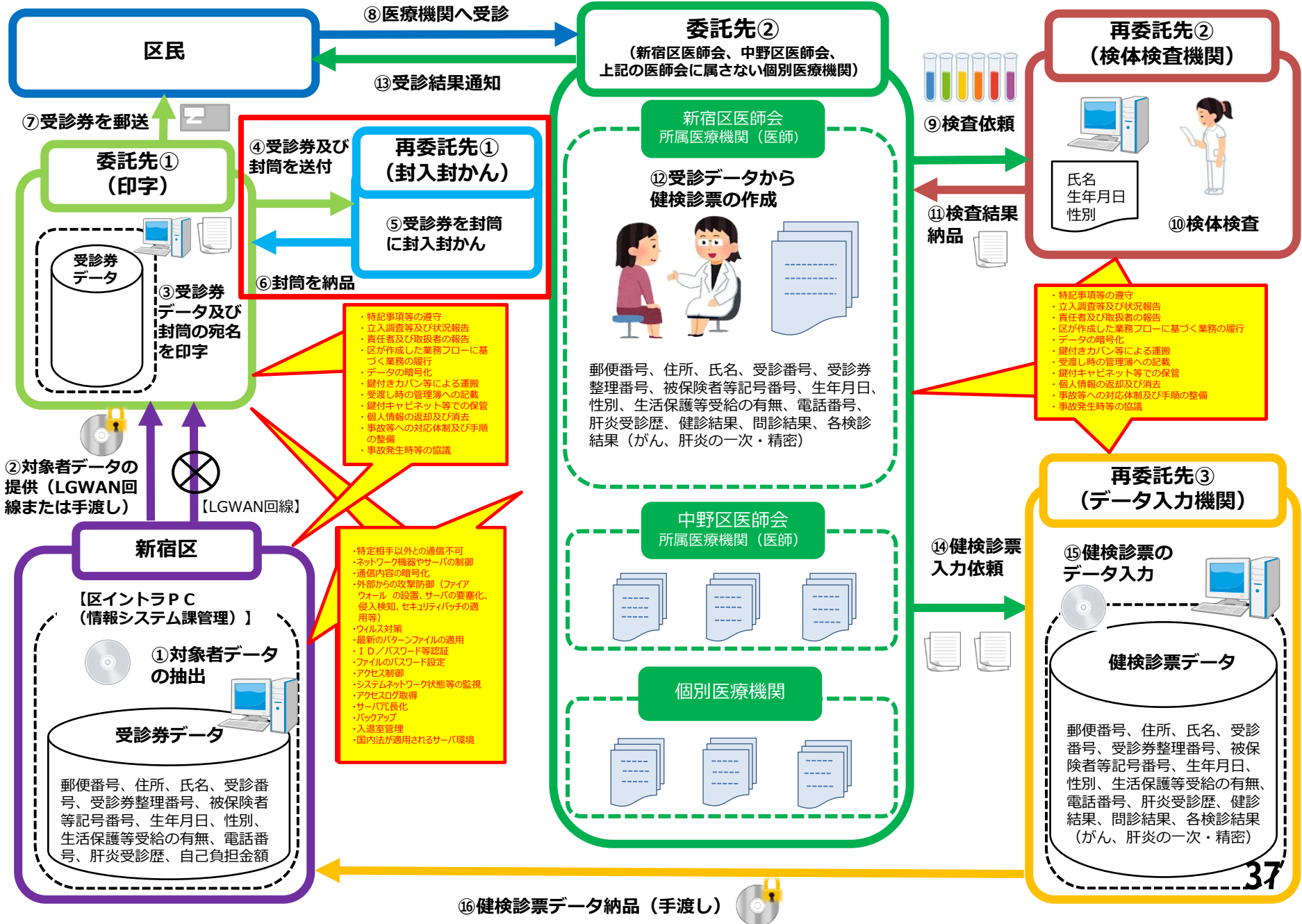


健康診査・がん検診等の印字等業務に係る外部結合等について（一部変更）（No.16）

事業名	健康診査・がん検診・肝炎ウイルス検診
担当課	健康づくり課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	区民の健康増進及び生活習慣病予防のため
対象者	- 健康診査 16歳から39歳までの区民 40歳から74歳までの区民（新宿区国民健康保険被保険者、生活保護等受給者） 75歳以上の区民（東京都後期高齢者医療制度加入者、生活保護等受給者） - がん検診 - 胃・大腸・肺がん検診：40歳以上の区民 - 子宮頸がん検診：20歳以上の女性区民 - 乳がん検診：40歳以上の女性区民 - 前立腺がん検診：50歳以上の男性区民 - 肝炎ウイルス検診 40歳以上で受診歴がない区民
事業内容	- 概要 区では、新宿区医師会等に健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検診の業務を委託し、実施している。健康診査（40歳以上）のデータ入力、健（検）診の検体検査業務については、再委託している。（平成24年第7回、平成29年度第2回個人情報保護審議会了承済み）。また、健康診査・がん検診等の受診の際には、それぞれの受診券が必要となるが、年度当初に受診勧奨として、まとめて対象者に送付している（平成29年度第2回個人情報保護審議会了承済み）。そのほか、受診券の印字封入封かん業務については、対象者データをLGWAN回線で委託事業者へ送付ができるようになっている（令和5年度第10回個人情報保護運営会議了承済み）。 この度、受診券の印字封入封かん業務のうち、封入封かん業務を再委託先が行うことで、迅速で効率的な業務の推進を図る。 - 外部結合、業務委託の付議内容 - 外部結合 年度当初の受診券の送付について、LGWAN回線を利用することでセキュリティの向上や事務処理の効率化を図る。 - 業務委託 年度当初に送付する受診券の印字封入封かん業務について、迅速で効率的な対応ができるよう、封入封かん業務のみ再委託を行う。 - 対象者 約150,000人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

健康診査・がん検診業務等の委託に係る個人情報の流れ

※今回の付議内容は、赤枠の再委託先が追加

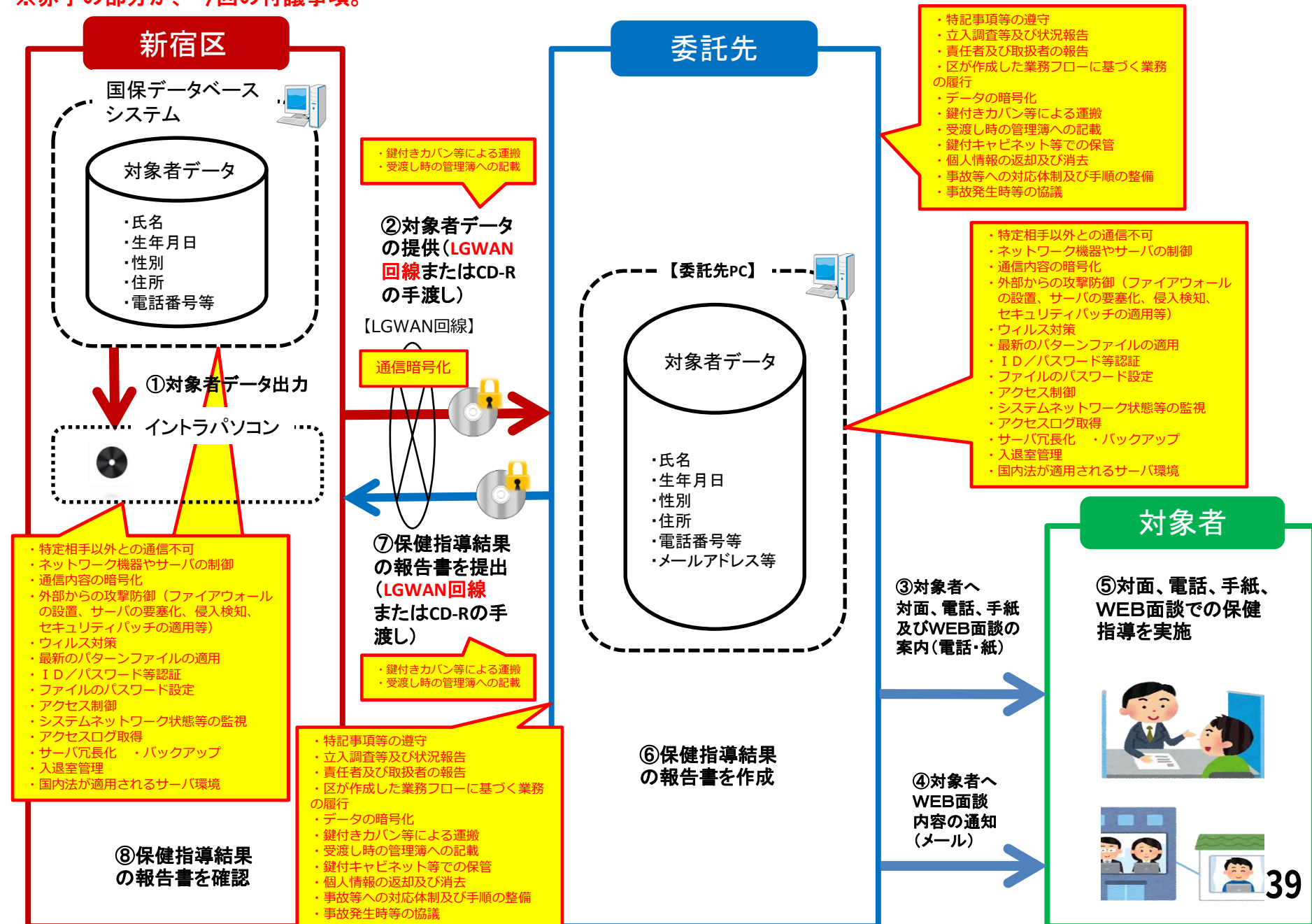


特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導等業務に係る外部結合等について（受渡方法の追加）（No.17）

事業名	糖尿病性腎症等重症化予防事業（新宿区国民健康保険事業（保健事業））
担当課	健康づくり課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	新宿区特定健康診査受診者のうち、糖尿病の治療中で、血糖と腎機能が基準値を超えている者に対し、医療機関（かかりつけ医）と連携の上、保健指導を行い、糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症を防止する。
対象者	新宿区特定健康診査受診者のうち、糖尿病の治療中で、血糖と腎機能が基準値を超えている者。
事業内容	1 概要 区では、糖尿病性腎症等の重症化を予防するため、糖尿病治療に関する十分な知識と経験を有した委託事業者に、当該予防事業の全体統括業務（スケジュール管理、参加勧奨業務、対象者からの問い合わせ等受電業務）や対面及び電話等（WEB面談含む）による保健指導を委託している。（平成30年度第9回、令和3年度第7回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済） この度、LGWAN回線による受渡し方法を追加することで、情報セキュリティ対策の向上や事務処理の効率化を図る。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 対象者データ及び指導結果報告書の送付について、LGWAN回線を通じ、委託事業者との間で外部結合を行う。 （2）業務委託 糖尿病性腎症等重症化予防の保健指導を行うため、業務の全体統括管理、保健指導及び報告書の作成業務を専門業者に委託する。 3 対象者 約200名
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

糖尿病性腎症等重症化予防事業における個人情報の流れ（委託先が保健指導する場合）

※赤字の部分が、今回の付議事項。



「新宿の森」自然体験ツアーに係る外部結合等について（No.18）

事業名	「新宿の森」自然体験ツアー
担当課	環境対策課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	「新宿の森」自然体験ツアーの参加者の募集や管理等の一連の業務を円滑に行うため。
対象者	区民、区内在勤・在学の者
事業内容	1 概要 現在、長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設した「新宿の森」を活用し、区民等を対象とした環境学習バスツアーを実施することで、環境配慮意識の啓発を行っている。 これまでは、区職員が参加者の募集・抽選・管理調整等を行っていたが、コロナ禍後の応募の増加や、ツアー実施回数の増加に伴って、参加者との連絡調整等に時間を要することがあるなど、区民サービスの向上や業務負担の増大が課題となっているため、令和7年度からは、業務委託化によって旅行業のノウハウを活かした参加者の管理調整等を行うことで、区民サービスの向上と業務の効率化を図る。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 LGWAN 回線を介して区のイントラ PC とクラウドストレージを結合し、応募者及び参加者のデータを取得する。 （2）業務委託 「新宿の森」自然体験ツアー参加者の募集・抽選・管理調整等を行う。 3 対象者 応募者：約600名 参加者：約140名
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

「新宿の森」自然体験ツアーに係る個人情報の流れ

応募者



【参加確認書】

通信暗号化

【インターネット回線】

① WEB・郵送・FAXによる応募
(通信暗号化)

⑨メール(URLのみ添付)・郵送・FAXによる参加確認書送付

⑩WEB・郵送・FAXによる参加確認書の送付

委託先

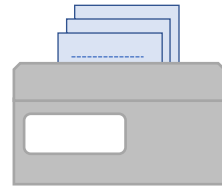
②データベース作成



応募者情報

氏名、年齢
代表者電話番号
代表者メールアドレス等

⑧抽選の実施および当選者への参加確認書の封入封緘



参加者情報

氏名、年齢
代表者電話番号
代表者メールアドレス
緊急連絡先等

通信暗号化

【インターネット回線】

③応募者情報のアップロード

郵送・FAXでの申込者のみ、参加確認書を郵送にて送付

⑦抽選用データ(応募者情報)のダウンロード

・特記事項等の遵守
・立入調査等及び状況報告
・責任者及び取扱者の報告
・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
・データの暗号化
・鍵付きカバン等による運搬
・受渡し時の管理簿への記載
・鍵付キャビネット等での保管
・個人情報の返却及び消去
・事故等への対応体制及び手順の整備
・事故発生時等の協議

⑪参加者情報のアップロード

Box

(クラウドストレージ)

応募者情報

氏名、年齢
代表者電話番号
代表者メールアドレス等

参加者情報

氏名、年齢
代表者電話番号
代表者メールアドレス
緊急連絡先等

通信暗号化

【LGWAN回線】

④データのダウンロード

⑥抽選用データ(応募者情報)のアップロード

⑫データのダウンロード

新宿区



⑤応募者情報の確認

氏名、年齢
代表者電話番号
代表者メールアドレス等

参加者情報

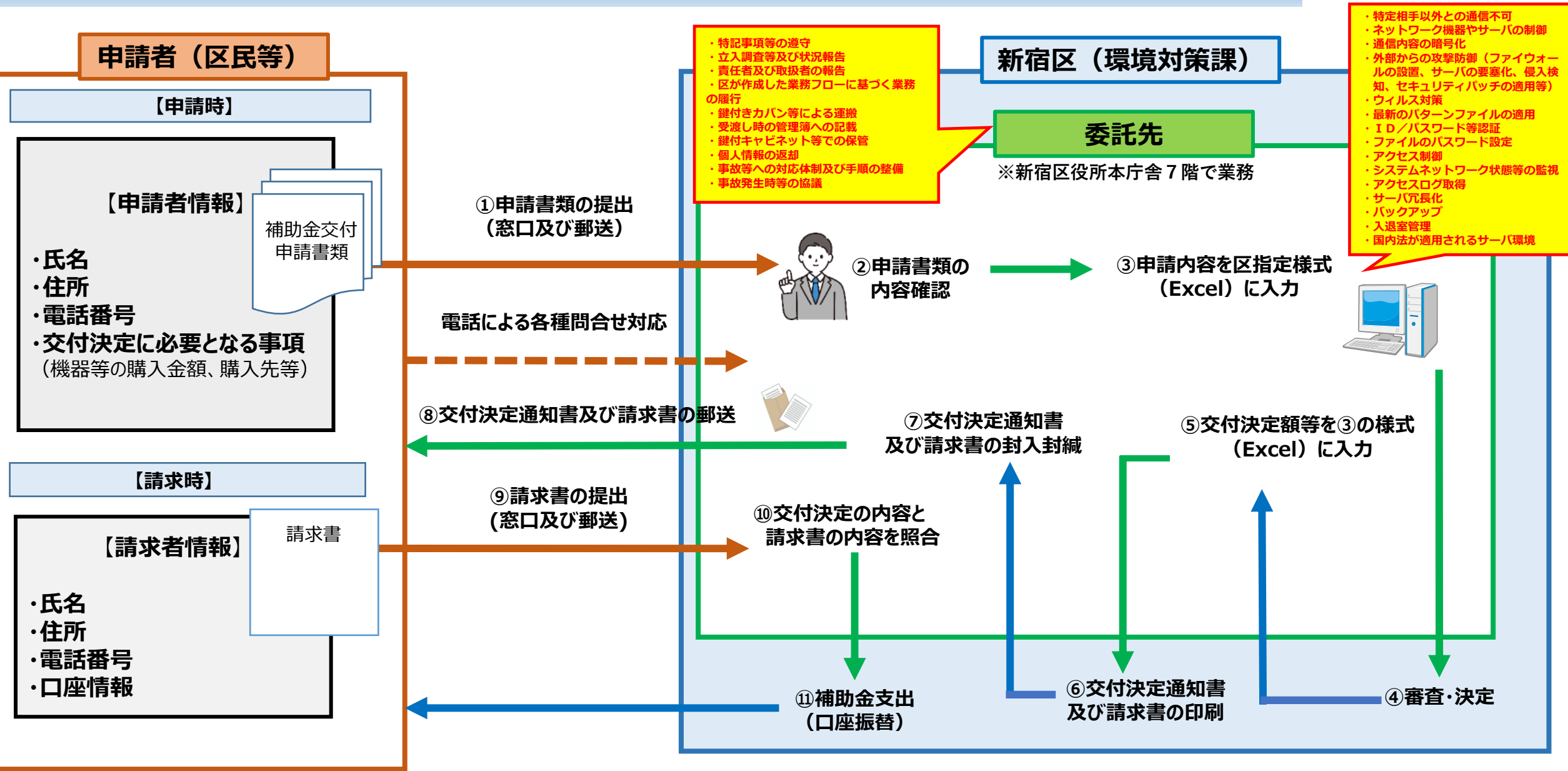
氏名、年齢
代表者電話番号
代表者メールアドレス
緊急連絡先等

⑬参加者情報等の確認及びツアーの実施

省エネルギー及び創エネルギー機器等補助金受付事務等に係る業務委託について (No. 19)

事業名	新宿区省エネルギー及び創エネルギー機器等導入補助金
担当課	環境対策課
区 分	業務委託
目 的	「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて CO ₂ 排出削減を推進するため、省エネルギー及び創エネルギーの取組に対する支援を行う。
対象者	省エネルギー・創エネルギー機器等を導入した区民、区内事業所等
事業内容	1 概要 現在、区では「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、家庭部門及び業務部門の CO₂排出削減を推進するため、省エネルギー及び創エネルギー機器等の設置にかかる費用の一部を補助している。この度、補助の申請件数が増加傾向にあることから、職員が担うべき役割を明確にし、申請書類の受付や内容確認業務を委託することで、事務処理速度を高める。また、業務の委託にあわせ、新たに「窓口予約優先制度」を導入することで、窓口で申請者を待たせることなくスピーディーな対応を可能とし、区民サービスを向上させる。 2 業務委託の付議内容 補助金交付に係る申請書類の受付および内容確認業務や、封入封緘業務等を委託する。 3 対象者 720 件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

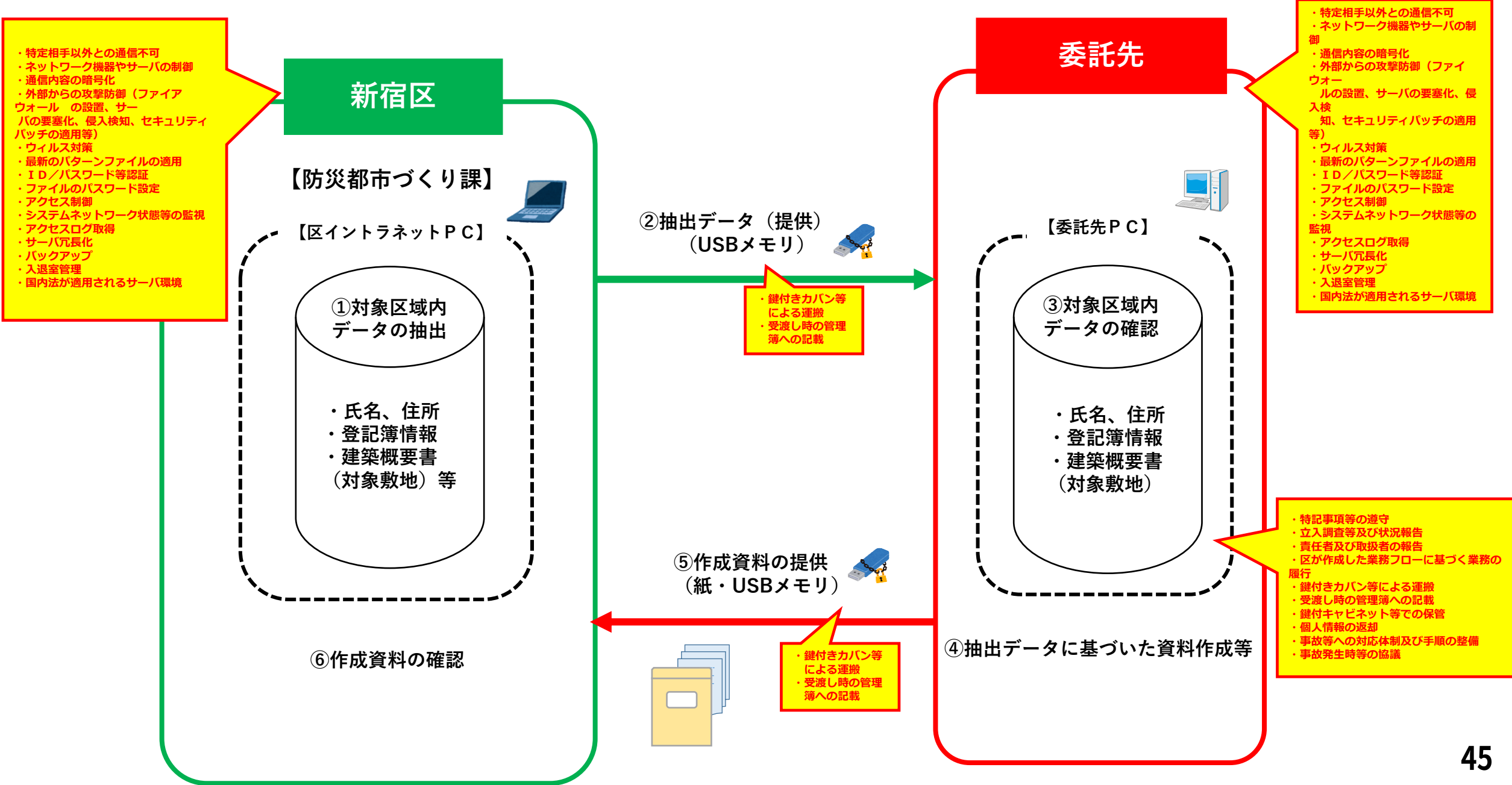
省エネルギー及び創エネルギー機器等補助金受付事務等における個人情報の流れ



新宿区木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における事業効果の分析・評価に係る業務委託について（No.20）

事業名	新宿区木造住宅密集地区整備促進事業
担当課	防災都市づくり課
区 分	業務委託
目 的	地区内の更なる防災性向上のため、国の密集市街地総合防災計画（以下「本計画」という。）の事業延伸を行うにあたり事業効果の分析・評価を実施する。
対象者	対象区域内の土地及び建物権利者
事業内容	1 概要 若葉・須賀町地区の密集市街地総合防災計画（以下、「本計画」という。）の事業期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間であるが、更なる防災性向上のため、同事業の延伸を行うにあたり事業効果の分析・評価を実施する。 事業の実績を調査し、本計画との比較により事業の進捗状況を把握するとともに、事業の延伸のために必要な基礎資料の作成及び整理を委託する。 2 業務委託の付議内容 対象区域内で建替えを行った建物の所在地・階数・面積や建築主等の情報をもとに、事業延伸のために必要な基礎資料等の作成を委託する。 3 対象者 50件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

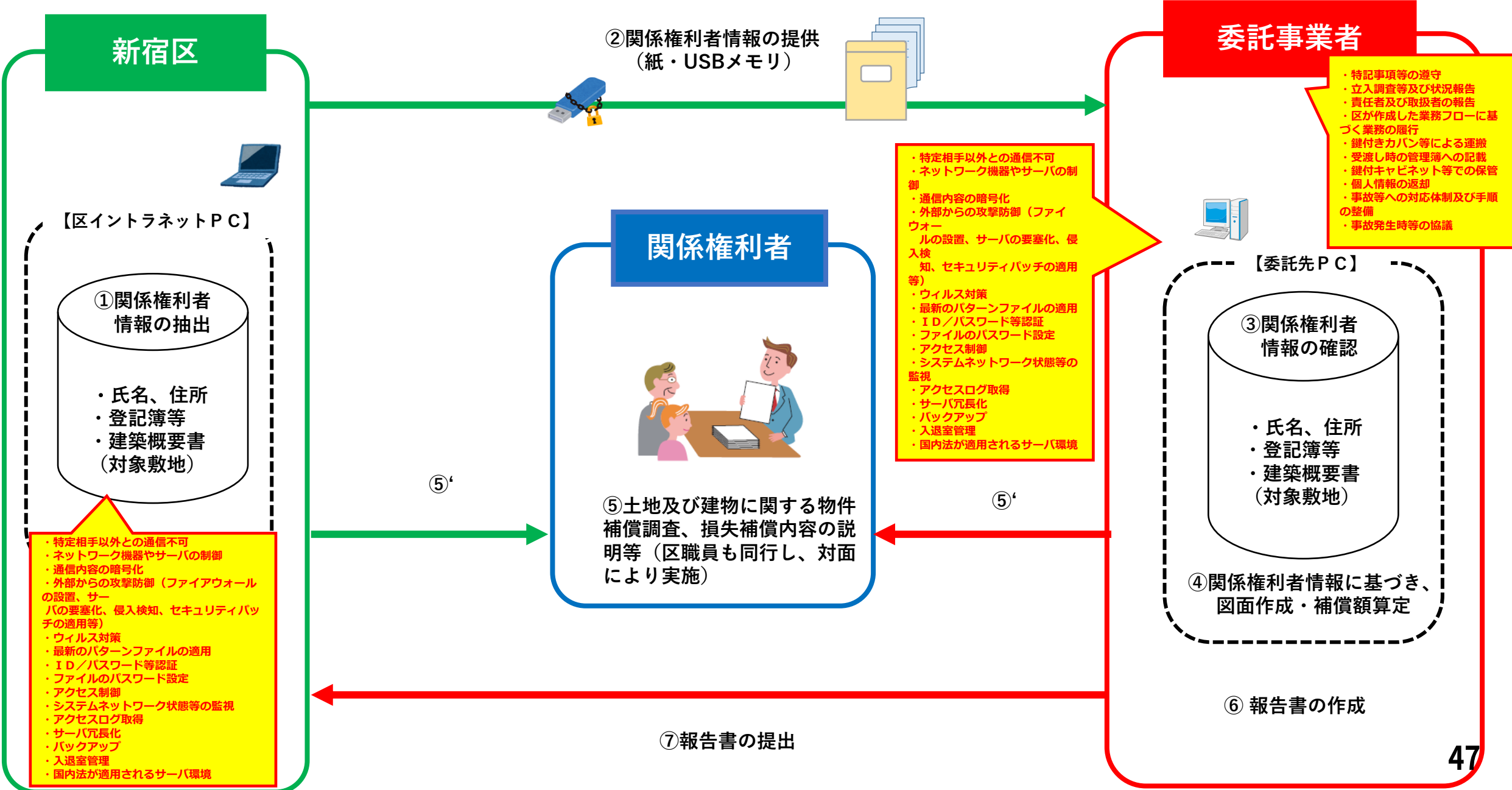
新宿区木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における事業効果の分析・評価に係る個人情報の流れ



木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における道路用地補償業務委託について（No. 2 1）

事業名	木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における道路用地補償業務委託
担当課	防災都市づくり課
区 分	業務委託
目 的	対象区域内の関係権利者に対しての物件補償調査、損失補償額の算定に対する補償内容の説明等の業務を行う。
対象者	対象区域内の関係権利者
事業内容	1 概要 現在、若葉・須賀町地区では、木造住宅密集地区整備促進事業（以下「密集事業」という。）に基づき、道路等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と居住環境の改善を図っている。若葉地区、若葉・須賀町地区地区計画で地区施設に位置付けられている地区内主要道路 1 号等では、密集事業を活用し、区が道路拡幅部分の用地取得及び拡幅整備を行っている。 計画的かつ着実な区画道路等の用地取得及び拡幅整備を実施するため、対象区域内の関係権利者に対しての物件補償調査、損失補償額の算定に対する補償内容の説明等の業務を委託する。 2 業務委託の付議内容 対象区域内で道路用地取得のため、交渉中である関係権利者に対し、物件補償調査や損失補償内容の説明等を委託する。 3 対象者 1 件（令和 6 年 6 月時点）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

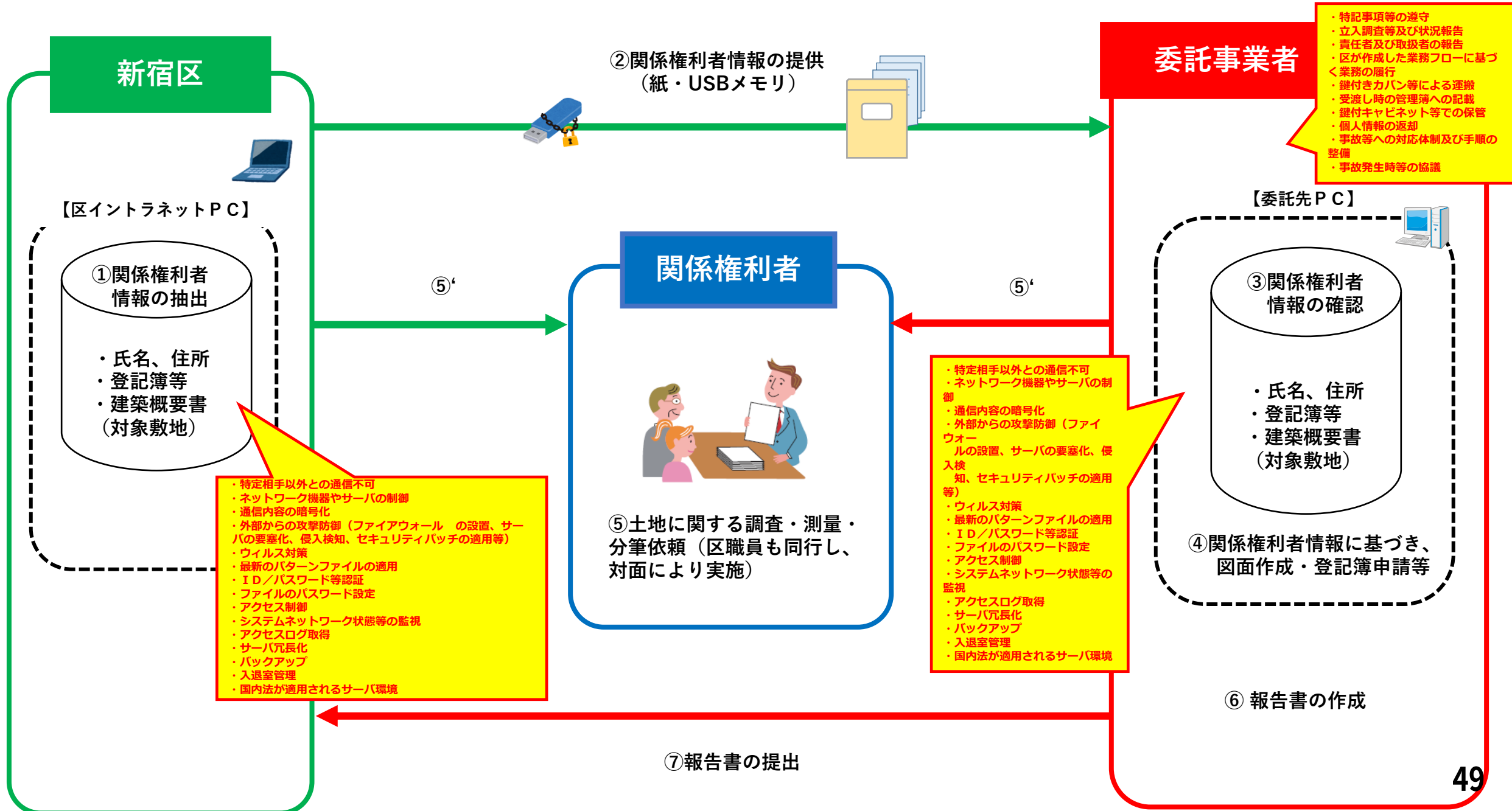
木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における道路用地補償業務に係る個人情報の流れ



木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における土地分筆登記等業務委託について（No.22）

事業名	木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における土地分筆登記等業務委託
担当課	防災都市づくり課
区 分	業務委託
目 的	対象区域の道路用地取得及び拡幅整備のため、分筆登記を行う。
対象者	対象区域内の関係権利者
事業内容	1 概要 現在、若葉・須賀町地区では、木造住宅密集地区整備促進事業（以下「密集事業」という。）に基づき、道路等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と居住環境の改善を図っている。若葉地区、若葉・須賀町地区地区計画で地区施設に位置付けられている地区内主要道路 1 号等では、密集事業を活用し、区が道路拡幅部分の用地取得及び拡幅整備を行っている。 計画的かつ着実な区画道路等の用地取得及び拡幅整備を実施するため、土地の調査及び測量を実施し、関係権利者等と調整及び分筆登記を行うことを委託する。 2 業務委託の付議内容 対象区域内で道路用地取得のため、交渉中である関係権利者の土地の調査及び測量を行い、分筆登記を行う。 3 対象者 10 件（令和 6 年 4 月 1 日時点）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

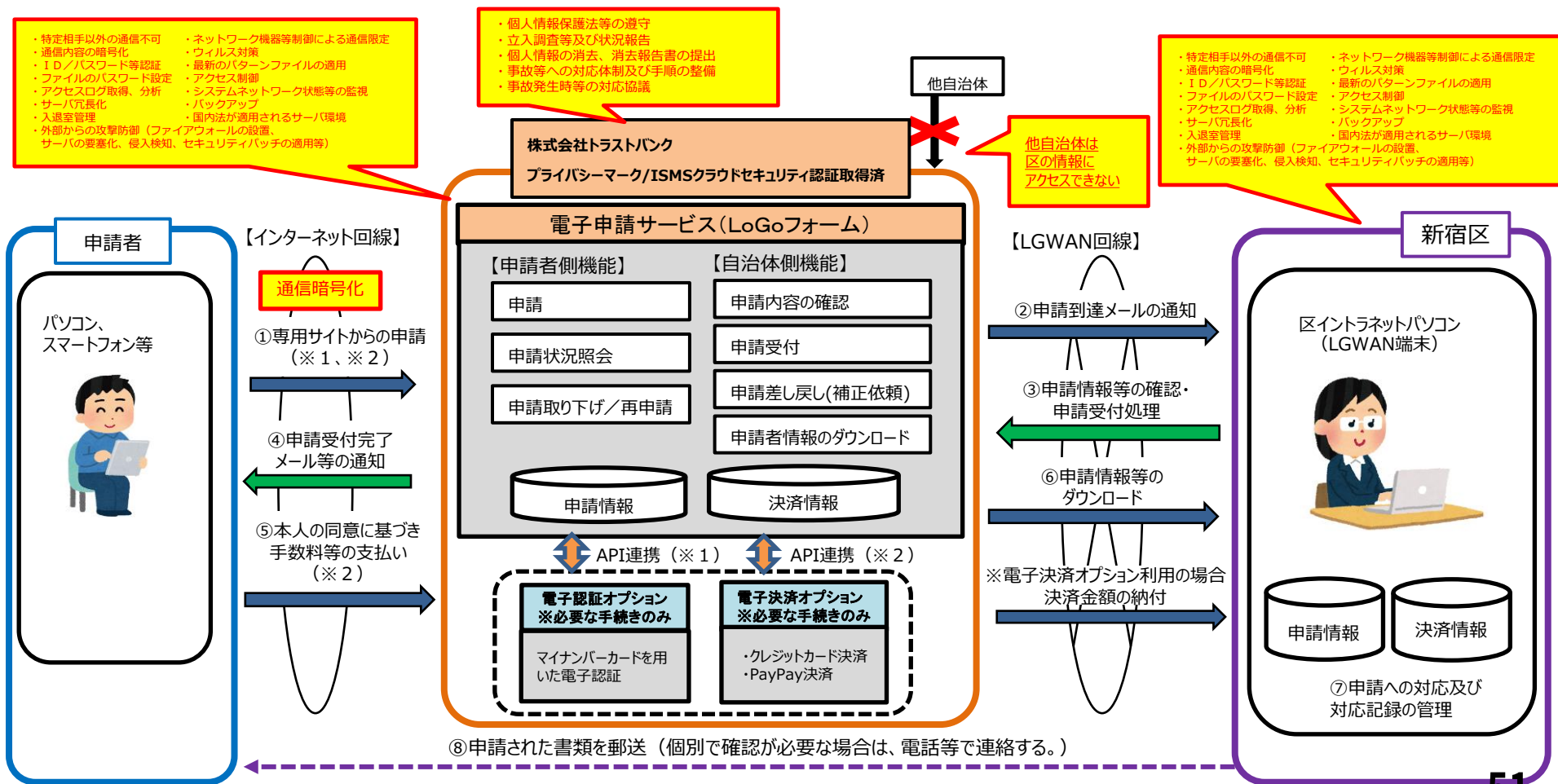
木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における土地分筆登記等業務における個人情報の流れ



L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）（No.2 3）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	区政情報課、情報戦略課、人材育成等担当課
区 分	外部結合
目 的	区職員への調査のオンライン化を推進し、利便性の向上を図る。
対象者	区職員（会計年度任用職員は除く）
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。 今後、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止され、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下、「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。（令和6年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済） ついては、区の電子申請による行政手続の導入促進等の観点から、下記3点にかかる電子申請のみ付議することとする。 ①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合 ②オンライン決済機能を活用する場合 ③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合 2 外部結合の付議内容 新たな手続をL o G o フォームに追加することで、さらなる区職員の利便性の向上を図ることとするため、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。 なお、当該手続は、上記①単年度手続者が1,000人を超えることが想定されるため付議を行う。
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子申請サービスに係る個人情報の流れ



※1 「電子認証オプション」を活用した電子認証は、申請と併せ①の段階で行う。

※2 「電子決済オプション」を活用したオンライン決済は、④申請受付完了メール等の通知で決済金額を請求し、⑤の段階で行うほか、申請と併せ①の段階で行うこともできる。

【追加手続及び情報項目】

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	人材育成等担当課	新宿区職員エンゲージメント向上等支援業務	所属・職名・職種・職務名・性別・年齢・採用年・採用区分・在庁歴・社会人歴・昇任歴等・調査回答内容	① 約 3,000 件

※①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合

新宿区職員エンゲージメント向上等支援に係る業務の委託について（No.24）

事業名	新宿区職員エンゲージメント向上等支援業務委託
担当課	人材育成等担当課
区 分	業務委託
目 的	職員エンゲージメント向上のため
対象者	区職員（会計年度任用職員は除く）
事業内容	1 概要 職員の働きがいや意欲、組織に対する思い入れ、愛着などのエンゲージメントを向上させることにより、組織の健全化、組織力の向上、個人の意欲向上、人材の定着につなげていくことを目的として、職員エンゲージメント向上の取り組みを行う。 2 業務委託の付議内容 区は、職員向けに LoGo フォームによる調査を実施し、調査結果を委託事業者に提供する。委託事業者は調査結果を詳細に分析するとともに、課題に対する改善提案なども含め報告書を作成する。 3 対象者 約 3,000 人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

新宿区職員エンゲージメント向上等支援業務委託に係る個人情報の流れ

区（人材育成担当課）

①Logoフォームでフォーマット
を作成し、全庁へ通知文の送付

職員・所属

②Logoフォームで各自回答

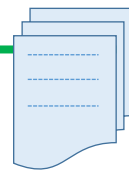
⑥対応策・改善策検討

- ・ 特定相手以外との通信不可・ネットワーク機器やサーバの制限
- ・ 通信内容の暗号化・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ ウィルス対策
- ・ 最新のパターンファイルの適用
- ・ ID／パスワード等認証
- ・ ファイルのパスワード設定
- ・ アクセス制御
- ・ システムネットワーク状態等の監視
- ・ アクセスログ取得
- ・ サーバ冗長化 ・ バックアップ
- ・ 入退室管理
- ・ 国内法が適用されるサーバ環境

③データ取りまとめ及び
CD-R等で送付



⑤報告書（個人情報なし）および
データ返却（CD-R等）



委託先



【委託先PC】



調査結果

所属・兼務先・職名・職種・
職務名・性別・年齢・採用
年・採用区分・在庁歴・社会
人歴・昇任歴等
+
調査回答内容

④調査結果をもとに
報告書（個人情報なし）作成

- ・ 特定相手以外との通信不可
- ・ ネットワーク機器やサーバの制御
- ・ 通信内容の暗号化
- ・ 外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ ウィルス対策
- ・ 最新のパターンファイルの適用
- ・ ID／パスワード等認証
- ・ ファイルのパスワード設定
- ・ アクセス制御
- ・ システムネットワーク状態等の監視
- ・ アクセスログ取得
- ・ サーバ冗長化 ・ バックアップ
- ・ 入退室管理
- ・ 国内法が適用されるサーバ環境

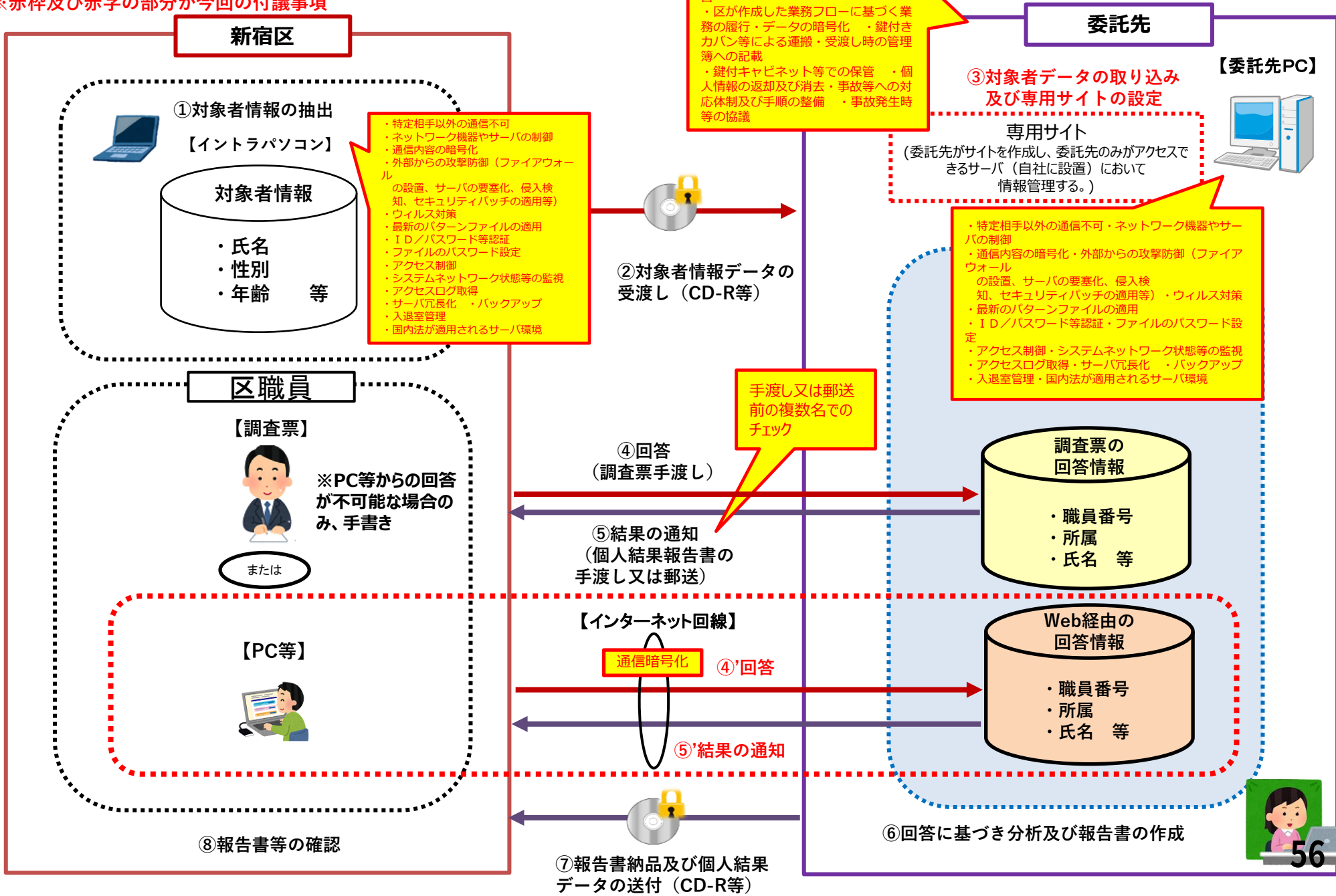
- ・ 特記事項等の遵守
- ・ 立入調査等及び状況報告
- ・ 責任者及び取扱者の報告
- ・ 区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・ データの暗号化
- ・ 鍵付きカバン等による運搬
- ・ 受渡し時の管理簿への記載
- ・ 鍵付キャビネット等での保管
- ・ 個人情報の返却及び消去
- ・ 事故等への対応体制及び手順の整備
- ・ 事故発生時等の協議

新宿区職員ストレスチェックに係る業務の委託について（委託内容の変更）（No.25）

事業名	職員の健康管理
担当課	人材育成等担当課
区 分	業務委託
目 的	職員の健康管理のため
対象者	区の職員（常勤、会計年度任用職員）
事業内容	1 概要 区では、労働安全衛生法等に基づき、以下のとおり職員の各種健康診断業務を委託で実施している（平成22年度第6回及び平成30年度第2回情報公開・個人情報保護審議会了承済）。 （1）委託している健康診断の種類 ア 呼吸器系・循環器系等健康診断 イ 消化器系健康診断 ウ 麻しん予防接種 エ 婦人科系健康診断 <u>オ ストレスチェック</u> （2）委託している業務内容 ア 受診票等の作成 イ 受診票等の印刷及び封入封緘 ウ 各種健康診断の実施 エ 結果報告書の作成 オ 結果報告書の印刷及び封入封緘 本件、上記（1）オのストレスチェックについて、従来は職員が紙の調査票に記入する方式で回答していたが、原則ウェブからの回答に変更する。 2 業務委託の付議内容 ストレスチェックの実施方法について、紙の調査票による回答から、原則ウェブからの回答に変更する。やむを得ない事情によりウェブでの回答が難しい職員については、従来通りの紙の調査票で回答する。 3 対象者 3500名
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

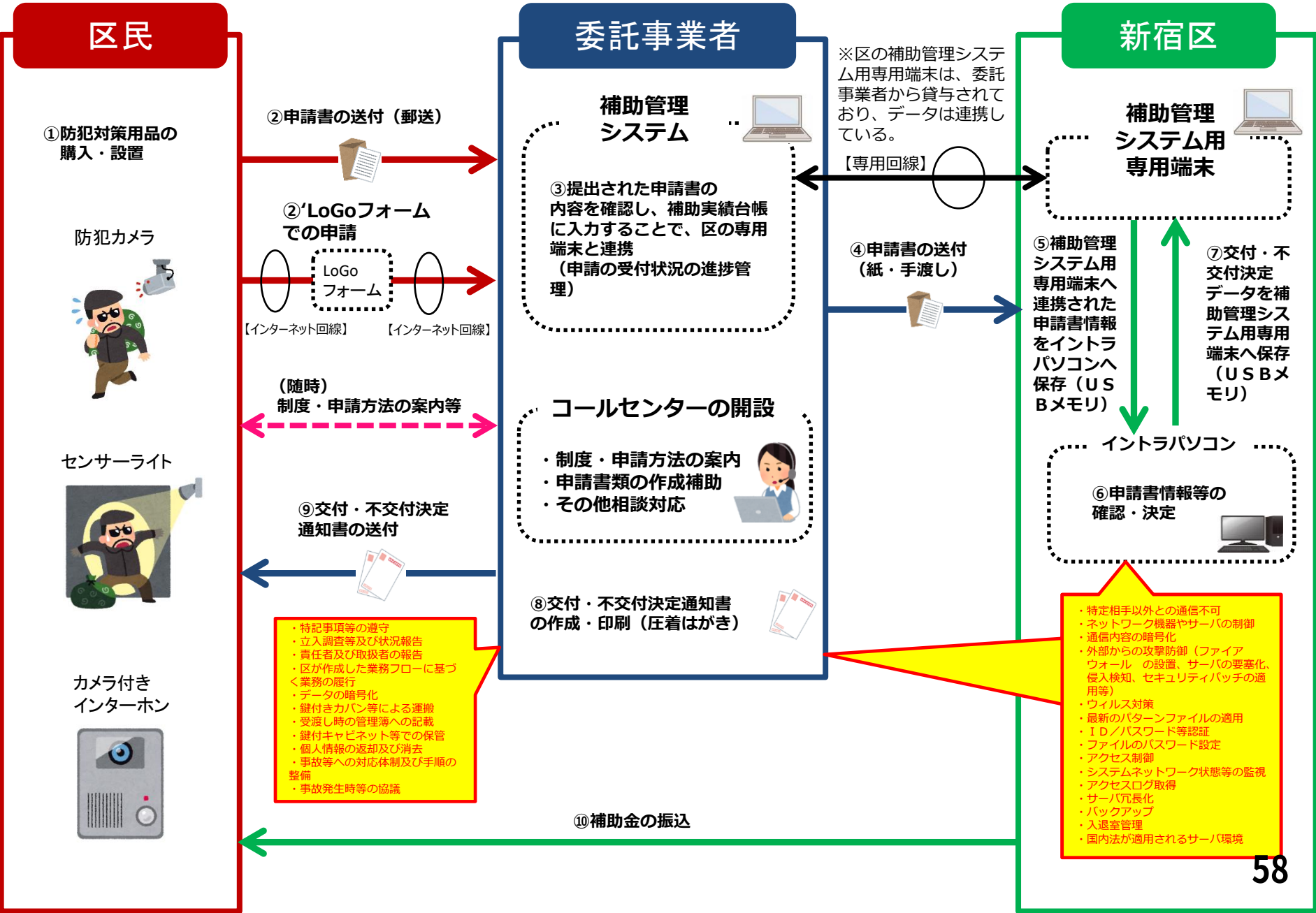
ストレスチェックに係る個人情報の流れ

※赤枠及び赤字の部分今回の付議事項



令和7年度新宿区防犯機器等購入緊急補助事業に係るシステムの構築等について（No.26）

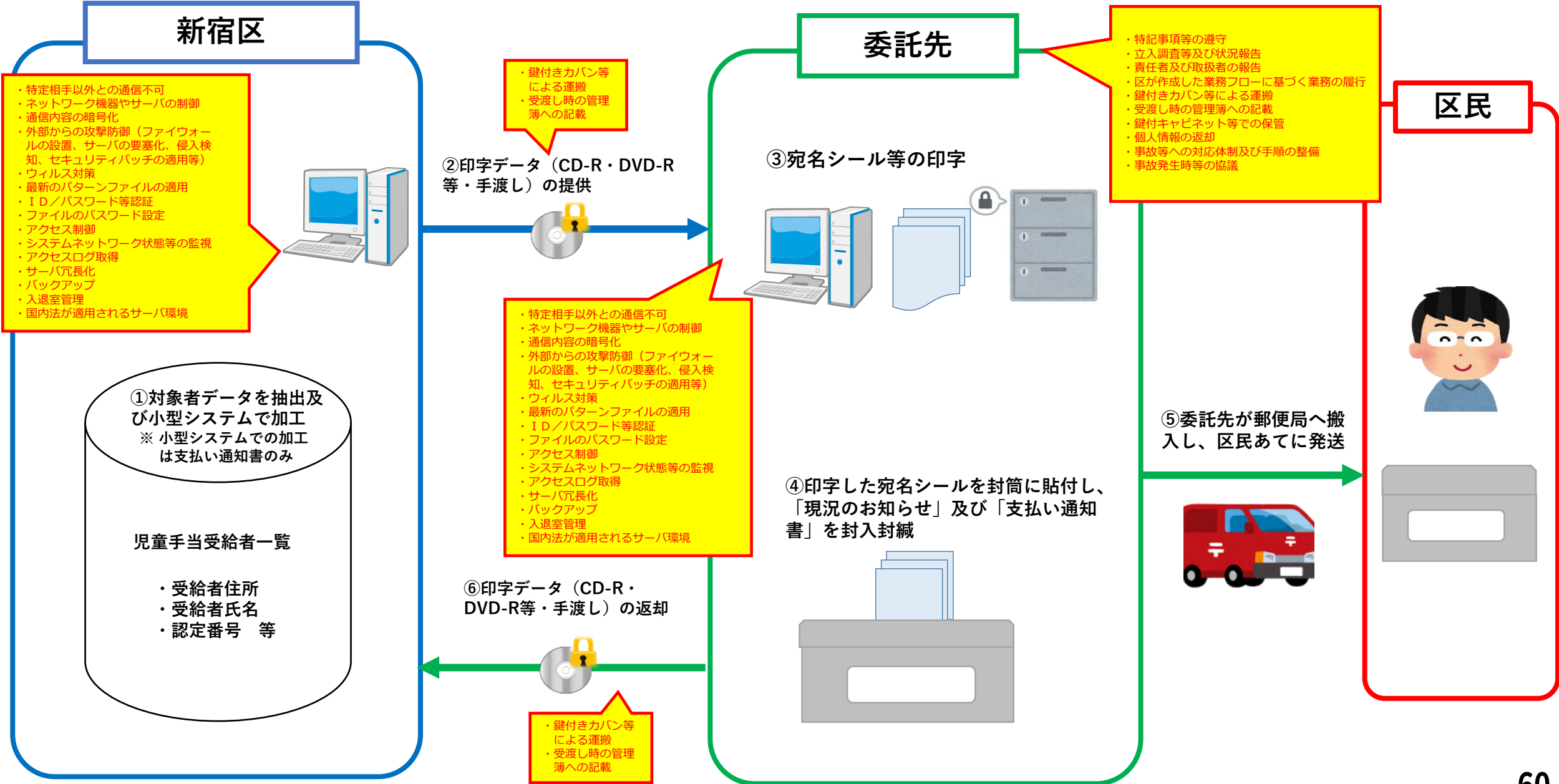
事業名	令和7年度防犯機器等購入緊急補助事業
担当課	危機管理課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	住宅における犯罪を未然に防止するため、防犯機器等を購入及び設置工事（以下「購入等」という。）をした区民に対し、その費用の一部を補助を行い、区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。
対象者	防犯機器等の購入等をした住宅（新宿区の区域内に存するものに限る。）に居住している区民
事業内容	1 概要 昨今、いわゆる「闇バイト」が関係すると思われる強盗・侵入窃盗事件等が発生し、区民の体感治安が悪化している。 このような状況の中、住宅における犯罪を未然に防止するため、防犯機器等の購入等をした区民に対し、その費用の一部を補助を行い、区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与するための新宿区防犯機器等購入緊急補助事業を実施するものである。 については、新宿区内に住民登録のある区民が、その居住する住居に実施する防犯対策として、対象となる防犯対策用品の購入等をした場合に、その費用の総額の2分の1（補助金の上限額は2万円とし、申請は1世帯につき1回限りとする。千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）を補助する。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 補助対象者を正確かつ迅速に把握し、円滑な支給事務に資するとともに、補助対象者からの問い合わせに対応するため、進捗状況を一元的に管理するための補助管理システムを構築する。 （2）外部結合 委託事業者の構築する補助管理システムとのデータの連携を行う。 （3）業務委託 申請書類の受理（LoGo フォームへの電子申請内容の確認を含む）、補助管理システムの構築及び入力、交付決定通知書等の印刷、発送及びコールセンター業務について、迅速かつ安全に行う必要があるため、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。 3 対象者 7,000人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり



児童手当制度事業に係る支払通知書等への印字及び封入封緘業務の委託について (No. 2 7)

事業名	児童手当制度事業に係る支払通知書等への印字及び封入封緘業務の委託について
担当課	児童育成担当課
区 分	業務委託
目 的	「現況のお知らせ」宛名シール及び「支払通知書」への印字及び封入封緘業務を委託することで業務の継続及び効率化を図る。
対象者	児童手当制度に係る受給者及びその子ども
事業内容	1 概要 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもを養育している者に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給している。 従来は庁内の高速プリンタにより児童手当の「現況のお知らせ」宛名シール、「支払通知書」への印字を行っていたが、令和 7 年にホストコンピュータが廃止となり、今後は外部業者に委託し印字を行うこととなる。そのため、印字及び封入封緘を一括して外部業務の委託を行う。 2 業務委託の付議内容 区が宛名シール等への印字を行っていたが、委託先業者で印字を行う。 3 対象者 対象者 約 25,000 件（児童数 62,000 人）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

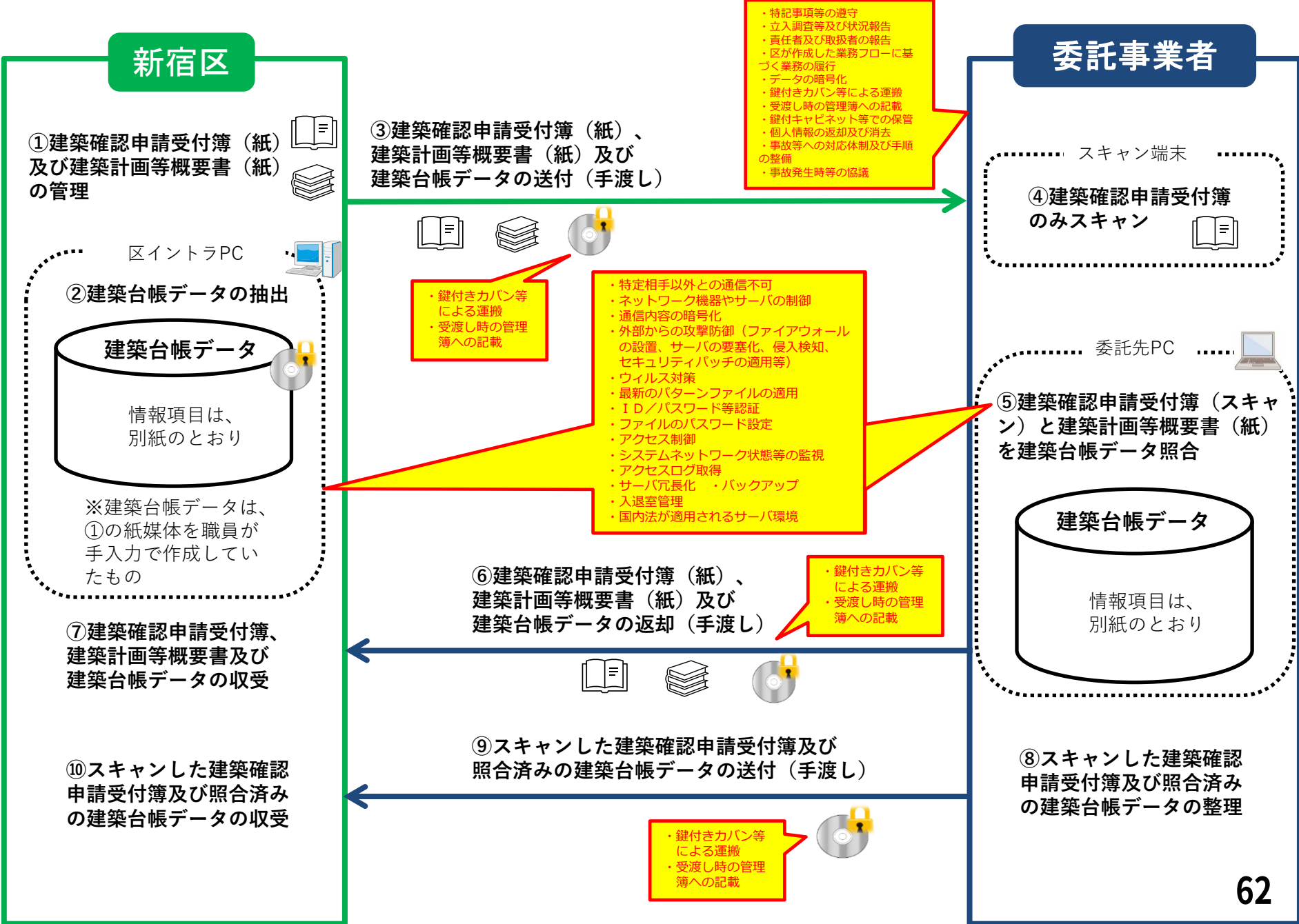
児童手当制度事業に係る支払通知書等への印字及び封入封緘業務に係る個人情報の流れについて



建築確認台帳の基礎データ整備に係る業務の委託について（No.28）

事業名	建築確認台帳の基礎データ整備の委託
担当課	建築指導課
区 分	業務委託
目 的	建築確認台帳の紙台帳と電子データの情報を一致させ、将来にわたり建築行政の基礎資料として活用する。
対象者	建築主・築造主
事業内容	1 概要 区では、建築確認申請受付簿（H13 年度以降は建築計画等概要書）の情報を電子データ化した建築確認台帳の情報を基に「台帳記載事項証明」（以下「証明書」という。）を行政証明として発行している。 この電子データは、職員が紙台帳である建築確認申請受付簿等を手入力で作成しており、電子データと紙台帳との不一致が判明するたびに、職員が電子データを修正しているため、証明書発行に手間と時間を要している。 また、国土交通省が目指している建築行政におけるデジタル化（建築確認申請のオンライン化など）にあたっては、各地方自治体の建築確認台帳との連携が見込まれており、区においても正確な建築確認台帳を整備する必要がある。 そのため、証明書発行に係る円滑な業務の推進及び建築行政におけるデジタル化に向け、区の電子データと紙台帳情報の照合作業を委託することで、正確な電子データの整備を図る。 2 業務委託の付議内容 （1）紙台帳である建築確認申請受付簿（S30.4～H13.3）のスキャンデータ化作業を委託する。 （2）紙台帳である建築確認申請受付簿（S30.4～H13.3）及び建築計画等概要書（H13.4～R7.3）と電子データが合致しているかの照合作業を委託する。 3 対象者 対象者：約 90,000 物件（S30.4～R7.3）分の建築主・築造主 照合物：建築確認申請受付簿 49 冊（S30.4～H13.3） 建築計画等概要書ファイル綴り 107 冊（H13.4～R7.3）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

建築確認台帳の基礎データ整備の委託に係る個人情報の流れ



《建築確認台帳の基礎データ整備に係る情報項目一覧》

《委託先に提供する情報》

- 1 建築確認申請受付簿(S30.4～H12)
- 2 建築計画概要書・築造計画概要書(H13～R6)
- 3 建築台帳データ(電子データ)

《委託先に提供する項目》

- 1 建築確認申請受付簿の建築主・築造主に係る情報

受付年月日、受付番号、建築主(築造主)氏名、建築主(築造主)住所、敷地地名地番、用途、工事種別、構造、規模、敷地面積、建築面積、延べ面積、既存との計、処理経過、合議、摘要、確認年月日、確認番号、受領印、工事完了届出日、完了検査日、検査済証発行年月日、検査済証番号

- 2 建築計画等概要書の建築主・築造主に係る情報

■建築物

建築主の氏名のフリガナ・氏名・郵便番号・住所、代理者の資格・氏名・建築士事務所名・郵便番号・所在地・電話番号、設計者の資格・氏名・建築士事務所名・郵便番号・所在地・電話番号・作成又は確認した設計図書、建築設備の設計に関し意見を聴いた者の氏名・勤務先・郵便番号・所在地・電話番号・登録番号・意見を聴いた設計図書、工事監理者の資格・氏名・建築士事務所名・郵便番号・所在地・電話番号・工事と照合する設計図書、工事施工者の氏名・営業所名・郵便番号・所在地・電話番号、備考、地名地番、住居表示、都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等、防火地域、その他の区域、地域、地区又は街区、道路、敷地面積、主要用途、工事種別、建築面積、延べ面積、建築物の数、建築物の高さ等、許可・認定等、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、特定工程工事終了予定年月日、建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否、建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無、その他必要な事項、付近見取図、配置図、建築確認に係る確認済証交付者・確認済証番号・交付年月日、計画変更の確認に係る確認済証交付者・確認済証番号・交付年月日、構造計算適合性判定に係る判定結果通知書交付者・判定結果通知書交付番号、中間検査に係る特定工程・検査日・中間検査合格証交付者・中間検査合格証番号・交付年月日、完了検査に係る検査日・完了済証交付者・検査済証番号・交付年月日、その他の処分、定期報告等報告年月日、備考

■ 工作物

築造主の氏名のフリガナ・氏名・郵便番号・住所、代理者の資格・氏名・建築士事務所名・郵便番号・所在地・電話番号、設計者の資格・氏名・建築士事務所名・郵便番号・所在地・電話番号・作成した設計図書、工事施工者の氏名・営業所名・郵便番号・所在地・電話番号、敷地の位置に係る地名地番・住居表示・用途地域・その他の区域又は地区、工作物の概要に係る用途・高さ・工事種別・築造面積・工作物の数・その他必要な事項、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、特定工程工事終了予定年月日、許可等、備考、付近見取図、配置図、建築確認に係る確認済証交付者・確認済証番号・交付年月日、計画変更の確認に係る確認済証交付者・確認済証番号・交付年月日、構造計算適合性判定に係る判定結果通知書交付者・判定結果通知書交付番号、中間検査に係る特定工程・検査日・中間検査合格証交付者・中間検査合格証番号・交付年月日、完了検査に係る検査日・完了済証交付者・検査済証番号・交付年月日、その他の処分、定期報告等報告年月日、備考

3 建築台帳データの建築主・築造主に係る情報**■ 建築物**

建築確認番号、敷地地名地番、建築主の住所、建築主の氏名、工事種別、構造、敷地面積、建築面積、延べ面積、階数、建築物主要用途、確認済証発行年月日、確認済証発行番号、検査済証発行年月日、検査済証発行番号、備考

■ 工作物

工作物確認番号、敷地地名地番、築造主の住所、築造主の氏名、工事種別、構造、工作物用途、確認済証発行年月日、確認済証発行番号、検査済証発行年月日、検査済証発行番号、備考

児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について（No.29）

事業名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
担当課	教育指導課
区 分	外部提供
目 的	学校と警察がより緊密な連携を行うことによる、児童・生徒の非行及び犯罪の未然に防止、健全育成の効果的な推進
対象者	警視庁、新宿区教育委員会
事業内容	1 概要 ・警視庁と新宿区教育委員会との間で締結された「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」により、当該協定に基づく連携を実施してきた。連絡にあたっては、取り扱う個人情報適正に管理し、個人情報保護を図るため、必要な事項を定め、学校から警察への外部提供事案等について記録を作成している。 ・新宿区立小学校、中学校及び養護学校における、学校から警察への連絡事案は外部提供にあたることから、今後は、警察に提供した外部提供事案等について、年度当初から年度末までの内容を、翌年度の4月に管理運営会議で報告していくことにする。 2 外部提供の付議内容 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供 3 対象者数 10件（令和6年4月1日から令和7年3月31日）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

令和6年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について

1 外部提供について(10件)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

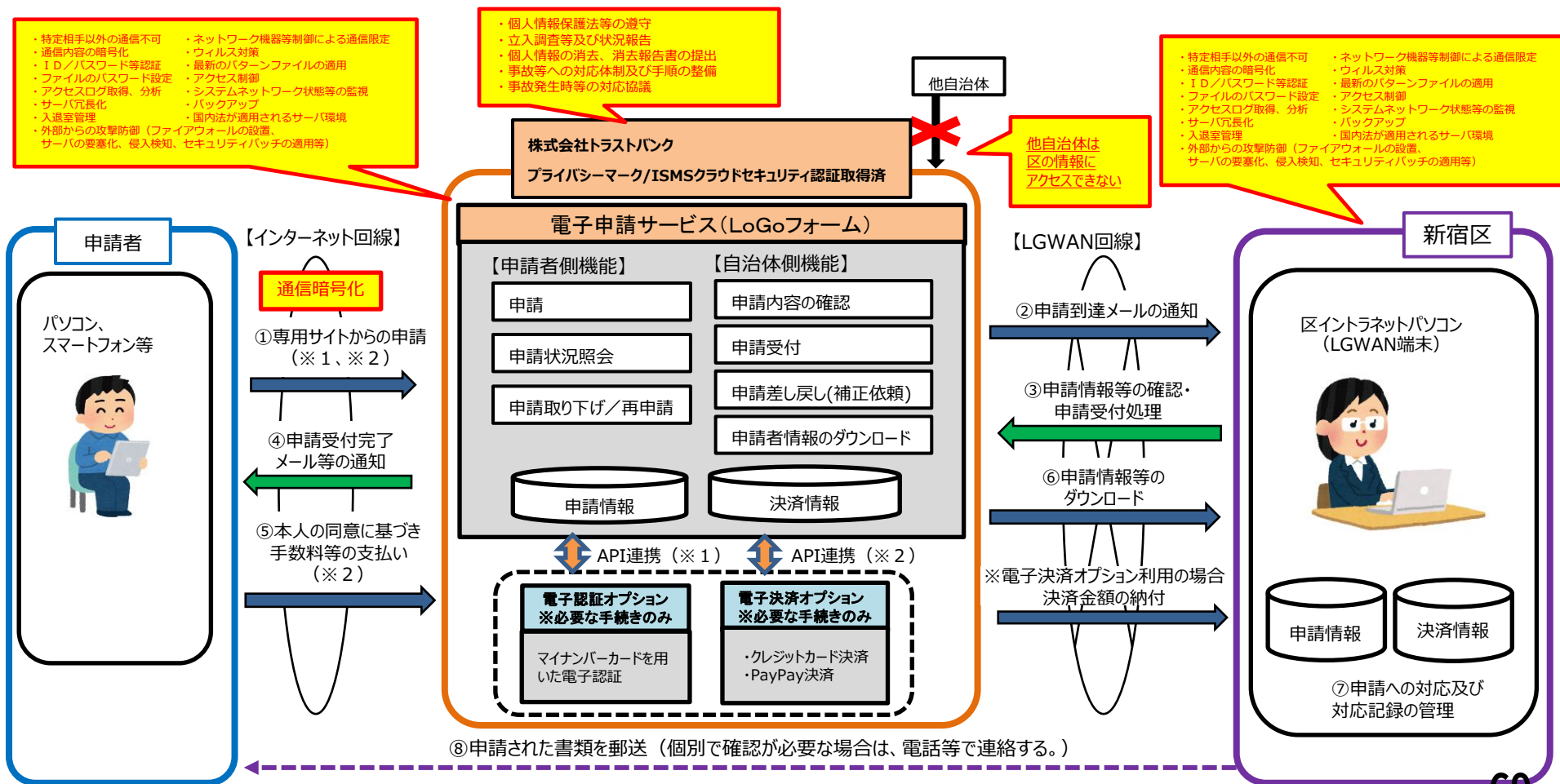
No.	外部提供を行った理由	外部提供を行った 個人の範囲	外部提供に係る 保有個人情報の項目	外部提供を 行った方法	外部提供の時期	外部提供を 受けたもの の名称
1	(2)学校から警察への連絡事案 ①エ 児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりすることを防ぐために警察に協力が必要になった場合	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、事案の概要	電話	令和6年6月5日	牛込警察署
2	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動の事案 (対児童暴力)	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、事案の概要	電話	令和6年7月18日	戸塚警察署 少年係
3	(2)学校から警察への連絡事案 ①エ 児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりすることを防ぐために警察に協力が必要になった場合	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、事案の概要	電話	令和6年9月25日	牛込警察署
4	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動の事案 (問題行動)	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、事案の概要	面接	令和6年10月17日	戸塚警察署 少年係
5	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動 (問題行動)	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、事案の概要	面接	令和6年10月28日	戸塚警察署 少年係

No.	外部提供を行った理由	外部提供を行った 個人の範囲	外部提供に係る 保有個人情報の項目	外部提供を 行った方法	外部提供の時期	外部提供を 受けたもの の名称
6	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡するこ とが特に必要と判断する問題行動の事 案 (問題行動)	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、住所、電話番号、 年齢、事案の概要	電話	令和6年12月25日	新宿警察署 少年第一係
7	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警 察の対応が必要な問題行動 (近隣トラブル)	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、住所、電話番号、 年齢、事案の概要	面接	令和7年2月6日	新宿警察署 少年係
8	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警 察の対応が必要な問題行動 (問題行動)	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、年齢、事案の概要	電話	令和7年2月12日	戸塚警察署 少年係
9	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警 察の対応が必要な問題行動 (問題行動)	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、年齢、事案の概要	電話	令和7年2月12日	戸塚警察署 少年係
10	(2)学校から警察への連絡事案 ①エ 児童・生徒が犯罪に巻き込まれた り、被害者となったりすることを防ぐた めに警察に協力が必要になった場合	対象事案にかかわる対象児童・生徒 (1人)	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、年齢、事案の概要	電話	令和7年3月21日	新宿警察署 刑事課

L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）（No.3 0）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	区政情報課、情報戦略課、総務課、学校運営課、選挙管理委員会事務局
区 分	外部結合
目 的	区職員への調査のオンライン化を推進し、利便性の向上を図る。
対象者	区職員（会計年度任用職員は除く）
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。 今後、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止され、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下、「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。（令和6年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済） ついては、区の電子申請による行政手続の導入促進等の観点から、下記3点にかかる電子申請のみ付議することとする。 ①単年度手続者が1, 0 0 0人を超えることが想定される場合 ②オンライン決済機能を活用する場合 ③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合 2 外部結合の付議内容 新たな手続をL o G o フォームに追加することで、さらなる区職員の利便性の向上を図ることとするため、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。 なお、当該手続は、上記①単年度手続者が1, 0 0 0人を超える場合、及び③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を行うため付議を行う。
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子申請サービスに係る個人情報の流れ(住民等から区への申請)



※1 「電子認証オプション」を活用した電子認証は、申請と併せ①の段階で行う。

※2 「電子決済オプション」を活用したオンライン決済は、④申請受付完了メール等の通知で決済金額を請求し、⑤の段階で行うほか、申請と併せ①の段階で行うこともできる。

【追加手続及び情報項目】

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	総務課	新宿区物価高騰対策臨時給付金（令和6年度低所得世帯支援）給付事業	氏名、電話番号、メールアドレス、振込口座情報（口座関係書類の添付）	約 2,000 件
2	総務課	新宿区定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業	氏名、電話番号、メールアドレス、振込口座情報（口座関係書類の添付）	約 1,000 件
3	学校運営課	施設等利用費及び私立幼稚園等入園料・保育料補助金交付申請	氏名、フリガナ、現住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、補助金の振込口座、子どもの氏名、子どものフリガナ、子どもの生年月日、子どもの在籍園、子どもの在籍クラス、子どもの入園日、子どもの在籍状況、子どもが利用した認可外保育施設等、世帯員氏名、世帯員フリガナ、世帯員生年月日、世帯員続柄	約 1,000 件
4	選挙管理委員会事務局	不在者投票の申請（選挙）	郵便番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、不在者投票一式送付先郵便番号、不在者投票一式送付先住所	マイナンバーカードを活用した電子認証機能

新宿区定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）（No.3 1）

事業名	新宿区定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業
担当課	総務課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	令和５年１１月２日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく、令和６年度税制改正における定額減税に先立ち実施された当初調整給付の支給額に不足が生じる場合等に、追加で給付を行うことを目的とする。
対象者	令和７年度住民税が賦課される者で、以下に該当する者を対象とする。 ※事務処理基準日（給付額算定等の基準日）は令和７年６月２日 １ 不足差額が生じた者 当初調整給付の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で不足差額が生じた者 ただし、納税義務者本人の合計所得金額が１，８０５万円以下の者が対象 ２ 以下の要件を全て満たし、申請を行った者 (1) 定額減税の対象外（令和６年分所得税額及び令和６年度分住民税所得割額が０円）であること (2) 税制度上の扶養親族対象外（青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額４８万円超えの者）であること (3) 低所得世帯向け給付（令和５年非課税給付等、令和６年非課税化給付等）対象世帯の世帯主、世帯員に該当していないこと
事業内容	１ 概要 令和５年１１月２日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく、令和６年度税制改正における定額減税に先立ち実施された当初調整給付の支給額に不足が生じる場合等に、以下のとおり、個人に対し以下の現金を給付する。 (1)不足分給付 対象者１不足額が生じた者の算定金額 （１０，０００円未満は切り上げ） (2)申請による給付 定額４０，０００円 （令和６年１月１日時点で国外居住者であった場合には３０，０００円）

新宿区定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）（No.3 1）

	2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 (1) 電算処理 支給対象者データの作成、支給状況確認プログラムの作成を行う。 (2) 外部結合 委託事業者の構築する給付管理システムへの入力処理(外部結合)を行う。 (3) 業務委託 確認書・案内書の作成、発送、受領及びコールセンター等の業務委託を行う。 (4) 再委託 ①支給対象者データ及び支給状況確認プログラムの作成業務を行う。 ②確認書の印刷及び封入封緘業務を行う。 3 対象者 (1) 不足分給付 約 21,000 人 (2) 申請者分 約 5,500 人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

新宿区

住基システム(戸籍住民課)
税務システム(税務課)

データベース

①対象者抽出の
元となるデータの
作成

イントラパソコン

不足額給付
算定ツール(国)

支給対象者データ

②データの引渡し
(USBメモリ)・受渡し時の
管理簿への記載再委託
事業者1③支給対象者を再委
託事業者のPCで抽出※区職員が作業前の工程確認、作
業中の工程監視及び作業後の個人
情報の消去確認
※再委託事業者のPCは、業務完了
までスタンダアローン
※作業完了後は、個人情報を専用の
ソフトを使い、復旧不能な状態で消去④支給対象者
データを給付管理
システム用専用
端末へ保存
(USBメモリ)

給付管理システム専用端末

⑤公金受取口座等
の照会及び回答

【専用回線】

【LGWAN回線】

⑥照会した公金
受取口座情報等
を区職員が給付
管理システム用
専用端末へ保存
(USBメモリ)

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

地方公共団体情報
システム機構住民基本台帳
ネットワーク
システム情報提供
ネットワーク
システム

区民

⑨振込通知
の送付(随時)
問合せ・対応

【専用回線】

※区の給付管理システム用専用端末は、
委託事業者から貸与されており、データは連携している。委託事業者
(株式会社広済堂ネクスト)⑦支給状況確認プログラムで支
給不支給判定を実施給付管理
システム⑧支給対象者
データ等を基に
振込通知を作成コールセンター
・窓口

新宿区

住基システム（戸籍住民課）
税務システム（税務課）

データベース

①対象者抽出の
元となるデータの
作成

イントラパソコン

不足額給付
算定ツール（国）

支給対象者データ

②データの引渡し
（USBメモリ）

・受渡し時の
管理簿への記載

再委託 事業者1

③支給対象者を再委託
事業者のPCで抽出

※区職員が作業前の工程確認、作業
中の工程監視及び作業後の個人情報
の消去確認
※再委託事業者のPCは、業務完了ま
でスタンドアローン
※作業完了後は、個人情報を専用の
ソフトを使い、復旧不能な状態で消去

④支給対象者
データを給付管理
システム用専用端末へ保存
（USBメモリ）

給付管理システム用専用端末

⑤公金受取口座等
の照会及び回答

【専用回線】

⑥照会した公金
受取口座情報等
を区職員が給付
管理システム用
専用端末へ保存
（USBメモリ）

【LGWAN回線】

地方公共団体情報 システム機構

住民基本台帳
ネットワーク
システム

情報提供
ネットワーク
システム

・鍵付きカバン等による運搬
・受渡し時の管理簿への記載

区民

⑪確認書の送付

⑫確認書の返送

⑫' LoGoフォーム
での申請

LoGoフォーム

【インターネット回線】

【インターネット回線】

⑬通知の送付

（随時）
問合せ・対応

【専用回線】

再委託 事業者2

⑨確認書の印刷
・封入封緘

⑧支給対象者
データを送付
（DVD等・手渡し）

⑩封入封緘した
確認書を納品及び
データの返却（DVD等、
紙・手渡し）

委託事業者 （株式会社広済堂ネクスト）

⑭判定プログラムで支給不支給
判定を実施

給付管理
システム

⑦支給対象者データ等
を確認

⑬確認書とLoGoフォームの
申請内容を確認（審査）及
び支給予定データの作成

⑮対象外
通知を印刷

コール
センター
・窓口

※区の給付管理システム用専用端末は、
委託事業者から貸与されており、データは連携している。

銀行スマホ決済（モバイルレジ等）を活用した特別区民税・都民税・森林環境税等のインターネットバンキング納付の導入に伴う収納サービス提供事業者との外部結合等について（納付方法の追加）（No.3 2）

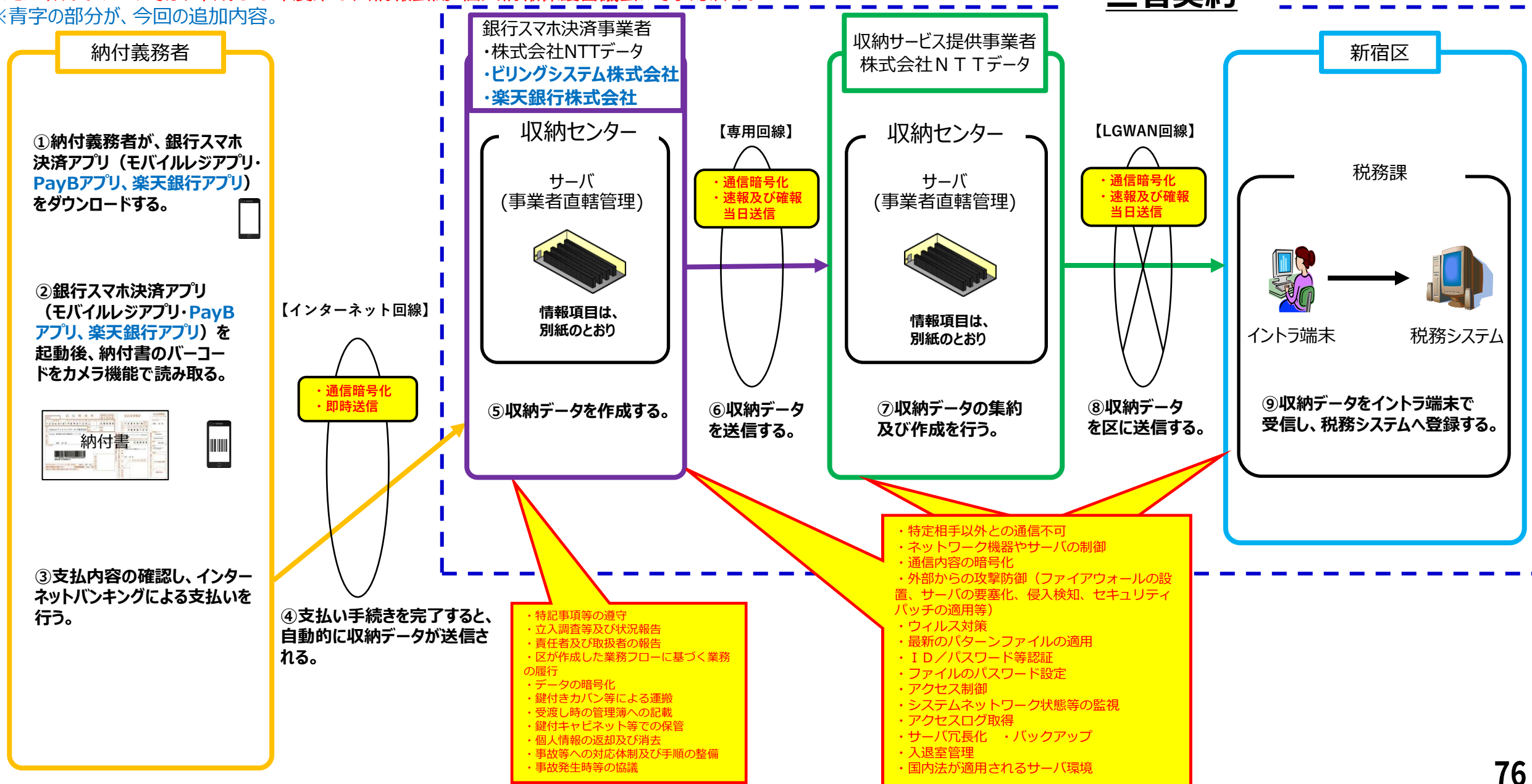
事業名	銀行スマホ決済を活用した特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税のインターネットバンキング納付の導入について
担当課	税務課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収）及び軽自動車税（以下「特別区民税・都民税・森林環境税等」という。）の納付について、新たな決済手段である銀行スマホ決済を活用したインターネットバンキング納付を導入することにより、区民の納付機会の拡充と利便性の向上を図る。
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税等の納付義務者
事業内容	1 概要 現在、区では、特別区民税・都民税・森林環境税等の納付について、税務課、特別出張所、金融機関、口座振替、コンビニエンスストアでの納付のほか、『モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付』、『モバイルレジを活用したクレジット納付』及び『電子マネー納付』など、さまざまなキャッシュレス決済にも対応している。 令和7年6月からは、P a y B、楽天銀行を活用したインターネットバンキング納付を新たに追加（※）することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。 ※インターネットバンキング納付は、既存の「モバイルレジ」を活用したインターネットバンキング納付と今回追加される「P a y B、楽天銀行」を加えて「銀行スマホ決済」という。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 銀行スマホ決済で納付されたデータについて、収納サービス提供事業者が有する収納センターのサーバと区のイントラパソコンが結合するため。 （2）業務委託 納付された収納データの作成、納付サービス提供事業者や区への収納データ送信及び収納センターのサーバ管理業務を委託するため。 3 対象者 約 240,000 件 （普通徴収当初課税件数） 約 25,000 件 （軽自動車税（種別割）当初課税件数）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

銀行スマホ決済を活用したインターネットバンキング納付に係る個人情報の流れ

※モバイルレジについては、平成30年度第8回情報公開・個人情報保護審議会にて承認済み。

※青字の部分が、今回の追加内容。

三者契約



銀行スマホ決済による特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納情報データ項目**特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納業務に係る項目**

レコード区分、ファイル作成日、代行会社コード、収納機関コード、利用区分、データ識別コード、
収納日付、収納時間、バーコード情報（国コード、区自由使用欄（処理区分、課税年度、相当年度、
通知書番号、期別、延滞金）再発行区分、支払い期限日、印紙フラグ、支払い金額）、収納店舗コード、
支払い予定日、経理処理日、小売業企業コード、速報件数合計、速報金額合計、確報件数合計、
確報金額合計、速報取消件数合計、速報取消金額合計、レコード総件数

（注）既に導入済のモバイルレジによる納付データと、項目・連携内容は同様

銀行スマホ決済（モバイルレジ等）を活用した介護保険料のインターネットバンキング納付の導入に伴う収納サービス提供事業者との外部結合等について（納付方法の追加）（No. 33）

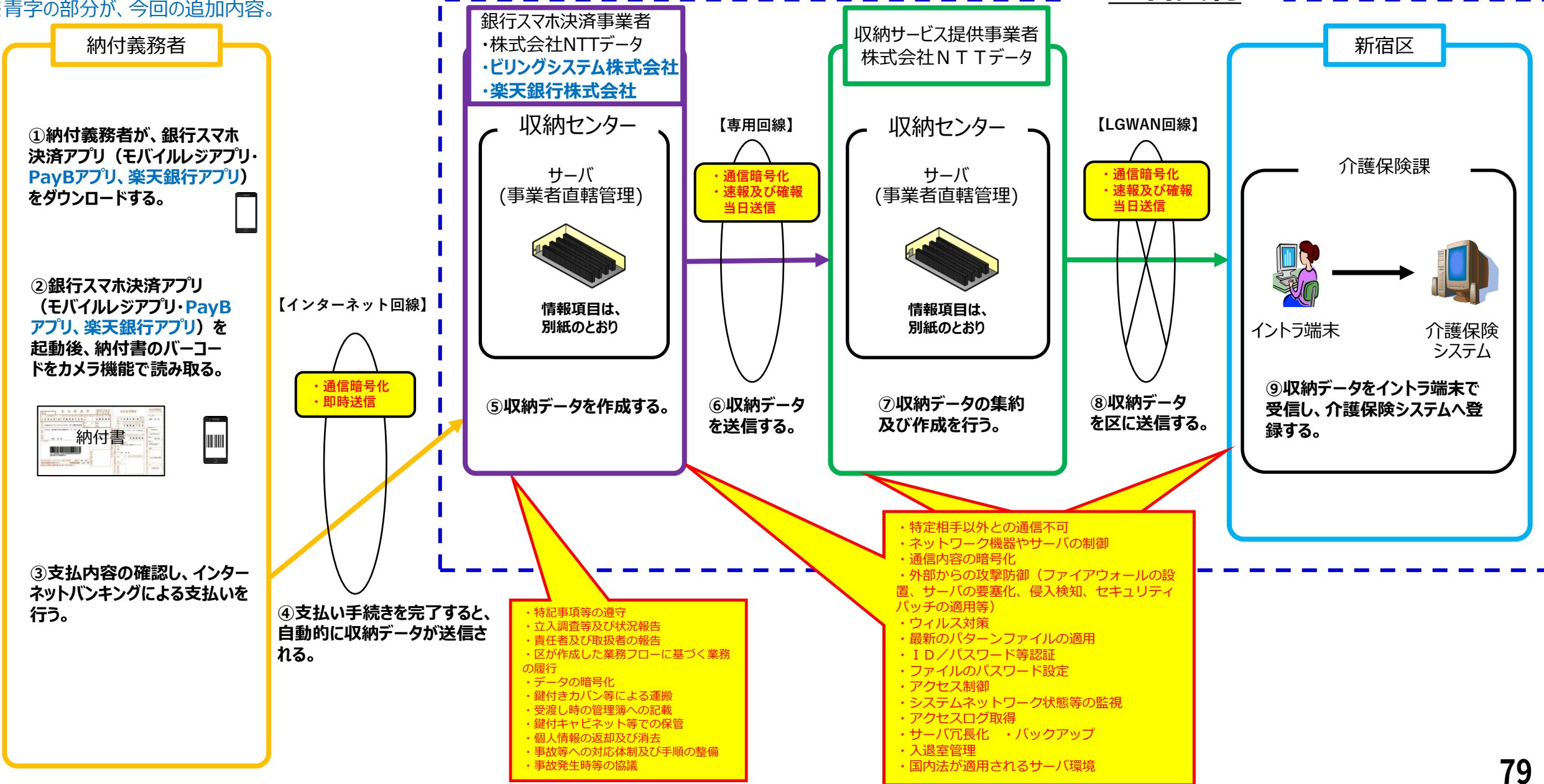
事業名	銀行スマホ決済を活用した介護保険料のインターネットバンキング納付の導入について
担当課	介護保険課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	介護保険料の納付について、新たな決済手段である銀行スマホ決済を活用したインターネットバンキング納付を導入することにより、区民の納付機会の拡充と利便性の向上を図る。
対象者	介護保険料の納付義務者
事業内容	1 概要 現在、区では、介護保険料（普通徴収分）の納付について、介護保険課、特別出張所、金融機関、口座振替、コンビニエンスストアでの納付のほか、『モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付』、『モバイルレジを活用したクレジット納付』及び『電子マネー納付』など、さまざまなキャッシュレス決済にも対応している。 令和7年7月からは、P a y B、楽天銀行を活用したインターネットバンキング納付を新たに追加（※）することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。 ※インターネットバンキング納付は、既存の「モバイルレジ」を活用したインターネットバンキング納付と今回追加される「P a y B、楽天銀行」を加えて「銀行スマホ決済」という。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 銀行スマホ決済で納付されたデータについて、収納サービス提供事業者が有する収納センターのサーバと区のイントラパソコンが結合するため。 （2）業務委託 納付された収納データの作成、収納サービス提供事業者や区への収納データ送信及び収納センターのサーバ管理業務を委託するため。 3 対象者 約340件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

銀行スマホ決済を活用したインターネットバンキング納付に係る個人情報の流れ

※モバイルレジについては、令和2年度第4回情報公開・個人情報保護審議会にて承認済み。

※青字の部分が、今回の追加内容。

三者契約



銀行スマホ決済を活用した介護保険料の収納情報データ項目

介護保険料の収納業務に係る項目
レコード区分、ファイル作成日、代行会社コード、収納機関コード、利用区分、データ識別コード、 収納日付、収納時間、バーコード情報（国コード、区自由使用欄（処理区分、賦課年度、相当年度、 通知書番号、期別、延滞金、再発行区分、支払い期限日、印紙フラグ、支払い金額）、収納店舗コード、 支払い予定日、経理処理日、小売業企業コード、速報件数合計、速報金額合計、確報件数合計、 確報金額合計、速報取消件数合計、速報取消金額合計、レコード総件数

(注) 既に導入済のモバイルレジによる納付データと、項目・連携内容は同様

銀行スマホ決済（モバイルレジ等）を活用した国民健康保険料のインターネットバンキング納付の導入に伴う収納サービス提供事業者との外部結合等について（納付方法の追加）
 (No. 3 4)

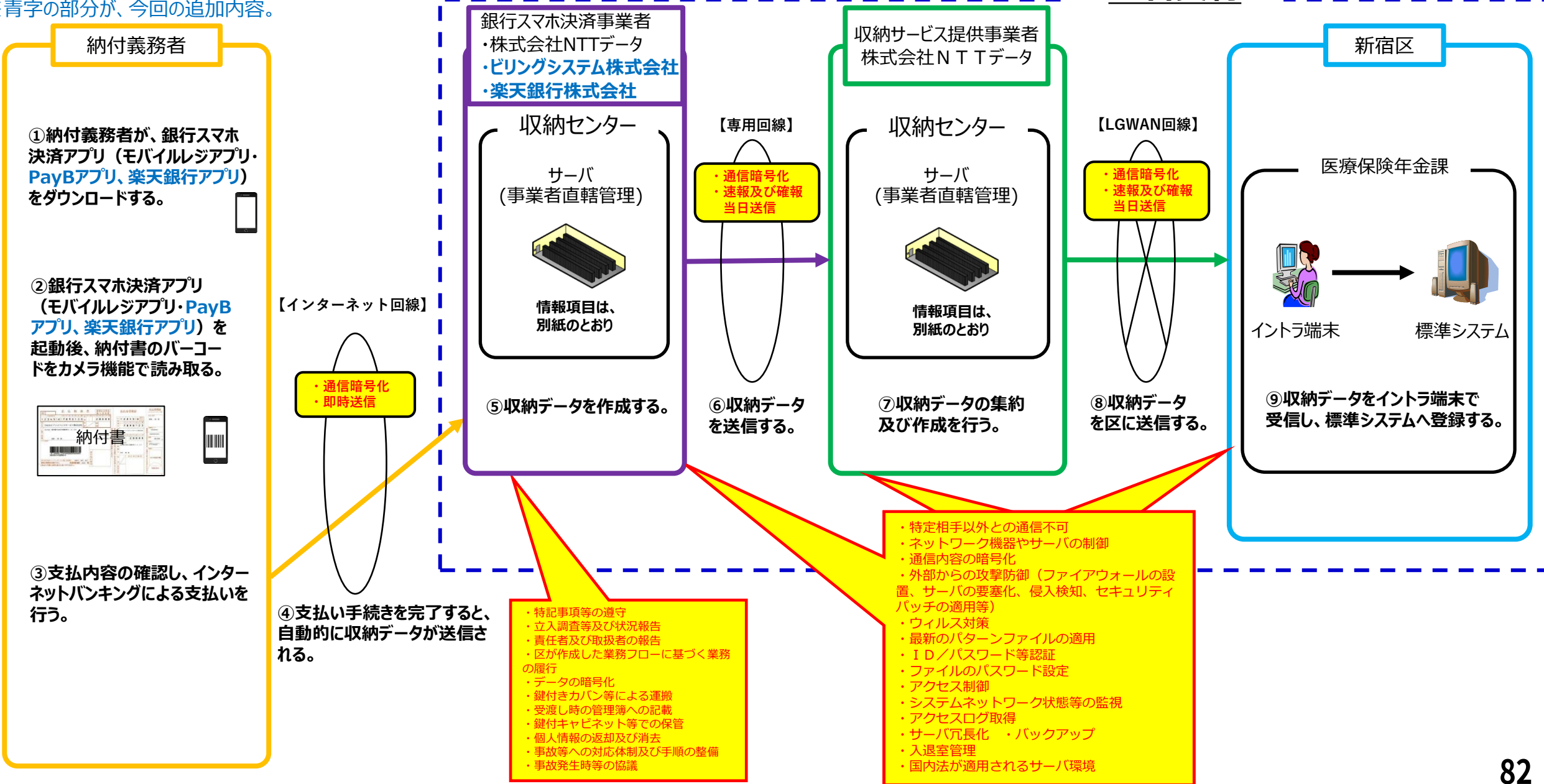
事業名	銀行スマホ決済を活用した国民健康保険料のインターネットバンキング納付の導入について
担当課	医療保険年金課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	国民健康保険料の納付について、新たな決済手段である銀行スマホ決済を活用したインターネットバンキング納付を導入することにより、区民の納付機会の拡充と利便性の向上を図る。
対象者	国民健康保険料の納付義務者
事業内容	1 概要 現在、区では、国民健康保険料の納付について、医療保険年金課、特別出張所、金融機関、口座振替、コンビニエンスストアでの納付のほか、『モバイルレジを活用したインターネットバンキング納付』、『モバイルレジを活用したクレジット納付』及び『電子マネー納付』など、さまざまなキャッシュレス決済にも対応している。 令和7年6月からは、P a y B、楽天銀行を活用したインターネットバンキング納付を新たに追加（※）することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。 ※インターネットバンキング納付は、既存の「モバイルレジ」を活用したインターネットバンキング納付と今回追加される「P a y B、楽天銀行」を加えて「銀行スマホ決済」という。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 銀行スマホ決済で納付されたデータについて、収納サービス提供事業者が有する収納センターのサーバと区のイントラパソコンが結合するため。 （2）業務委託 納付された収納データの作成、収納サービス提供事業者や区への収納データ送信及び収納センターのサーバ管理業務を委託するため。 3 対象者 7 0 0 件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

銀行スマホ決済を活用したインターネットバンキング納付に係る個人情報の流れ

※モバイルレジについては、平成30年度第8回情報公開・個人情報保護審議会にて承認済み。

※青字の部分が、今回の追加内容。

三者契約



銀行スマホ決済による国民健康保険料の収納情報データ項目

国民健康保険料の収納業務に係る項目
レコード区分、ファイル作成日、代行会社コード、収納機関コード、利用区分、データ識別コード、 収納日付、収納時間、バーコード情報（国コード、区自由使用欄（処理区分、賦課年度、相当年度、 通知書番号、期別、延滞金）再発行区分、支払い期限日、印紙フラグ、支払い金額）、収納店舗コード、 支払い予定日、経理処理日、小売業企業コード、速報件数合計、速報金額合計、確報件数合計、 確報金額合計、速報取消件数合計、速報取消金額合計、レコード総件数

(注) 既に導入済のモバイルレジによる納付データと、項目・連携内容は同様

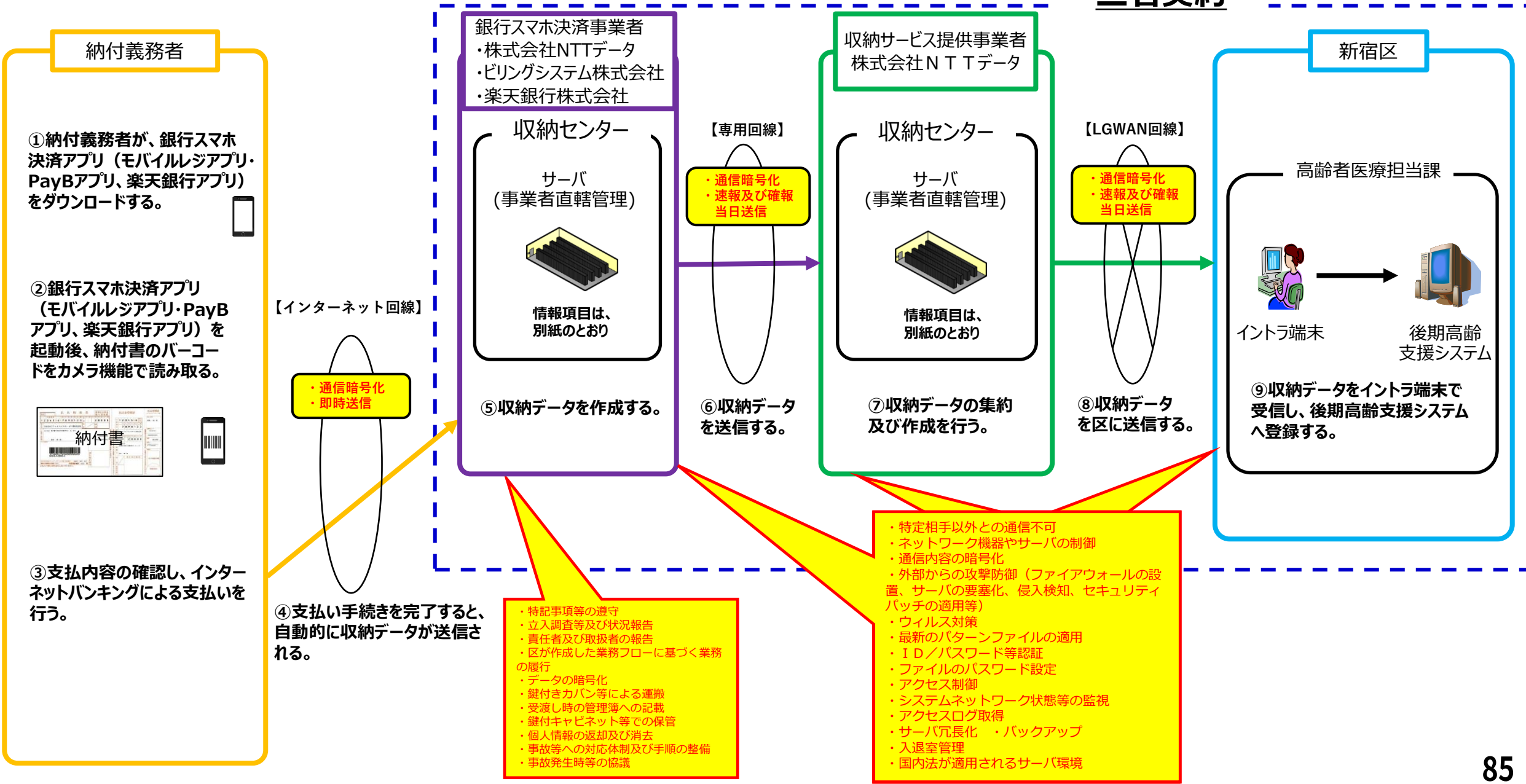
後期高齢者医療保険料の納付における銀行スマホ決済（モバイルレジ等）、モバイルレジクレジット決済及び電子マネー決済の導入等について（No.35）

事業名	後期高齢者医療保険料の納付における銀行スマホ決済（モバイルレジ等）、モバイルレジクレジット決済及び電子マネー決済の導入等について
担当課	高齢者医療担当課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	後期高齢者医療保険料の納付について、銀行スマホ決済（モバイルレジ等）、モバイルレジクレジット決済及び電子マネー決済を導入することにより、区民の納付機会の拡充と利便性の向上を図る。
対象者	後期高齢者医療保険料の納付義務者
事業内容	1 概要 現在、区では、後期高齢者医療保険料の納付について、高齢者医療担当課、特別出張所、金融機関、口座振替、コンビニエンスストアでの納付に対応している。 令和7年7月からは、今までの納付方法に加え、『モバイルレジ等を活用したインターネットバンキング納付（※）』、『モバイルレジを活用したクレジット納付』及び『電子マネー納付』を導入することで、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。 ※モバイルレジ、P a y B 及び楽天銀行を活用したインターネットバンキング納付を「銀行スマホ決済」という。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 収納サービス提供事業者が有する収納センターのサーバと区のイントラパソコンが結合するため。 （2）業務委託 納付された収納データの作成、収納サービス提供事業者や区への収納データ送信及び収納センターのサーバ管理業務を委託するため。 3 対象者 約36,000名
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

銀行スマホ決済を活用したインターネットバンキング納付に係る個人情報の流れ

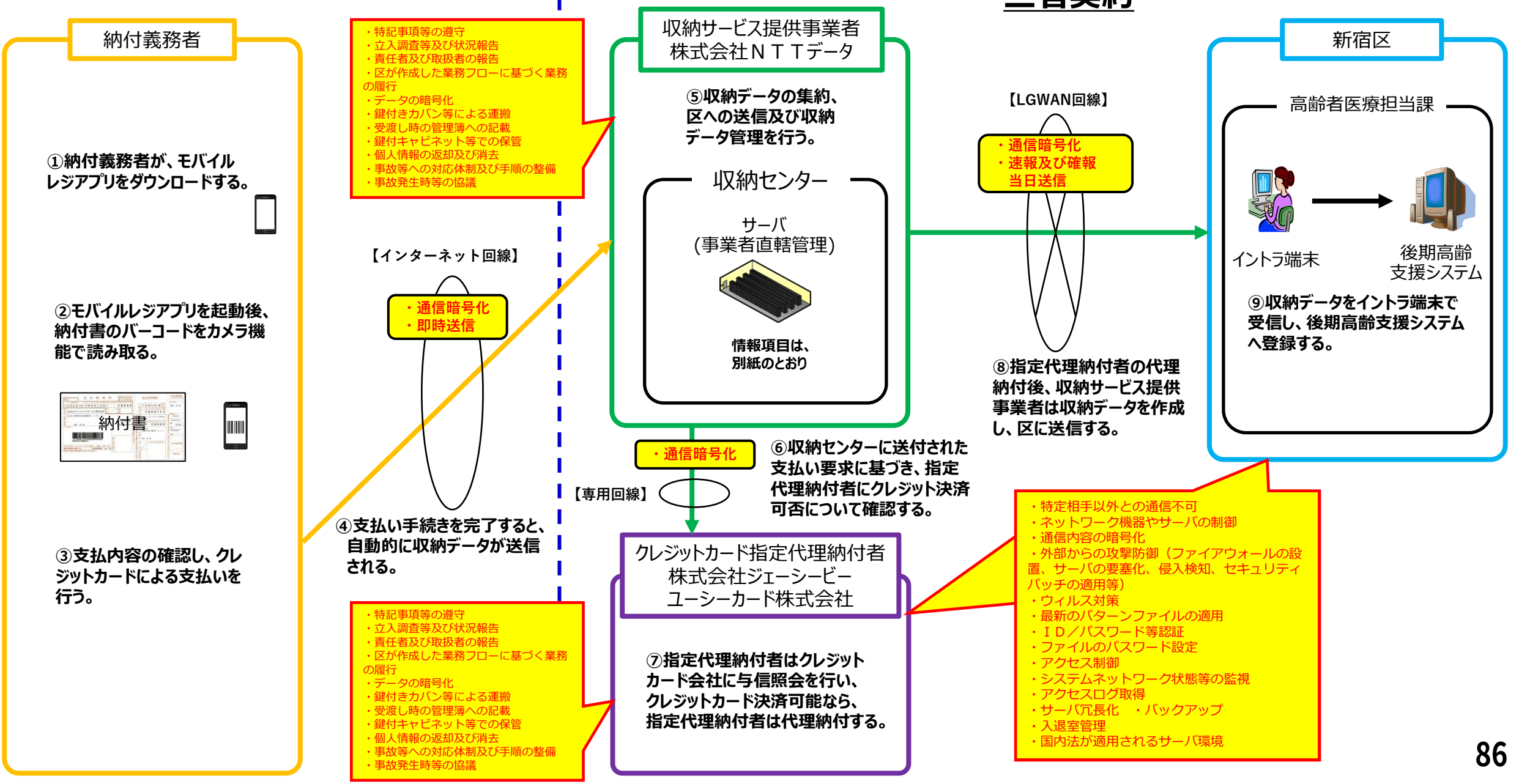
※モバイルレジについては、税務課などが平成30年度第8回情報公開・個人情報保護審議会で承認済み

三者契約



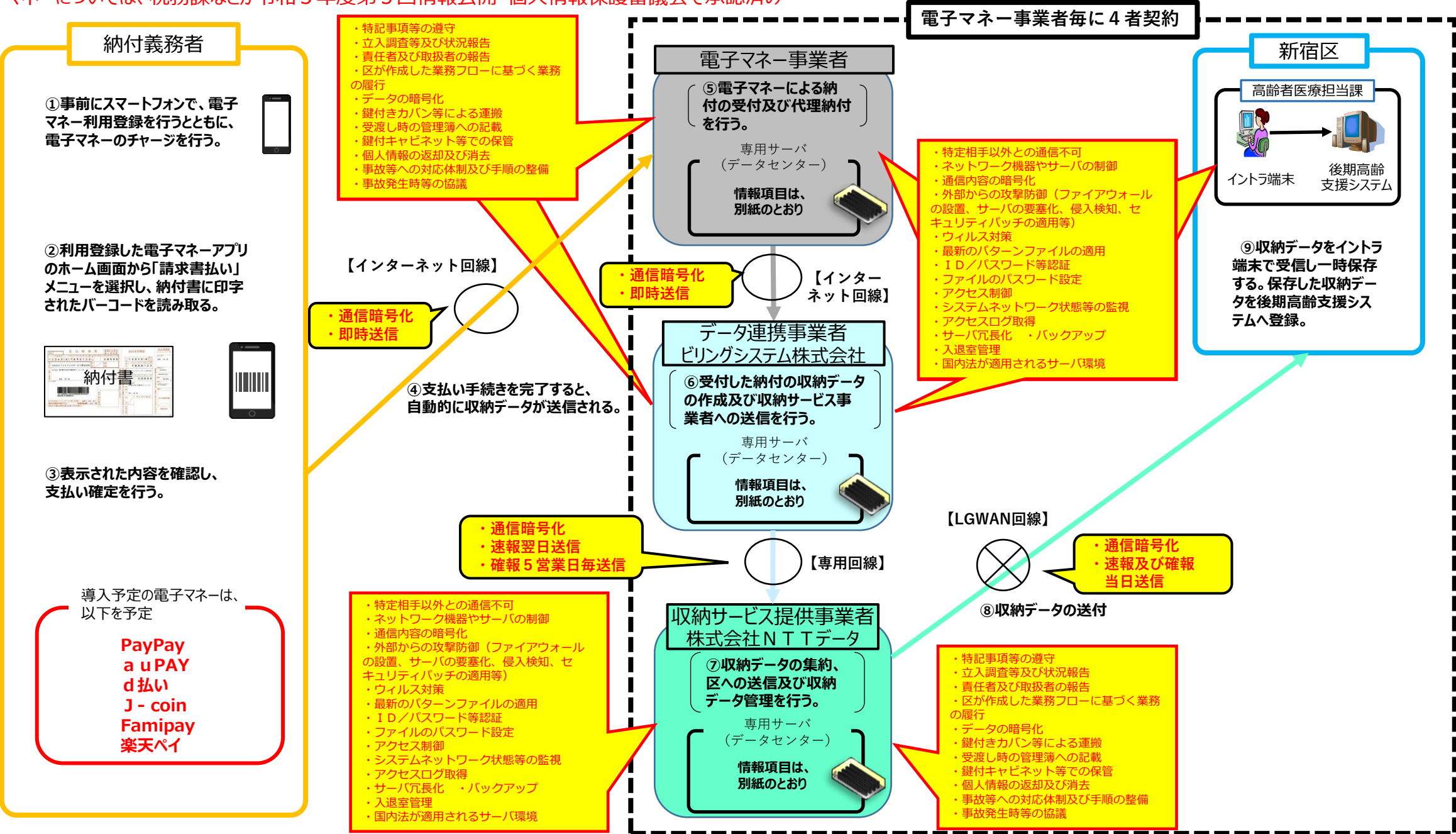
モバイルレジを活用したクレジット納付に係る個人情報の流れ

※モバイルレジクレジットについては、税務課などが平成30年度第8回情報公開・個人情報保護審議会で承認済み



電子マネー納付の導入に係る個人情報の流れ

※電子マネーについては、税務課などが令和3年度第5回情報公開・個人情報保護審議会で承認済み



銀行スマホ決済を活用したインターネットバンキング納付・クレジット納付に係るデータ項目**後期高齢者医療保険料の収納業務に係る項目**

通知書番号、レコード区分、ファイル作成日、代行会社コード、収納機関コード、利用区分、データ識別コード、収納日付、収納時間、自治体コード、区自由使用欄（処理区分、賦課年度、対象年度、通知書番号、期別、調定額、収納額、延滞金、再発行区分、支払い期限日、印紙フラグ、支払い金額）、収納店舗コード、支払い予定日、確認番号、発行年月日、クレジット送信年月日、経理処理日、小売業企業コード、速報件数合計、速報金額合計、確報件数合計、確報金額合計、速報取消件数合計、速報取消金額合計、レコード総件数

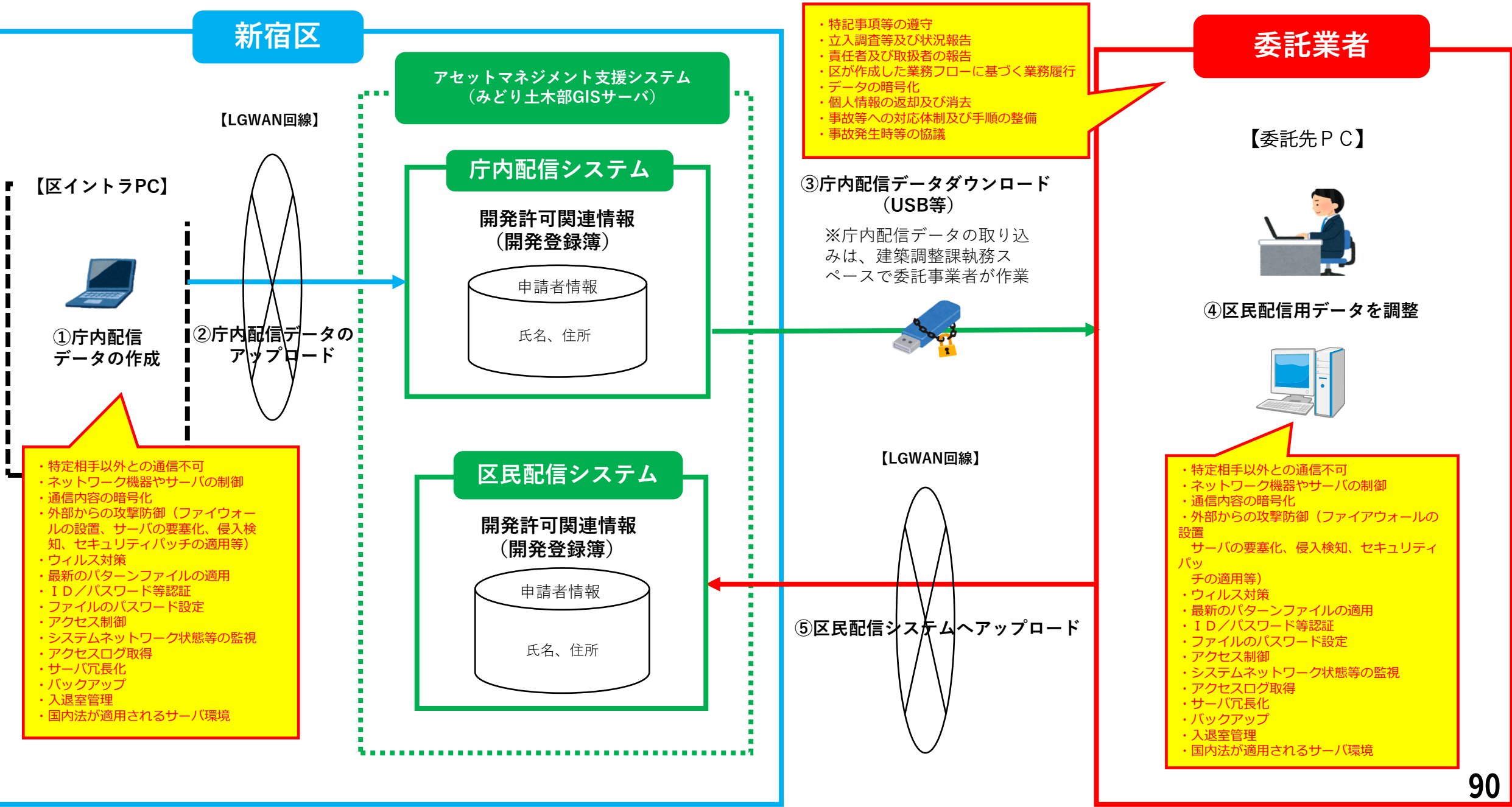
新宿区アセットマネジメント支援システムデータ作成委託等について (No.36)

事業名	新宿区アセットマネジメント支援システムデータ作成等委託
担当課	建築調整課
区 分	電算処理、業務委託
目 的	アセットマネジメント支援システムのうち、区民配信システム（みんなの GIS）の関連する各種データ更新を実施することで、利便性の向上を図る。
対象者	開発許可申請者
事業内容	1 概要 都市計画法第 29 条（以下、同法）の規定により、一定規模の土地で区画形質の変更等を行う場合には、許可（開発許可）が必要であり、許可を行った場合には、同法 46 条に基づき、開発登録簿を作成し、保管しなければならない。作成した開発登録簿については、現在窓口での閲覧及び交付を行っているが、今後は区の HP でも、開発登録簿の確認及び印刷を可能にすることで、利用者の利便性の向上を図る。なお、HP での確認及び印刷は、既存のアセットマネジメント支援システム（平成 23 年度管理運営会議承認済み）の、区民配信システム（みんなの GIS）の情報を更新することで行う。 2 電算処理、業務委託の付議内容 （1）電算処理 区民配信システム（みんなの GIS）での、開発登録簿の確認及び印刷を可能にするため、既存の区民配信システム（みんなの GIS）の改修を行う。 （2）業務委託 区民配信システム（みんなの GIS）改修作業及び、データ加工作業等を委託する。 3 対象者 30 人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

新宿区アセットマネジメント支援システムデータ作成に係る個人情報の流れ

新宿区

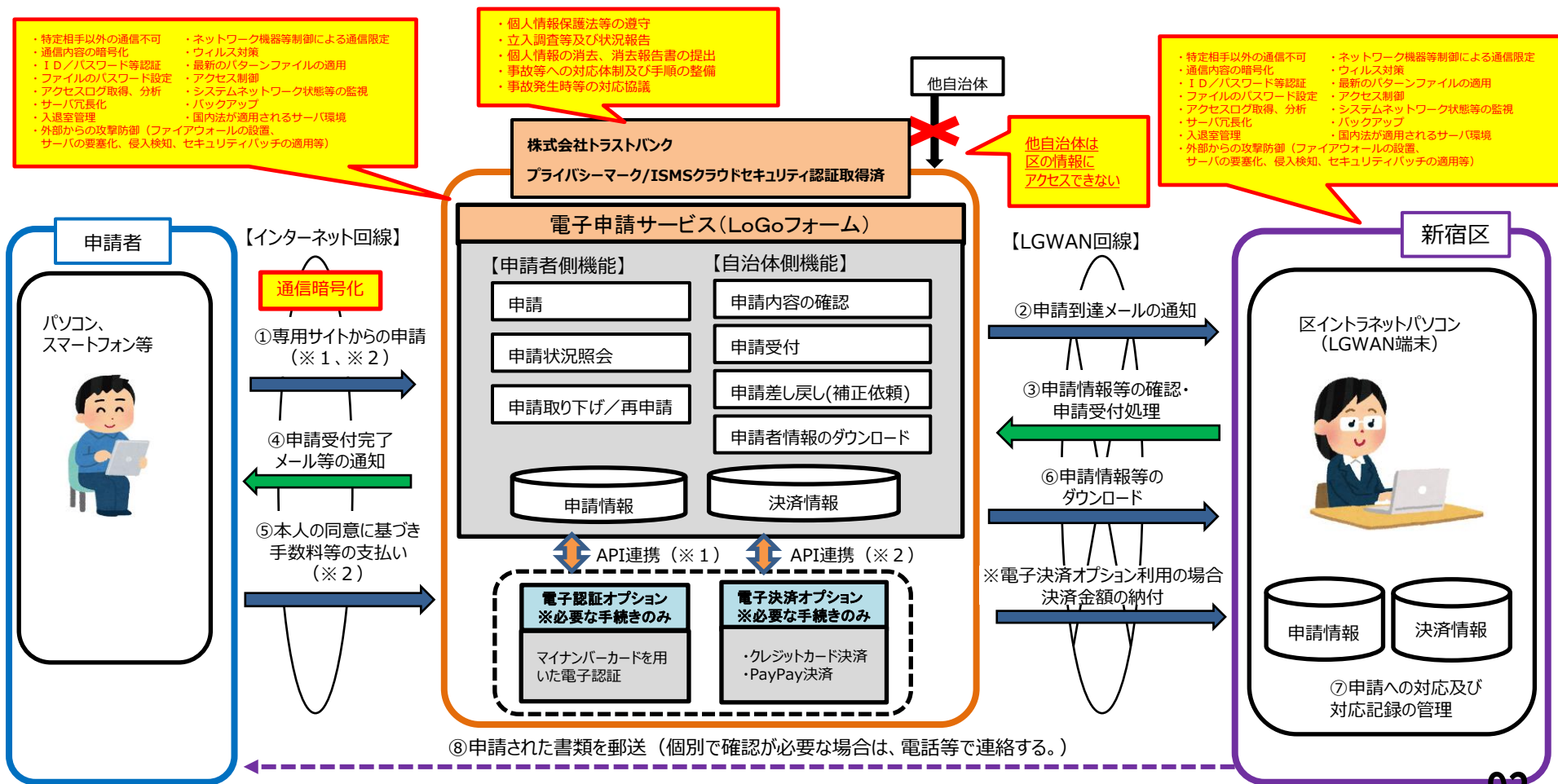
委託業者



L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）（No.37）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	区政情報課、情報戦略課、学校運営課
区 分	外部結合
目 的	区職員への調査のオンライン化を推進し、利便性の向上を図る。
対象者	区職員（会計年度任用職員は除く）
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。 今後、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止され、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下、「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。（令和6年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済） ついては、区の電子申請による行政手続の導入促進等の観点から、下記3点にかかる電子申請のみ付議することとする。 ①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合 ②オンライン決済機能を活用する場合 ③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合 2 外部結合の付議内容 新たな手続をL o G o フォームに追加することで、さらなる区職員の利便性の向上を図ることとするため、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。 なお、当該手続は、上記①単年度手続者が1,000人を超える場合に該当するため付議を行う。
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子申請サービスに係る個人情報の流れ(住民等から区への申請)



※1 「電子認証オプション」を活用した電子認証は、申請と併せ①の段階で行う。

※2 「電子決済オプション」を活用したオンライン決済は、④申請受付完了メール等の通知で決済金額を請求し、⑤の段階で行うほか、申請と併せ①の段階で行うこともできる。

【追加手続及び情報項目】

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	学校運営課	進路予定調査に関するアンケート	（区立小・中学校の入学予定の児童・生徒）氏名、児童生徒氏名フリガナ、生年月日、性別、住所、現在在籍中の学校等 （区立小・中学校の入学予定の児童・生徒の保護者）氏名、氏名フリガナ、電話番号、メールアドレス、 （外国籍の児童・生徒）国籍、言語、在留資格、在留期間、在留カード番号	①約 4,000 件

e L T A Xシステムに係る外部結合等について（手続の追加）（No.38）

事業名	地方税の手続きにおける電子申告等の拡大
担当課	税務課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	地方税の手続きにおいて、「e L T A Xシステム」で行える、電子申告等を、 ・相続人の代表者の指定届出 ・自動車税等の第二次納税義務の免除申告 ・登記することができる質権以外の質権に係る質権の優先の証明 ・猶予を受けた場合の差押の解除の申請 ・納付又は納入の委託の申出 ・地方税の予納の申出 ・経済的成果の消失があった場合の還付加算金に係る申出 ・地方税を納付した第三者の代位 ・所有権留保付売買の売主による軽自動車税の種別割の賦課徴収に関する事項の報告 （以下「令和7年中対応地方税関係申告等」という。）に拡大することで、納税義務者・特別徴収義務者・申告者（以下「納税義務者等」という。）の負担を軽減させるため。
対象者	e L T A Xシステムを使って地方税関係申告等を行う申告者
事業内容	1 概要 地方税共同機構が提供するe L T A Xシステムとの外部結合は、平成21年度第2回、同第6回、平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済である。また、外部結合の地方税関係申告等の電子申告については、令和5年度第4回、令和6年度第4回個人情報保護管理運営会議にて了承済である。 これまでも、地方税関係申告書等の電子申告による受付を行ってきたが、令和4年税制改正により、令和7年1月以降、地方税関係申告等についても電子申告対象手続が拡大された。 については、令和7年中対応地方税関係申告等を、新たにe L T A Xシステムに連携することで、納税義務者等への適正な課税及び申告等の負担軽減に繋がることから、e L T A Xシステムを利用した手続を追加するために必要な外部結合及び業務委託を行う。

e L T A Xシステムに係る外部結合等について（手続の追加）（No.38）

	2 外部結合、業務委託の付議内容 (1) 外部結合 e L T A Xシステムに令和 7 年中对応地方税関係申告等を連携させるため。 (2) 業務委託 審査システム運用、保守サポート業務及び情報の一時的な保存業務を委託する。 3 対象者 地方税関係申告の申告者 約 7 万人（個人住民税 約 4.5 万人 軽自動車税 約 2.5 万人） 特別徴収義務者 約 8 万社
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

e L T A Xシステムに係る個人情報の流れ

地方税関係申告を行う申告者
及び特別徴収義務者

地方税関係申告等

申告等の内容

- ・更正請求書
- ・提出期限延長申請書
- ・納税管理人申告書
- ・特別区民税・都民税・森林環境税
- ・たばこ税
- ・入湯税
- ・租税条約に関する届出書
- ・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
- ・特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

- ・相続人代表者の指定届
- ・自動車税等の第二次納税義務の免除申告
- ・登記することができる質権以外の質権に係る質権の優先証明
- ・猶予を受けた場合の差押の解除の申請
- ・納付又は納入の委託の申出
- ・地方税の予納の申出
- ・経済的成果の消失があった場合の還付加算金に係る申出
- ・地方税を納付した第三者の代位
- ・所有権留保付自動車に係る軽自動車税種別割の賦課徴収に関する事項報告書

※情報項目については、
別紙のとおり

※赤太線の箇所が、
今回新たに追加される対象手続

- ・個人情報保護法等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・個人情報の消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

①申告情報を入力

【インターネット】

通信暗号化

地方税共同機構

eLTAX
ポータルセンター

※情報項目については、
別紙のとおり

②申告データの
出力

【LGWAN回線】

ASP事業者
(株式会社エヌ・ティ・
ティ・データ・アイ)

- ・個人情報保護法等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・個人情報の消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウィルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

審査サーバ

※情報項目については、
別紙のとおり

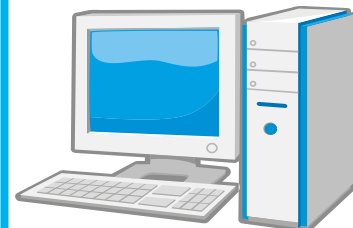
再委託先事業者

再委託項目
ヘルプデスクの設置
問い合わせ対応

再委託契約

新宿区

【審査クライアント】



③申告データの
ダウンロード

【LGWAN回線】

④申告データ
帳票作成

結合される情報項目・委託に伴い事業者処理させる情報項目

特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税に係る項目

【ファイル名：相続人の代表者の指定届出】

提出年月日、被相続人カナ氏名、被相続人氏名、被相続人死亡時の住所、被相続人死亡年月日、相続人代表者カナ氏名、相続人代表者氏名、相続人代表者住所、相続人代表者電話番号、相続人カナ氏名、相続人氏名、相続人住所、相続人電話番号、被相続人との続柄、相続分、備考

【ファイル名：自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書】

提出年月日、第二次納税義務者の住所、第二次納税義務者の氏名(名称)、第二次納税義務者の個人番号、第二次納税義務者の法人番号、第二次納税義務者の電話番号、登録番号、車名及び型式、主たる定置場の所在地、登録年月日、自動車の買主の住(居)所等、自動車の買主の氏名(名称)、契約年月日、売買代金、代金の支払い方法、割賦回数、代金の最終支払年月日、受け取ることができなくなった代金、免除を受けようとする自動車税種別割の年度、免除を受けようとする自動車税種別割の税額、自動車の所在が不明となった日及びその経過等、買主の住(居)所等が不明となった日及びその経過等、備考

【ファイル名：登記することができる質権以外の質権に係る質権の優先の証明】

提出年月日、住所(所在地)、氏名(名称)、年度、税目、期別、納期限、税額(円)、加算金額(円)、延滞金額(円)、督促手数料(円)、滞納処分費(円)、備考

【ファイル名：猶予を受けた場合の差押の解除申請書】

提出年月日、申請者住所(所在地)、申請者氏名(名称)、徴収の猶予許可年月日、差押財産の名称、差押財産の数量、差押財産の所在、差押財産の差押年月日、備考

【ファイル名：納付又は納入の委託の申出】

提出年月日、委託者・納税者・(特別徴収義務者)の住所、委託者・納税者・(特別徴収義務者)の住所の氏名、証券の種類記号番号、券面金額、支払人、支払場所、支払期日、振出人の住所、振出人の氏名、取立費用、証券による支払期日、年度期別、税目、納期限、税額、延滞金額、滞納処分費、合計、納税通知書番号、備考

【ファイル名：地方税の予納の申出書】

税目区分、様式ID、手続ID、利用者ID、納税者ID、代理人利用者ID、代理人納税者ID、申告受付番号、受付年月日、宛先【地方公共団体コード】、宛先【税務事務所コード】、宛先【長名】、申出年月日申出者の郵便番号、申出者の住所又は所在地申出者の氏名又は名称及び代表者氏名、申出者の電話番号、納税義務者または特別徴収義務者の郵便番号、納税義務者または特別徴収義務者の住所又は所在地、納税義務者または特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名【フリガナ】、納税義務者または特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名個人番号・法人番号区分、個人番号、法人番号、年度、税目、予納額、納付(納入)年月日、予納理由、備考

【ファイル名：経済的成果の消失があった場合の還付加算金に係る申出】

提出年月日、申請者の住所（所在地）、申請者の氏名（名称）、申請者の電話番号、経済的成果の消失があった理由

【ファイル名：納付（納入）した第三者の代位届】

提出年月日、第三者の住（居）所、第三者の氏名、納税者（特別徴収義務者）の住（居）所（所在地）、納税者（特別徴収義務者）の氏名（名称）、徴収金の年度、徴収金の税目、徴収金の期別、徴収金の納期限、徴収金の税額（円）、徴収金の加算金額（円）、徴収金の延滞金額（円）、徴収金の督促手数料（円）、徴収金の滞納処分費（円）、備考、抵当権の表示、納付（納入）につき正当な利益を有することの証明

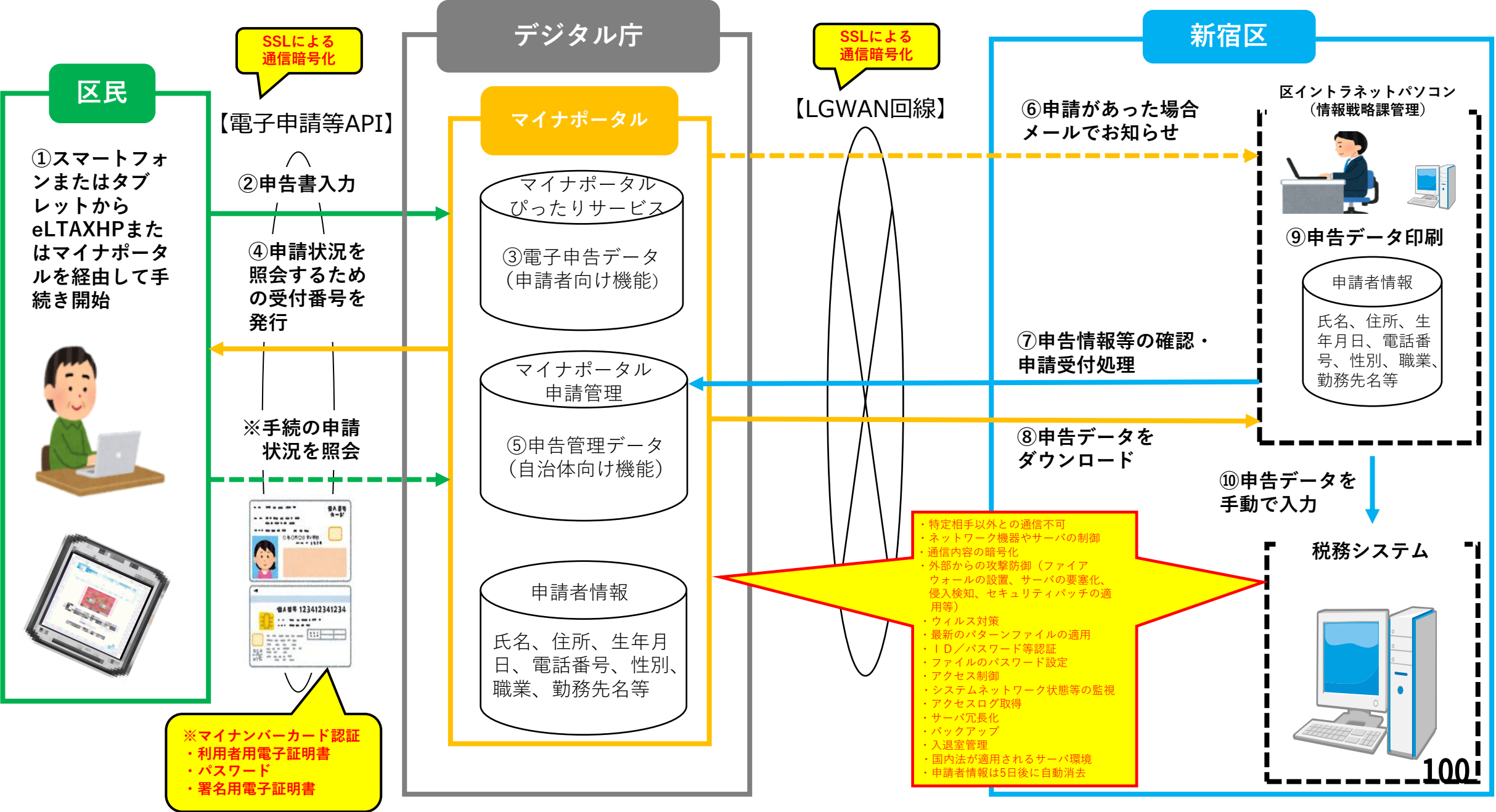
【ファイル名：所有権留保付自動車に係る軽自動車税種別割の賦課徴収に関する事項報告書】

提出年月日、住所（所在地）、氏名（名称）（代表者氏名）、登録番号、登録年月日、車台番号、買主の氏名（名称）、買主の住所（所在地）、摘要、備考

マイナポータル申請管理システムとの外部結合について（特定個人情報保護評価の報告）
 (No. 3 9)

事業名	個人住民税申告の電子化
担当課	税務課
区 分	電算処理、外部結合
目 的	地方税の手続きにおいて、電子申告を個人住民税に拡大することで、申告者の負担を軽減させるため。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者（転出者）
事業内容	1 概要 令和 4 年度税制改正により、地方税法第 747 条の 2 では、納税者が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等手続きについて、「e L T A X」を利用して行うことが可能となった。 地方税共同機構では、実務的な準備が整い次第、「e L T A X」による電子申告を拡大しており、令和 8 年度申告分からは、新たに個人住民税の申告もマイナポータル経由で連携ができるようになる。 については、マイナポータル申請管理システムと結合し、住民税申告データを連携することで、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図る。 その他、個人住民税申告の電子化に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。 2 電算処理、外部結合の付議内容 (1) 電算処理 以下の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容についてパブリック・コメント制度による住民への意見聴取を実施する。 ・地方税に関する事務 全項目評価書 (2) 外部結合 L G W A N 回線（地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク）を介してマイナポータル申請管理システムとの結合を行う。 3 対象者 約 4 5, 0 0 0 人（予定）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

マイナポータル申請管理システムを利用した個人住民税申告に係る個人情報の流れ



個人住民税申告の電子化の概要及び 地方税に関する事務全項目評価書（素案）の主な変更内容

I 個人住民税申告の電子化の概要

令和4年度税制改正により、地方税務手続のデジタル化として、eLTAXを通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大されている。

令和8年1月より、個人住民税の電子申告が可能となり、マイナポータルの伝送経路を利用して、個人住民税申告データの受領が開始される。

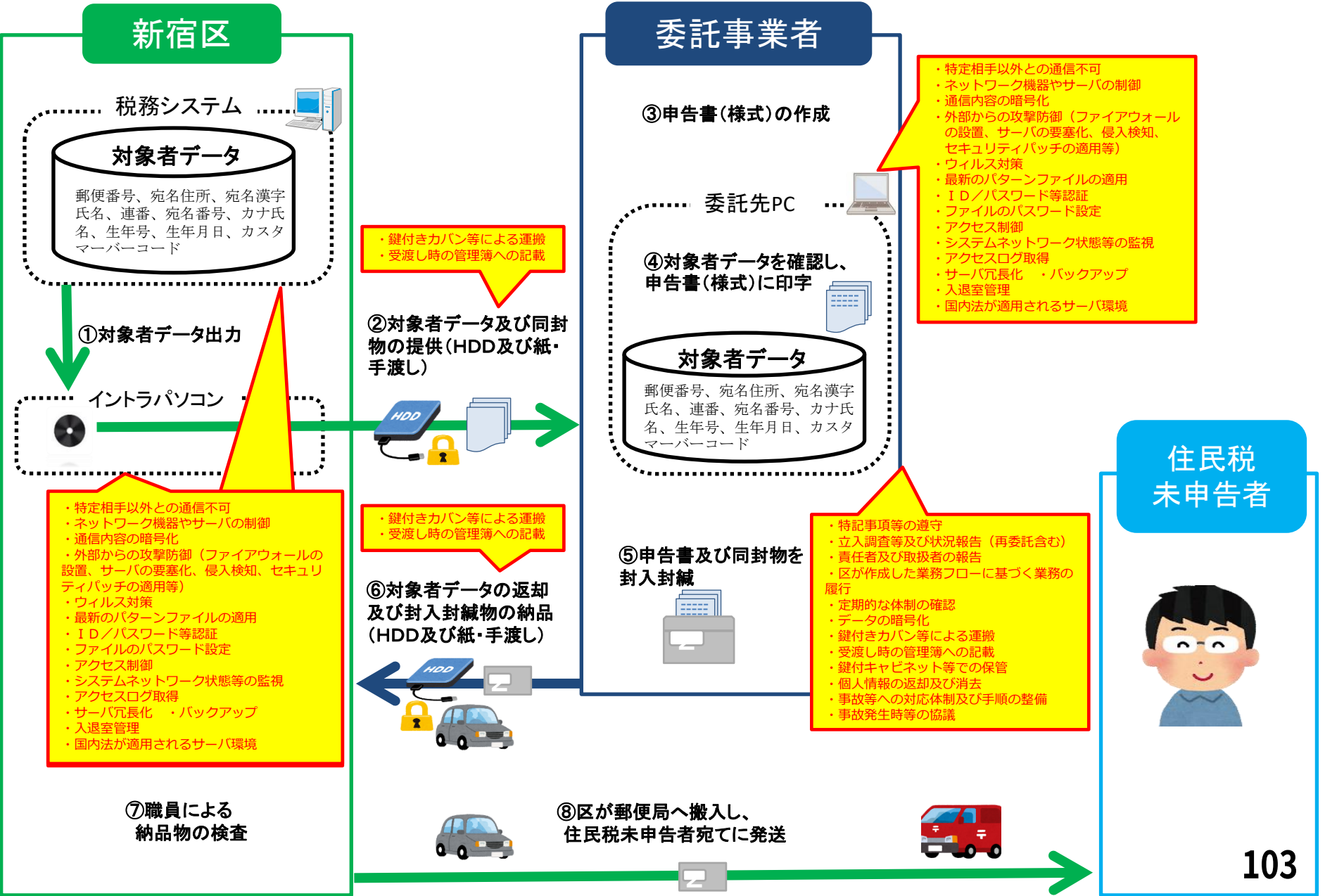
II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ I 基本情報
 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
マイナポータル申請管理を追加
(別添1) 事務の内容
マイナポータル申請管理を追加
- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法
マイナポータル申請管理を追加
 6. 特定個人情報の保管・消去
マイナポータル申請管理における措置を追加
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
マイナポータル申請管理における措置を追加

住民税未申告者に送付する特別区民税・都民税申告書等の印字及び封入封緘に係る業務の委託について（No.40）

事業名	住民税未申告者に対する特別区民税・都民税申告書等の送付
担当課	税務課
区 分	業務委託
目 的	住民税未申告者に対する調査を行い、適正課税の推進及び課税漏れ防止を図るため。
対象者	住民税が未申告である区民（10月上旬時点）
事業内容	1 概要 区では、住民税未申告者に対し、特別区民税・都民税申告書等を送付することで、適正な申告を促している。 令和6年12月までは、情報システム課が対象者の宛名・住所等をホストシステムから抽出し、高速プリンタで申告書（様式）に印字したうえで、税務課が他の封入物3点とともに窓空き封筒に封入封緘を行い、郵便局への搬入を行っていた。 しかしながら、令和7年1月からの基幹業務システム再整備に伴い、ホストシステムが廃止されたことから、税務課の税務システムにより運用管理を行っている。 そのため、税務課が税務システムより抽出した宛名・住所等の対象者データを委託事業者へ送付し、委託事業者が申告書（様式）の印刷及び印字を行う。また、併せて封入封緘も委託することで、業務の効率化を図る。 2 業務委託の付議内容 （1）申告書への印字処理業務（宛名、住所等） （2）申告書等の封入封緘業務 3 対象者 約15,000人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり



環境活動人材ネットワーク事業に係る業務の委託について（No.4 1）

事業名	環境活動人材ネットワーク事業
担当課	環境対策課
区 分	業務委託
目 的	「新宿区脱炭素チューター」の育成を柔軟かつ円滑に行うため
対象者	区内在住、在勤、在学の者
事業内容	1 概要 環境活動人材ネットワークは、区内在住、在勤、在学の者を対象に、「新宿区脱炭素チューター（以下、「チューター」という。）」育成セミナーを開催し、区内における環境教育の担い手を育成する。区民等に環境行動に対する意識と行動の変容を促すための場をチューターに提供することで、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現を目指す事業である。業務を委託して実施することで、セミナーの開催や活動場所の創出の円滑化を図る。 2 業務委託の付議内容 「新宿区脱炭素チューター」育成セミナー参加者の管理調整等や、セミナーの開催業務を委託する。 3 対象者 約25人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

環境活動人材ネットワーク事業に係る個人情報の流れ

